

第百四十七回国会 衆議院 商工委員会 議 録 第 十 二 号

平成十二年四月十九日(水曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 中山 成彬君
理事 伊藤 達也君 理事 小林 興起君
理事 河本 三郎君 理事 山本 幸三君
理事 大島 章宏君 理事 吉田 治君
理事 久保 哲司君 理事 吉井 英勝君
小野 晋也君 奥田 幹生君
小島 敏男君 古賀 正浩君
桜井 郁三君 新藤 義孝君
菅 義偉君 砂田 圭佑君
田中 和徳君 竹本 直一君
谷畑 孝君 中野 清君
萩野 浩基君 林 幹雄君
古屋 圭司君 細田 博之君
水野 賢一君 村田 敬次郎君
茂木 敏充君 森 英介君
森田 一君 矢上 雅義君
山口 泰明君 渋谷 修君
島津 尚純君 榊床 伸二君
中山 義浩君 山本 譲司君
西 博義君 西川 知雄君
金子 満広君 青山 丘君
小池百合子君 塩田 晋君
北沢 清功君

通商産業大臣 深谷 隆司君
国務大臣 (内閣官房長官) 青木 幹雄君
国務大臣 (経済企画庁長官) 堺屋 太一君
経済企画政務次官 小池百合子君
文部政務次官 小此木八郎君
通商産業政務次官 細田 博之君

通商産業政務次官

労働政務次官 茂木 敏充君
建設政務次官 長勢 甚遠君
政府特別補佐人 岸田 文雄君
(公正取引委員会委員長) 根来 泰周君
政府参考人 (公正取引委員会事務局) 山田 昭雄君
経済取引局長 河野 博文君
政府参考人 (資源エネルギー庁長官) 大井 篤君
政府参考人 (資源エネルギー庁公益事業部長) 酒井 喜隆君
商工委員会専門員

委員の異動
四月十九日
辞任 岡部 英男君 補欠選任 菅 義偉君
奥谷 通君 砂田 圭佑君
柏谷 茂君 森 英介君
新藤 義孝君 萩野 浩基君
田中 和徳君 林 幹雄君
竹本 直一君 谷畑 孝君
中山 太郎君 矢上 雅義君
赤羽 一嘉君 西 博義君
同日 辞任 菅 義偉君 補欠選任 岡部 英男君
砂田 圭佑君 水野 賢一君
谷畑 孝君 竹本 直一君
萩野 浩基君 新藤 義孝君
林 幹雄君 田中 和徳君
森 英介君 柏谷 茂君
矢上 雅義君 赤羽 一嘉君

同日

辞任 水野 賢一君 補欠選任 奥谷 通君

四月十九日

再生資源の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第八四号)
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件
私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第八一号)
再生資源の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第八四号)

○中山委員長 これより会議を開きます。
内閣提出、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。
本案審査のため、本日、政府参考人として、吉井英勝君の質疑の際に公正取引委員会事務局経済取引局長山田昭雄君、資源エネルギー庁から長官河野博文君及び公益事業部長大井篤君の出席を求め、説明を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。
〔異議なしと認めます。〕
○中山委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○中山委員長 これより質疑に入ります。
質疑の申し出がありますので、順次これを許します。新藤義孝君。

○新藤委員 おはようございます。自由民主党の新藤義孝でございます。与えられた時間が十分でございまして、非常に難しい質問でございますが、ポイントだけ御質問させていただきますというふう存じます。

私どもは、自由民主党の立場として、政府とともにこの独占禁止法の改正についてさまざまな作業をやつてまいりました。私も個人的な信念の中で行わさせていただいたわけでございます。

この総括で申し上げることは、とにかく日本の商業環境、そして産業構造、これを直さざるを得ない、そういう時代の背景を受けて、その代表たるものが規制緩和である。これは、委員の先生方皆さんが共通認識のことだと思っております。

ただ、私どもは、この何年間の規制緩和というものを覚えておきながら、やはりそこにはある前提が必要だ。すべての規制を緩和してしまつてなくなるといふことは、究極論は法律も要らない、何にも要らないといふことになりますから、規制緩和を行うについても、最低限の社会的な規制だとか、それから公正取引環境の整備、こういうものを前提とした規制緩和をやつていかなきゃならぬ、こういうふうに私は思っております。そして、そういう活動をやる大勢の仲間とともにこの作業にタッチさせていただいたわけでございます。

この中で、今回は我々の考えが盛り込まれた法律の改正案になっております。そして、基本的にこれを進めさせていただきたいという賛成の立場でやつておるわけなのでございますが、あえてここで確認するという意味で、また公取の方でどういふお考えを持っているかといふことのために質問をさせていただきたいというふうに思っております。特に、私どもは、規制緩和が進み過ぎた結果と

して大変な問題が起きているものとして、ガソリンスタンド、それからいわゆる小売の町の酒屋さん、こういった皆さん方に今いろいろ不安が出てくるということを確認しております。

そういう中から出てきたものとして、今までは、公正取引委員会に申告をして、そして不正な取引が行われているかどうか、それから不当販売だとか差別待遇、さらにはメーカーによる優越的地位の濫用、こういうものが行われていると個人的に思っている、なかなかそれが仕事の面で立証できなかったり、業界として対応できない、こういうふうなことがございました。そのために、今回は、公取に申し入れをするだけではなくて、個人の立場で裁判所に訴える、差しとめ請求をするんだ、この導入をしたことが今回一番大きな成果ではないかな、我々はこういうふうにも思っているのでございます。

この場合に問題になってくるのは、差しとめ請求をするのですけれども、その場合に、不正の目的の提訴の場合は原告に担保を提供させる。これは当然、差しとめ請求制度を濫用され、悪用されれば困るということで商どもが必要だと思っておりますけれども、この原告に担保を提供させるということとが逆に差しとめ請求をしづらくなってしまふ、こういうふうなことがあるのではないかな、そういう心配をしている者があるのだけれども、濫用防止の精神、原告に担保を提供させるということを導入した目的というか、その部分を確認をしていきたいと思っております。

○根来政府特別補佐人 今回提出いたしました法案には、私人の差しとめ請求の制度を入れていくわけでございますが、こういう制度は光と影の部分がございます、光の部分は非常に結構だという評価を受けるわけでございますが、やはり影の部分もございます、濫用の目的のために濫用するということもあり得るわけでございます。

そういうことをおもんばかりまして、特に、これは被告の抗弁といえますか、被告の申し立てに

よりまして、かつその被告が疎明した場合に限りまして裁判所が担保の提供を求めるということになりますので、その光と影の部分がうまく調整できるのではないかと今うふうに思っております。

○新藤委員 もう少しわかりやすく確認させていただきたいと思うのです。要するに、言葉のとおり、不正の目的の提訴の場合は原告に担保を提供させる、だから、逆に言えば、不正の目的ではない正常な目的の提訴の場合は担保は必要ない、こういうふうな私的の判断でできるんだし、また、それをしていただかなければこの請求制度をつくった意味がないわけがございまして、これは大変な誤解を生じるおそれがあります。だから、当然これは正当な提訴なんだという場合には担保は必要ないんだよということとをきちっとPRする必要があると思うのだけれども、どうですか。

○根来政府特別補佐人 おっしゃるとおりでございます、正当な場合は何ら担保なしに請求ができる、こういうことでございまして、法案が成立した場合には、私どもも、その点誤解のないように十分PRしたいと思います、こういうふうにも思っております。

○新藤委員 ありがとうございます。そこが大切なところでございまして、これは要するに、一般の素人というか、個人的な請求、この制度を使おうと思っている人にはそこをきちんと知らないといけないんで、法律にはそこまで書く必要はありませんから、やはり私は、ここではつきりさせていたいただきたいということでございまして。

それで、時間がありませんので、あと、大切なことは、独禁法を緩めてさらに取引を活性化させるわけですから、いろいろな市場を開放して、新しい方々が入ってくる。当然取引がふえる、ということ、またこれに対して、取引がふえたことによつて、独禁法の適用を検討しなければいけない作業がふえてくると思うのです。

だから、その場合に、窓口を開放してどんどん市場を活性化しない、その結果、今度は独禁法に抵触するおそれのあるものが、ハードルが低く

なったんだから、数がふえる。では、そのふえた案件を迅速に処理できなかったならば、結局またこれは意味がないということになる。ということ、これは公正取引委員会の機能を強化する、それから体制を充実させる、このことが大変必要になってくるというふうにも思っております。

そういうことについて、きょう公取の委員長おいででございますから、これは決意のほどと、それから、私どもとしては、こういうものを推進させるんだから、やはり体制を充実させるための人員だとかそういうものを我々も考えていかなきゃいけないんじゃないか、こういうふうにも思っておりますが、公取側の立場として、この決意というか、また要望、こういったものがあれば聞いておきたいと思っております。

○根来政府特別補佐人 まず、体制の強化でございすけれども、これは国会でも、また政府部内でも大変な応援をいただきました、小さい政府を目指しているときに、やはり年々、私どもとしては少ないと思っておりますが、増員をいただき、体制の強化を図っていただいております。

それからもう一つは、私どもは、やはりこういう自由経済、自由競争の時代になりますと、今までの独禁法でとらえ切れない点がたくさんあると思うわけがございまして。そういうことについては常々検討を怠らないという態度で、また国会等の御議論を踏まえまして、法律の改正等をお願いしたいわけがございまして。私が就任してから、先ほども言っていたのですけれども、毎年この独禁法の改正をお願いしているわけがございまして、引き続きよろしく願いたいと思っております。

それから、最近の風潮にかんがみまして、親切な行政と言うとまたおしかりを受けるかも知れませんが、やほり国民にわかりやすい独禁法の執行ということが必要であらうかと思っております。そこで、民間の方々の御協力も得、また私どももいろいろ考え方を公表しまし

て、できるだけわかりやすく、かみ砕いて、理解していただくような努力を積み重ねていくわけがございまして、各般にわたり御指導をお願いしたい、こういうふうにも思っております。

○新藤委員 ありがとうございます。

とにかく、これはきっちり運用しないと、別に犯罪ではないんだ、犯罪行為ではないから取り締まれないんだ。ただ、要するに、日本の商環境というのは町のいわゆるコミュニティの中で成り立っている部分がある。人間と人間のことなんだから。だから、これを壊してしまつたら日本の地域コミュニティも壊れるんだ、商業を保護するだけではないんだということから、これは厳正に執行してもらいたいというふうに思います。

質問を終わります。ありがとうございます。

○中山委員長 吉田治君。

○吉田(治)委員 民主党の吉田治でございます。きょうは通産大臣においでいただいて、大臣はお時間が限られているということで、本意ではございませんけれども、まず通産大臣の方への質問から入らせていただいて、その後、できればゆつくりと中身深く公取の方に御質問をさせていただきます。

まず最初に大臣、電気事業、ガス事業。今、電気は御承知のとおり九電力体制、ガスは地域独占とはいいいながら二百数十社が大手と中小に分かれてガス事業を展開している。しかしながら、基本は、私が言うまでもなく、日本のエネルギーの自給率というものははかに比べても随分違

う。私はかねがね申し上げて、おしかりもいただくのですけれども、例えば日本の食料自給率の話がいつも出てくる。五〇%か四〇%かを何%上げるのに何はかかるんだと。私からすると、その問題も大事だけれども、もっと自給率の低いエネルギーの問題がある。それはほとんど自由化の方向へ持っていくというふうな中において、本法案が改正されることによつて、より電気もガスもそれぞれの自由化というものが進められる、促

進の方向になるというふうに聞いておりますが、特に自給率の低いエネルギーというものを。

私はちよつとこのごろある意味で残念だと思ふのは、大臣は御経験おありと思ひます、私もそうなんですけれども、私が小学校五年生のときで、第一石油ショック。ある日突然町じきでネオンが消えた。紙もない。灯油はないのはわかるのでけれども、どういうわけか食用油までなくなつていった。なぜか知らないが、トイレレットペーパーは家の倉庫に山盛りあつた。

買い占め、売り惜しみという言葉は今死語になりつつあるのかもしれない。しかしながら、どうも今の通産のエネルギー政策を見ておると、その世代ではない、私よりも年のお若い方々、これは私は、若い方々の発想でやるというの、自分も含めてですけれども、必要だと思ふのですけれども、どうもそこに、あの石油ショック、特に第一次石油ショックの経験に基づかない、理論的に見たらマーケットメカニズムのみを標榜する、そういうエネルギー政策がばつこし過ぎてゐるのではないか。

日本というのは、基本的にはエネルギーの自給率が低い国だ。だから、その中で自由化ということが必要である中で、どうも発言を聞くと、マーケットメカニズム、アメリカ、イギリスと、最後はそれぞれ自分のところでエネルギーを持つてゐる国と同じように扱つてしまふ。農業の話とすると、何か随分進んでゐるのか、わけがわかつてゐないのかということを感じるのですけれども、まず大臣におかれて、このエネルギー政策、特に、何度も申し上げましたように、自給率の低い我が国のエネルギー政策についてどういうふうにお考えなのか、所信をちょうだいしたいと思ひます。

○深谷国務大臣 吉田委員のおっしゃるとおり、我が国のエネルギーの自給率は非常に低うございす。石油もほとんど海外から依存してゐる。ですから、過日のアラビア石油の問題でもそうでありますが、常に不安定な状況に置かれてゐる。

そのために、海外との関係を重視しながら、その関係の友好的なかかわりをずっと維持していくような努力をしなければなりませんし、国内にあつては、新エネルギーの開発等も一生懸命やつていまして、省エネルギーの問題など、おつしやるようにあの石油ショックの反省に立つた状況というのが今すっかり忘れられてゐるという形がありますから、全体的なエネルギー対策について国民が政府と一体となつて考えていくという体制が非常に大事だろうというふうに考えて、一生懸命通産省としてもその形をやらせていただいております。

そういう中で、電力あるいはガス等々についてのいわゆる自由化という流れが生まれてまいりました。この自由化の方向というのは、効率化であるとか価格の低廉化とかいうことを一方においては考へてゐるわけでありますが、委員おつしやるように、その場合に大事なことは、安定供給とか環境保全といったエネルギー政策上の整合性をきちつと保つていくことだということに整合するわけでありまして、いたずらに安くなればいい、自由化されればいいというものではないということにはつきりと確認しておかなければならないと思ひます。

そういう意味から、今度のこの制度を実施いたしました後、三年後をめぐりして再度検証するということになっておりますので、その際もこのような全体的な整合性を考へる姿勢を貫いていきたいと思ひます。

○吉田(治)委員 今大臣、三年後の見直しということ、それがより進むのかどうかということがまたこれから注視されると思ひます。

大臣の答弁の中で、今アラビア石油のお話がございます。これは大臣も議員でいらつしやいますからおわかりだと思ふのですけれども、役所というのとはどうも、アラビア石油の問題のときにはエネルギーの自給率が低い、電気、ガスの自由化のときにはマーケットメカニズムだと、何か使い

分けをしてゐるよう感じて仕方がない。大臣をされてゐて、ぜひともその辺もしんしゃくをしていただかなければならない点だと私は思ひます。

さて、質問をかえさせていただき、電気の件については後ほどまた公取中心に御質問させていただきますけれども、本日は、この場をおかりして、昨年本委員会が成案になりました施行が始まりました俗称産業再生法。民事再生法という中において新再建型倒産手続というものが昨年の国会で通りまして、先週の週末、東洋製鋼が民事再生法の申請をした、そして、それを受け入れた朝日工業が口頭においてこの産業再生法の申請を通産にしたとお聞きしております。

私は、まず最初に大臣に、日本のこの産業再生法、これはある意味で前大臣がつくられて、現大臣、深谷大臣がこれを実施されてゐる。だから、つくるのとやつてゐるのとはやはり現実問題になると随分違つてくるというふうな部分、違つてくるというか、より使い方がいろいろの工夫なさつてゐるかと思うのですけれども、まず、産業再生についてということ。

それから、今申し上げた、日本において初めて民事再生法を申請した業界である鉄鋼業界の構造改革について。私は昨年予算委員会をさせていただきまして、当時の総理、当時の通産大臣にも随分質問をさせていただきまして改め、こうして現実には新しい産業再生のスキームが動き出したという中において、鉄鋼業界、とりわけ鉄鋼は、私が言うまでもなく、高炉系と普通鋼電炉業界という、超大手と俗に言う中小という形に分かれてまいりますけれども、この構造改革について、大臣としての認識というものをまずお聞かせください。

○深谷国務大臣 鉄鋼産業の構造改革についてまず触れますが、鉄鋼産業は、好調な輸出に支えられて、粗鋼生産量というのは回復されつつあります。今までは、大体一億トンのレベルを常に前後しておつたわけでありまして、ただ、鋼材市況が低迷してゐますから、経営環境というのはいはり依

然として厳しいと見なければならぬというふうに思ひます。

こうした環境の中で鉄鋼各社が生き抜いていくためには、他社との連携も含めた事業の再構築に努めるということが非常に大事であります。特に電炉業は設備能力が過剰と言われておりますから、設備処理を行う事業の再構築で業界全体の構造改善が図られていくことが必要だろうというふうに思ひます。お話しした産業活力再生法などを活用いたしまして、鉄鋼業界の自助努力による構造改善というものが進んでいかなきゃなりませんし、それを支援していくことが私どもの役割だと考えております。

○吉田(治)委員 普通鋼電炉業界のお話はありましたけれども、高炉の方はいかがでしょうか。大臣の初めの答弁の中で、好調な輸出と。普通鋼電炉業界は国内です。スクラップからやる、環境に非常に優しくて、エネルギー問題からしても、夜回すということでも非常に電気の負荷という部分においても貢献をしてゐると私は評価をしてもいいと思ふんですけれども、高炉業界というのはいかがでしょうか。

現実には、大臣の答弁のことを具体的に言うと、例えば、新日鉄と日新さんがステンレス、それから新日鉄と住金さんがシームレス、川鉄さんとNKKさんが物流という形で提携を含めてゐられる。しかしながら、高炉全体とすると、いろいろ物を読んでおりましたり、アナリストと言われる人たちの話を聞いておりましたと、やはり二十万トンクラブというんです。粗鋼生産量が一社で二千万トンでないとなかなかこれからの世界競争の中で生き残り得ないということもよく聞いておりますけれども、普通鋼電炉は後ほどお聞きしますが、高炉については、大臣、お考えはいかがでしょう。

○深谷国務大臣 今も触れましたように、高炉業界というのには設備能力が過剰だと言われておりました。それらの設備の処理に伴う事業の再構築というのが今非常に重要だというふうに思ひます。

今御指摘のありましたように、新日鉄であるとか日本鋼管であるとか、いろいろなところが、それぞれどのような再構築をしたらいいかというところで、まだ具体的ではありませんが、動きが始まっていて、これらの動きの中で答えが出てまいりまして世界との対応の中で生き延びていく、そういう形で行くしかないのかなというふうに考えます。

○吉田(公)委員　そういうふうな中で、大臣も先ほど言われて、私も、重要なのは、これはもう時代が変わった。私が申すまでもなく、自助努力という言葉を使わなければいけません、多分これが先ほどの石油ショックのころの業界であれば、行政指導というんですか、価格カルテル適用除外という形をして、どんと頑張ろうじゃないかという、擬態語になってしましますけれども、そういう時代であったのが、今はもうまさにそれぞろが、業界または各社がみずからの意識で、みずからの経営配分していかなければならないという中において、この東洋製鋼の民事再生法申請というものが、これについて、大臣として、この一連の流れをどうお考えなのかということが一点。

二点目は、朝日工業さんが産業活力再生法、これは正式に文書では申請はされていない、口頭で、俗に言う問い合わせという形が来たという聞いておりますけれども、それが朝日工業さんから今後正式に文書として出てきた場合に、通産として、積極的というのか消極的というのか、それとも、どういう質問の仕方をしていいかわかりませんけれども、そういうふうな形で受けとめて申請に対応していくのか。

そして、最後の部分で大臣が、設備処理、過剰な設備だと言われましたけれども、初めてこれは鉄鋼業界において過剰設備の処理にこの国のあり方というものが使いたという部分で、私は、よしあしは別として、問題点は後ほど労働政務次官もおいでですから質問をさせていただきます。さきの産業活力再生法の衆参両院における附帯決議の中でも労働問題については非常に大きく盛り

込んでおり、立法化まで検討しろと要求をしておりまして、これについては後ほど質問させていただきますけれども、しかしながら、初めて過剰設備の処理というのがこれでなされるのかなというところで、その辺については大臣のお考えと対応、そして評価と言つては語弊がありますけれども、いかがでしょうか。

○深谷国務大臣　東洋製鋼株式会社は、四月十四日に東京地方裁判所に対して民事再生法の手続開始の申し立てを行ったわけでありまして。同社は、今生産を停止いたしました。朝日工業に営業を譲渡する方針を発表しているところでございます。朝日工業の方からは、東洋製鋼から営業譲渡を受けるに当たつての産業活力再生法の活用可能性について、お話しのように今通産省と相談を始めています。

東洋製鋼が現在保有している生産の設備を処理するかどうか、これは現段階では未定でありますけれども、恐らく再生計画案作成の過程の中で出てくるのではないかとこのように考えます。

いずれにしても、電炉業界の現状にみても、本ケースが構造改善に資するというふうなことで、おきまして、産業活力再生法については、消極的、積極的と問われましたが、積極的に対応していくように私は指示をいたします。そして、その場合には、まだ正式な申請にはなっておりませんが、できる限り早く、可能な限り早く対応するということが必要ではないだろうかというふうに考えます。

○吉田(公)委員　もう一度重ねてお聞かせいただきたいんですが、先ほどから過剰設備、設備処理というお話の中においては、大臣としては評価すべきものであつて、できることならば業界なりそれぞれの企業なりのみずからの発意によつてこういう流れというものが、加速と言つては語弊があるかもしれないけれども、一つの流れになつてもらいたいというふうな思いがあるというところ、そういうふうな考えだということによ

ろいんでしようか。

○深谷国務大臣　鉄鋼業界に限らず、世界の荒波の中をこれから進んでいく場合には、やはり足腰を強くしていくということがとても大事だと思います。集中とか選択というようなことで、特にこの場合には産業活力再生法等でしたら土台をつくつていく。その当初は苦勞も多うございますけれども、結果的には将来足腰の強い産業になつていく。そういう意味では、私は、今のような構造改革が進められていくというのは一つの流れであると思つております。

○吉田(公)委員　その場合に、そういう流れがうまくいって、設備処理等がうまくいくと、ある意味で鋼材価格が、下落と先ほど言われましたけれども、安定していくと、川上、川中、川下でいうと、やはり鉄鋼の卸問屋、たしか大臣の地元にもたくさんあつて、大変厳しいと聞いておりますけれども、そこにも資すると思つておられます。ですから、その辺からすると、大臣はくくりで、いや、鉄鋼業界だけじゃないということですから、でも、これは例えば鉄鋼業界に限つた場合にも、もう一度、くくりでいいけれども、イエス、ノーという質問の仕方がいかにわかりませんけれども、評価できると考えてよろしいですね。

○深谷国務大臣　いろいろなケースがありますから全体的なことは申し上げられませんが、前向きに評価できるのではないかと思います。

○吉田(公)委員　それで言うならば、今回は評価できるといふことで、大臣、あともう一度。もうお時間もあれですので、しつこい質問になつてしまつてもいいかもしれません。では、高炉業界、また普通鋼電炉業界、特に普通鋼電炉業界はとりわけ設備過剰だ。私が先ほどから申し上げていくように、スクラップを使つていくというところ、それから夜の電気を使つていくという部分においては、エネルギー、また環境問題について、私は、ネガティブではなくて非常にいい産業だ、ある意味で、こういう産業がばったばった倒れるの

でなくして、こういう形でどんどん進んでいく必要があると思つております。

もう大臣に対する質問はこれで最後にさせていただきますので、もう一度重ねて。しかしながら、先ほど申し上げましたように、普通鋼電炉業界というのはまさに国内だけ。高炉は海外で、たしかきょうも鉄鋼課長が、まだ日米間のシロクロの問題があつて鉄鋼問題でアメリカへ行かれるとも聞いておりますけれども、そういうふうな、高炉という部分でいつたらその部分もあるけれども、普通鋼電炉業界というのは、ある意味で非常に昔の体質、意識。まだ何かあるんじゃないかと、補助だとか指導だとかいう部分を、まあ淡い期待はもう持つていないとは思ひますけれども、どこが倒れば次は私のところは生き残れるぐぐらの意識は持つていらっしゃるんですけれども、昔と違うので、通産の方から指導しろということでは私も言えない。しかしながら、やはり意識を高めてもらうということは非常に重要だと思つて、その辺についての取り組み、もう一度大臣の認識。

それから二点目、産業活力を再生していくには、きょうは建設政務次官もおいでいただいておりますけれども、土地の流動化等々のことも必要になつてくる、まだ至らない部分が残つています。これについて通産としてどういうふうな今後取り組んでいくのか。

この二点だけお聞かせいただいて、大臣、行つていただいて結構でございます。

○深谷国務大臣　この業界のみならず、これからというのは、先ほどもお話を申し上げたように、自助努力というのが非常に大事になつてきて、役所が指導するとか、かかわりを深く持つていくという形から、それぞれが独立した産業、企業としてしっかりと体制を整えていくということがとても大事だと思つております。

ただ、そうはいいながら、例えば鉄鋼業界でいえば、アメリカのアンチダンピングの動きなどもございますから、そういうふうな環境の悪い状況

の中では、日本の主張すべきものは政府が一体となつて主張してお守りをしていくといったような、そういう努力が必要ではないだろうかというふうに思います。

いずれにしても、上から手を差し伸べたり過剰なお手伝いをするよりも、自助努力を見守りながら、その中で一体何が出来るか、そこをきちつと見きわめていくことが政府の立場ではないかと思ひます。

○吉田(治)委員　ごめんなさい、大臣、もう一つだけ。お時間まだ九時四十分まで大丈夫だというので、これをちよつと大臣と、それから、きょうは労働政務次官がおいででございますので。

実はこの産業活力再生法のときの衆議院の附帯決議の中には、随分と労働問題、特に関係労働組合との協議を行うとか、雇用労働者の意見を十分聴取する、労働関係上の問題への対応について法的措置も含め検討を行う等々が附帯決議に盛り込まれた。

しかしながら、今回の東洋製鋼の一件においては、私どもの手元にある資料によると、四月十五日付で東洋製鋼の代表取締役松山さんから解雇予告通知書というものが全従業員に出されている。つまり、今大臣が言われたように産業再生という形で、民事再生法ではこれが最初の適用申請だと聞いております、等々していったら、結果として、そこへ動いている人間はもう要らないよと。この法案は、産業を再生すると同時に、従業員の首切りと言つたらいいか、リストラと言つたらいいか、合理化と言つたらいいか、そういうふうな法案の隠れた趣旨があつたのではないか。

特に、この東洋製鋼、朝日工業は、工場の距離からしますと、東洋製鋼さんから営業譲渡をなさると、何人か朝日工業さんが受け取られるとしても、東洋製鋼の場所は茨城県の石岡市、朝日工業の主力工場である埼玉工場は埼玉県児玉郡神川町、距離にしておよそ百キロも離れている。だから、先ほど来、過剰設備の処理は必要だ、そしてこういうスキームも大事だ。しかしながら、実際

そこへ動いている人が結果として石岡市から神川町まで百キロなんか通えるわけはないし、では単身赴任なのか、それとも家族率いて引越しのなか。

しかしながら、それ以前に、全員の解雇予告通知書が出ているというふうな状況について、まず大臣、雇用というふうな問題。この問題は、特に今回のスキームの中においても大変大きなウェイトを占めると思ふんですけれども、それについて大臣の御見解。

それと、労働政務次官、きょうはわざわざおいでいただいております。先ほどから附帯決議のお話を申し上げておりますが、この一つの事案についてのお答えと、こういう産業再生というものの流れの中の、今後の労働省としての取り組み。とりわけ、附帯決議の四項目にある、労働関係上の問題の対応については法的措置も含めて検討を行うという、本院商工委員会の附帯決議を受けての労働省の取り組みというのは今どうなっているのか。

それぞれ大臣、政務次官、お答えをいただきました。

○深谷国務大臣　構造改革を通して企業が足腰を強くしていくということは、将来において雇用を確保する、そういういい点はありますが、当面は、ただいまのようなお話の混乱も多く起こることを大変懸念しております。つまり、会社が足腰を強くするためにリストラはやむを得ないという、そんな安易な形ではないのかというテーマだと思ひますが、私は、それは企業としては許されないうことだというふうに思ひます。

東洋製鋼の民事再生法の申請に伴う雇用への影響については、まだ作成作業が行われる再生計画の内容がはつきりしていませんから、どのような状況になるか、今の段階では申せませんが、一般論から申しましても、構造改善への取り組みが従業員の地位を不当に害するものであつてはならない、これは大前提でございます。そういう意味では労働間の話し合いも非常に大事でございます

から、私たちも注視していかなければいけないと思ひます。

○長勢政務次官　御指摘の事案につきましては、産業再生計画の申請が行われているという段階であると承知をいたしております。したがいまし、この再生計画を策定するに当たり、つまり裁判所が許可をするという段階では、この法律におきまして、労働組合の意見を裁判所が聞くという手続も定めておられるように、労働者保護の観点に立つた措置が講ぜられるということを予定しておるわけでございます。

そういうことで、今後その成り行きを見る必要があると思ひますけれども、したがつて、今回、全員解雇予告がなされたということは、直接的に再生法そのものの観点ではなくて、一般論としてその解雇というものが不当であるかどうかということの議論であるのかと思つております。

一方、前回の附帯決議等で、企業組織変更等に伴う労働者保護について十分検討するようにという附帯決議が行われていることは十分承知をいたしております。労働省におきまして、学識経験者等の方々の研究会も開きまして、十分に検討してまいつた次第でございます。

一つは、合併の問題のような場合には当然包括承継ということで労働者の保護に万全が期されておりますので、不利益が生ずるといふことはございせん。

また、営業譲渡につきましても、権利義務の個別移転という法的性格を営業譲渡は持つております。また、労働者についても、承継に当たつては労働者の同意が必要とされているというふうなことから、これらについては立法の必要性はないのではないかと、こういうふうに今考えております。

ただ、今新たに分割法が議論されておりますけれども、これにつきましてもは法案を提出いたしたておりまして、労働者の保護に万全を期するという立法措置を講じているところでございます。

いずれにしても、労働者を解雇するというようなことが安易に行われてはならないことは当然のことでございますし、それについて十分指導して

いるところでありますし、また、解雇については、その不当について最高裁の判例がありますので、この遵守をきちんと徹底をしていくということに今後とも万全を期していきたい、このように思つております。

○吉田(治)委員　政務次官、ちよつと整理するために答えてください。

民事再生法の、これは初めて上場企業で出されたというところから、先ほどから大臣に初めて初めてと、上場企業で初めて出されたという中において、全員への予告解雇通知は、民事再生法であるとか産業活力再生法とは全然別のもので出てきている。ですから、私の持つていた資料によりますと、弁護士さんが来て民事再生法を出した、それに合わせて全員解雇の予告通知を出すからというのは、これは労働行政的に言うところのもので考へて対応するということになるのか。それとも、本案の附帯決議にあるように、それは、民事再生法なり産業活力再生法の過程において、関係組合に聞くとかそういうふうな中において、予告通知というものがなければそういう協議に入れないということなのか。

要件なのか、条件なのか、それとも全然別個のものなのか、その辺はどうなんですか。

○長勢政務次官　再生計画を裁判所が許可をするに当たつて、労働組合等の意見を聞くという手続が定められておるわけでございます。今はまだ再生計画そのものの裁判所の審議という段階に至つていない段階での解雇予告でございますので、再生計画に基づく解雇といったようなことではないのではないかと、この趣旨を先ほど御答弁申し上げたところでございます。

○吉田(治)委員　ということは、これは別物で対応するというふうなことでしていいかと。

今後、こういうケースが起つてくると、こういうことはいっぱい出てくると思うんですね。はつきり言つて、現場サイドでもわかっているのか。弁護士さん自身が、いやそれも使えるのと

違うかと、今政務次官が言ったような詳しいことも知らないでもって。その辺のガイドラインというか周知徹底というか、そういうふうなものは労働省としてどういう努力をなさっているんですか。

○長勢政務次官 再生法に基づく申請及び今後行われるであろう再生計画の策定と、現実に今行われた解雇予告ということとは、実質的に相当関連性を持つておるといことはおっしゃるとおりだろうと思いますが、今私が申し上げましたのは、再生法の法的な効果という意味とはちよつと違ふのではないかとこのことを申し上げたわけでございまして、労働省としては、どういふ事態であれ、不当な、また安易な解雇が行われないようにしなければならぬ、そのケア。その中で、最高裁判例が十分理解をされ、徹底されるようにしていきたいという意味では同じように考えていきたいと思っております。

○吉田(治)委員 政務次官、附帯決議の中身とかそういうことをもう一度労働省の方もしっかりと踏まえて、こういうことはこれからいっぱい起こってくると思いますので、対応していただくことをお願い申し上げます、どうぞ出ていただいて結構でございます。

続いて、産業活力再生関係の中においてやはり一番大きく残つてきているのは、先ほど大臣の答弁にもありましたように、過剰設備というふうな形、設備がなくなつてしまふと、残つた土地というふうなものの流動化策というのが大きく問題になってくる。

ちよつと、たまたま本日は、同じ時間に、建設委員会で都市計画法並びに建築基準法の改正の審議がなされているということですが、これは今回の産業活力再生関係とは余り関係がないというふうに聞いております。

そういう中で、きょうは建設政務次官においでいただいて、まさに土地の流動化、担保ですとか債務の整理について非常に重要であるということと同時に、やはり工業専用地域だとかいう用途規

制というふうなものが、処理する方からすると非常に足かせになってくる。これは通産に聞いても、自分らが言うとか大企業の肩を持つていふ言われるから、これは建設省さんが国土全体という中で決めていかれることだから、建設省さんによく質問をしてほしいというふうな答えが出てまいりました。

その中において、建設省として、この運用であるとか指導であるとかを含めて、とりわけ例の産業再生のときの法案審議の中において、土地の流動化というものについては後ほどという形で法案自身にも盛り込まれていないという中において、今、建設省ではどういふふうな状況になっているのかということ。

それから二点目に、一部で、用途だとかなんとかまでいけないから暫定利用という言い方、例えば十年間に限って用途を工業専用地域から例えばジョッピングセンターに使つていいよとか、暫定的な用途規制の変更というものの検討に入つていふという話も聞いているんですけれども、その辺を含めて、いかがでしょうか。

○岸田政務次官 今先生の方から土地の流動化につままして御質問をいただいたわけですが、昨年六月、政府の方で緊急雇用対策及び産業競争力強化対策というのをまとめたわけですが、その中に、産業再生法の制定に加えて、再開発地区計画制度の充実ですとか、あるいは民都機構の活用ですとか、こうしたことによりまして工場跡地等の有効活用を図るようという、そういう措置を講ずるということが盛り込まれたわけでございます。

そういう中において、建設省としましては、土地の流動化、あるいは未利用、低利用地を活用して町づくりをしていくこと、この重要性を痛感しているところであります。具体的には、今先生の方から用途地域のお話もございましたが、昨年七月に、新しい再開発地区計画制度というのを創設いたしました、工業専用地域等を商業地域ですとか、あるいはマンションを建てる、こ

ういった用途を変えるということ。具体的にはなかなか難しいということがあるんですが、そういった中にありまして、用途変更先導型再開発地区計画というのを創設いたしました、まずもって将来の用途地域の変更を実質的に宣言してしまひまして、そして個別の建築計画ごとに特例許可を積み重ねていって、その建築物の集積を踏まえまして、そして用途地域を変更していく。こうした段階的な手続を踏むことによって円滑な用途地域の変更を行う、こうした制度を昨年七月に制定しております。それが、土地の流動化として一つ具体的に進めているところでございます。

また、土地の流動化としましては、都市公団ですとかあるいは民都機構の活用、これも重要な部分だということに感じております。

都市公団におきましては、平成十年度補正予算で三千億、平成十一年度の予算で三百億、こうした取得枠を設けて、現在のところ、取得額として二千四百六十六億、百五十二件の土地を取得している。また、民都機構におきましては、総額一兆五千億、こうした取得枠を設けて、八千六百八十億、百八十三件の土地を取得する。こうした土地を取得する、あるいは虫食い地を整理する、こういったことによりまして民間を支援する、こういったことによりまして民間を支援する、こういった民都機構、都市公団、こういったものの活用を努めているところであります。

さらに、小口の資金を集めまして、不動産投資を……(吉田(治)委員「現状はよろしいんです。これからの話を聞いているんです」と呼ぶ)これは、これからの延長であります。

○吉田(治)委員 今の話を聞いていてもしようがない、みんな文章に出てくるから。これからどうするかということが全然……。

○岸田政務次官 ちよつとお待ちください。これから話をしたいと思ひます。

不動産特定共同事業、この部分につきましても、規制緩和を今進めているところでございます。こうした不動産特定共同事業、あるいは民都

機構、都市公団、こういった制度、さらには地区計画等の柔軟な対応におきまして、土地の流動化を進めていっているところでございます。

今、今までのところということで実績を申し上げましたが、これは、先ほどその枠を申し上げましたように、今事業を進めているところでございます。まだ半ばでございます。この枠をしっかりと使ひまして、土地の流動化を産業再生に絡めまして進めていかなければいけないというふうな思ひております。

もとより一般的な土地利用としましては税制ですとかSPCの活用がございまして、産業再生法に絡んだ議論としましてはこのあたりをやはり重点に考えておられて、この枠、まだこれから十分活用する余地があると思ひておりますので、この部分をつかり活用していきたい、そのように感じておるところでございます。

○吉田(治)委員 建設省の事務方、政務次官にこんな話をさせないでください。こは建設省の宣伝の場所じゃないんですから。商工委員会の場所です。産業再生における土地の流動化について説明をしてくれ、今後についてどうするかを説明してくれと言つていらっしゃる。建設省の事務方、あなたたちの宣伝の場じゃないんです、こは。商工委員会をばかにするのはいかげんにしてはし。

はつきりしてよ。私が聞いたのは、今言つたように、これから用途規制はどうするか、都市計画法、建築基準法を今審議、改正しているけれども、産業再生においてはどうか、そして暫定利用という話が来ているけれども、これはどうか、三点だけじゃないの。何も民都公団がどうしたとか都市公団がどうしたというふうな話は聞きたくないよ。時間のむだだ、そんなものは。○岸田政務次官 失礼いたしました。私自身が先生の質問の趣旨を産業再生法に絡んで建設省はどのような方策を考えているのかというふうにとらえましたので、今のようなお答えをしたところでございます。事務方は資料を用意したわけであり

まして、私が先生の質問につきましてそのようにとらえたために、そういったお答えになりました。その点、おわびいたします。

そして、暫定利用のお話がありました。用途地域の暫定利用につきましては、今先生御指摘がありましたように、今検討中であります。これは具体的に検討しなければいけない問題としてとらえていることをつけ加えさせていただきます。

○吉田(治)委員 ですから、今申し上げたあと二点は、用途規制の今後の見直しとか、都市計画法、建築基準法を今改正しているけれども、産業再生に關して合わせた形にするのかしないのか、するんだったら、いつにするのかということですね。

○岸田政務次官 都市計画法等の法改正につきましては、先ほど先生おっしゃったように、この下の委員会でも議論をしているところでございます。

用途地域等の運用につきましては、より地域の実情を把握した地方自治体への権限移譲等、柔軟的な対応を考えていかなければいけない。そういった方向にあります。

そういった中にあります、この産業再生等の議論の中で、地域においてそういったものの重要性を考えたならば、地方自治体の判断で柔軟的な対応ができる法律の仕組みになっております。これは国としての方策もありまして、地域のそれぞれの自主性というものを勘案しながら、そのバランスの中で前向きに考えているものと考えております。

○吉田(治)委員 では、その中で、今回の都市計画法が変わることによって、用途規制というものも基礎自治体の力によって変更ができる、だから工業地域、専用地域もそのスキームによって変えることができるということではないのですか。

○岸田政務次官 はい、結構です。そういった自由度の増す法律の内容になっております。

○吉田(治)委員 これはもう最後に聞いていたように政務次官は戻っていただいて結構ですけれども、私は、まさに国民感情として、企業だけが得

するような土地流動化策であつては決していけない。そのことによって、例えば国民が安い住宅が供給されるようなことであるならば、よかつたよかつたと思ひますので、その辺だけは特段配慮していただくことをお願いして、どうぞ政務次官、行つていただいて結構でございます。

そして、鉄鋼業界、最後の質問にさせていただきます。

公正取引委員会、いろいろ後ほど質問させていただきますけれども、きょうこの質問の中で私は、こういうふうな産業再生という形で、例えば、とりわけ普通鋼電炉業界というのは御承知のとおり地域に非常に根差している。地域のマーケットを、こういう形で産業再生していくと、地域における占有率というのは高くなってくる。そうしますと独禁法の規定にひかかってくる場合があるというふうな中において、しかしながら、国際的な状況、また国内的状況、それから企業、業界としての中においては、集約という言葉であらわしていいのかどうか、あらわすならば、集約していくと、おのずと規模の経済でマーケットは上がっていく。

それについて、ある意味での独禁法の運用というものの、これは過去にこの委員会でもたびたび質問をされて、同じ答えになるかと思ひますけれども、その辺については公取としてはいかがお考えなんでしょうか。

○根来政府特別補佐人 お尋ねの点は、私どもの分野で申しますと事業の提携あるいは合併ということに至ると思ひますが、当然、合併とか提携とかいうことになりまして、シェアというふうな平面的なことではなくて、おっしゃるような地域との関係とかユーザーとの関係、あるいは参入が簡単かどうかというふうなこと、あるいは交通はどうかというふうな、多角的に、言うなれば立体的に考えて適正に処理しておるつもりでございますし、今後ともそういうつもりでやるつもりでございます。

○吉田(治)委員 普通鋼電炉の再編と申し上げましたけれども、高炉の再編という形になってきますと、例えば新日本製鉄が昭和四十五年にできるときに公取を含めてさまざまな議論があつて、今でも委員会でもそれが出てくるのですけれども、先ほど私、質問は普通鋼電炉と言ひましたけれども、高炉においても公取としては同じお考えだということでしょうか。イエス・オア・ノーで結構でございます。

○根来政府特別補佐人 同じように立体的に考えたいと思つております。

○吉田(治)委員 それで、今回の電気、独占禁止法二十一条の廃止の問題です。

まず通産総括政務次官、一点だけで申しわけないのですけれども、今回、通産省自身が電気のあつた電力の大口需要家としての競争入札をされるということ。非常に関心が高くて、その説明会には、私の聞いている範囲では六十社ぐらいそこへ入りたいという形で来ている。

私は、このときに一つ、独禁法でも禁止をされておりますけれども、それが今回の通産の入札に当たるのかどうか、よくコピーの入札で一回の入札があるとか、そういうようなことがあると思うのです。やはり通産省という非常にシンボリックな省庁の入札において、例えばの話、一回ということはないかもしれないけれども、そういうふうには、ほかからどう考えてもそういう値段が出るはずがないという値段で入札がされた場合には、それは安ければいいということであらうのか。

そして私は、この電気事業については、総括政務次官よく御承知のとおり、いつも質問をさせていただいてるうちに、電気というのは、供給義務だやれ何だという中において、重要なことは、環境の問題であるとか原子力の問題である。だから、よく議論としては、自由化して安くなるという度はどうぞんどう使つて方向になって環境に悪いのではないかと、今申し上げました原価割れのような、競争相手の会社を排除するような、そういう

入札というものの対してどう対応するのかということ。

二点目は、では入札の条件の中に、その会社がどれほど環境であるとかに、これは役所が国の税金で買うことですから、その入札してくる会社が価格だけでいいのか、それとも環境にどれだけの力を置いているとか、例えば原子力の問題、これは今九電力だけ、また卸電業もございまして、そこだけに負担をかぶせておりますけれども、その辺の部分の負担というののもただけ負担にしているのか、そういうことも、入札条件という言い方がいいのかどうか、それと関係ないけれども、そういうようなものは条件として考えるのかどうか。

その二点、いかがですか。

○細田政務次官 本年三月二十一日から電気の小売が自由化されたことを受けて、競争入札を促進しようということで進めておるわけでございます。そして、通産省としても、五月ごろに告示をいたしまして、八月ごろに入札をしようという段取りで現在準備を進めておるところでございます。

御質問の、一回入札のごとき不当に安い、異常に安い価格で入札してきたらどうするかということでございますが、本来、電気料金のコストについて責任を持つておる通産省でございますから、そういった観点から見てもおかしいような著しい低い対価でなされた入札というのは、独禁法上の不正な取引方法に該当するおそれがあるとして公正取引委員会が厳重注意を行つておる事例もありませんので、私どもとしては、そういう入札が一あつたような場合には、公取委員会とも相談しつつ、適切な対応を図らなければならぬと思つております。

それから、この五月までに今検討しております入札条件の中に、環境等への取り組み等々、そういった要素を含めるかどうかという御質問については、まだ目下のところそこまで考えておりませんが、今後検討してまいりたいと思ひます。

○吉田(治)委員 これは非常に象徴的な事例に
なると思いますが、また委員会で、報告義務はな
いと思うので、国、国会、委員会等におい
て、どういふふうになったかという経過説明等
については積極的になさるという事でいいのかど
うか。

それから、二点目に申し上げましたように、こ
れから入札条件については考えられるということ
ですけれども、では、具体的にどの条件について
これから考えられるのか。この二点。

○細田政務次官 なかなか難しい御質問でござい
まして、何か特定の条件を掲げて、こういうもの
は入札に際してはいいという条件を付するとい
うことは非常に難しいと思うのです。したが
いまして、ちょっとこれから、御提案でもござい
ますので、いろいろな長所短所をまた検討してま
いりたい、今のところお答えできるのはそこまで
でございます。

○吉田(治)委員 大口だけが得して、最終的には
結果としてそういう負担の部分は小口の方に行つ
て、これは諸外国の事例なんかを見てもそのとお
りですので、そうならないように私はぜひともお
願いをさせていただいて、もう政務次官は結構で
ございます。ありがとうございます。

続いて、この独占禁止法第二七項一号におい
て、独占状態の定義として、一事業者の市場占
有率が二分の一を超え、また、二事業者の合計が
四分の三を超えていることにされていきます
が、今回のこの二十一一条の廃止をしていきま
すと、例えば電力会社の場合、自由化部分のすべ
てを新規参入者が供給すると仮定しても、一般電
事業者はその供給地域においては七割以上の占有
率という、先ほどの委員長の答弁と同じことにな
るかもしれませんけれども、これは今申し上げた
独占禁止法上の完全な独占状態ということになりま
すけれども、この辺について、独占禁止法においての
問題という行為になるのかどうか。それとも、こ
れは法として、先ほど委員長が言われたように、
いろいろな状況をしんしゃくしての結果というふ

うにしていくのか。その辺、いかがですか。

○根来政府特別補佐人 このたび御審議いた
だいておる法案では、自然独占という部分について削
除をお願いしているわけでございまして、電気事
業、ガス事業、あるいは鉄道事業等につきま
しては特別法がございまして、特別法が適用され
て、そういう問題は独占禁止法では取り上げな
い、こういうことに相なるわけでございまして。

(委員長退席、小林(興)委員長代理着席)
○吉田(治)委員 そういふふうな形で、ならない
ということ、これから各業界も、電気業界、ガ
ス業界、それぞれ覚悟を決めてやられていと思
いますけれども、鉄道事業者もそういうことだ
と思ひます。

その中において今回、画期的というか、本
当にそんなのでいいのかな、そもそも論からすると、
公正取引委員会の審査体制が一層充実強化され
ばそんなものはひょっとして不要ではなかつたか
なと私は思っているのが、例えば差しとめ請
求訴訟であるとか損害賠償請求、こういうふうな
制度を新たに取入れていくというふうな中にお
いて、何か自己責任という言葉、競争秩序から身
を守ることも自己責任だ、そのための法案整備だ
よと言いつつながら、どうもこの辺のことがあまい
もこととして、本当に公正取引委員会は自分たちが
やる気があるのか。

根来さんに失礼かもしれないけれども、そ
うじゃなくて、そんなものはもう全部裁判所に行
てくれ、こちら手いっぱいだからというふうにい
きますと、これは費用面でいいますと全然違うん
です。公取にお願いしたら、これは国の費用で
調べてやってくれる。しかしながら、自分で裁判
所に行くといつたら何十万、何百万という世界に
なってくる。それが果たして、被害者という形
で、自己責任に基づいた秩序だという大義だけで
済まされていいのかなという感じがしているん
です。

まず委員長、被害者の負担軽減という部分、こ
れについてが一つ。それから、審査体制の充実強

化ということをお願いすると同時に、裁判所の体
制整備、これは最高裁がこへは来れませんの
で、これをやはり充実していくということ。やは
り根来さんも司法界に身を置かれた立場として、
裁判所の体制整備というのは、民事、刑事、こ
ういふ事件を含めて、必要だと思ふのです。その
辺についての個人的な所信でも結構でございます
お話しただければと思います。

○根来政府特別補佐人 御指摘はごもっともで
ございまして、あるマスコミの方も、公正取引委員
会の審査体制がきちりしておればこういう私
的訴訟など必要ないではないかという論説を書かれ
た新聞もございまして、私どもそれは胸が痛い
ほどわかるわけでございます。

ただ、繰り返す申しますと、私どもだけではこ
の世の独占禁止法違反事件を防圧するということ
はなかなか難しいこともまた事実でございます
し、また片や、おっしゃる通りに、自己責任とい
うことの立場に立ちますと、やはりこういう訴訟
形態を認めるということもまた必要ではなから
うか。あれこれ思ひまして、まず差し当たり、不
公正取引について差しとめ請求を認めるという法制
をお願いしているわけであります。

私も法務省、検察庁におりまして、独占禁止法
というのは司法の世界でどういふふうに取り扱
われているかというところはよく存じておりますが、私
も検事でおりましたときに独占禁止法を通じて読ん
だことはございせん。そういうことで、検察官
あるいは裁判官が果たして独占禁止法に十分理
解を得ておるかとかということも、私的にはどう
かなと若干疑問に思うことがございます。

ただ、現在、司法改革が進んでおりますので、
当然司法改革の場でそういうことは議論されるわ
けでございますし、特に参事制度の導入につきま
しては、こういう問題が正面から取り上げられる
問題だと思ふわけでございます。そういうこと
で、おっしゃる通りに、司法改革の問題とこ
ういふ裁判上の請求の問題とはリンクして考えてい
べき問題だと思ひますし、私もそのように思つて

おります。

したがいまして、将来、司法改革が進みまし
て、こういう問題が裁判所で十分取り上げられる
ということになりますれば、もつとこの範囲を広
げるということも一つの行き方であるう、こ
ういふふうに思つております。

○吉田(治)委員 今委員長のお話の中で、要する
に公正取引行政というか、こういうのは非常に特
別な、特別というか、裁判の中でも特別な一角を
占めるというお話があったかと思ふのです。

私は質問の最後に委員長にお願いしたいのは、
これで二十一一条が廃止されますよね。しかしな
がら、私、先ほど質問の中で申し上げました、明確
に、市場占有率からすると、特別法の措置がある
とはいひながら、各エネルギー関係、特に電気事
業者を中心に独占禁止法の対象になるわけですよ、
これから。しかも大きい。

今委員長のお答えはございましたけれども、し
かしながら、特別法はありながら、基本法的に言
うと違反というかパーセンテージは超えていると
いうふうな中でいうと、こんなことを言つたら検
事出身の委員長に大変失礼かもしれませんけれ
ども、今までの過去の最高検の検事、部長をやられ
た方が公取の委員になられて、まあよくよく
あつたことという、よしあしは別ですよ、当時
の雰囲気からしても、委員長はおられたという
ことは御承知かと思ひます。

例えば、一九九四年三月十三日付の毎日新聞の
朝刊に出ておるのは、当時、埼玉土曜会合の談合事
件があつた。そこに、ゼネコン各社の弁護士でつ
くる対策会議があつた。その各社に、実は最高検
出身の公取委員を務められた人が顧問弁護士に
入つてた。当時のあの議事録をひもといてみま
すと、当時の公取の委員長さんは、いや、もう公
取の方がおやめになられて、後は弁護士を開業さ
れて、顧問弁護士はどういうあつても、まあはっ
きり言つて関係ありませんわ、その人の才覚です
わという答弁をされていまして、しかし、
世の中の的に見た場合には、どう考えても不自然で

すよね。おかしい話ですよね。

また、一九九〇年には、全国農業協同組合連合会、日本最大の商社とも言われていますけれども、これに対して初めて独禁法違反で摘発した。しかし、その後すぐぐらゐに、公取の委員の〇Ｂの方が全農に入った。

いやしくも、公正取引委員会の委員をなさったようなお方、またそのメンバーを務められたようなお方が、今回の二十一一条の規制が終わって日もあけぬうちに、日があいたらそれでいいのかわかると決まると私は思うのですけれども、役所的な論理からいうと、先ほど委員長が言われたように、特別な世界だからどうしても人が欲しいから来てほしいと向こうから言われて行ったという将来的には答えになるのかもしれないけれども、二十一一条によつて、電気、ガス、鉄道等の適用除外規定を削除することによつて、結果として、公取の委員をやられた方であるとか、また公取の事務方の〇Ｂが、どんとか、ちよこつとか、ちよぼちよぼか、一人か二人かわかりませんが、けれども、天下りと受け取られるようなことが、今回の適用除外が削除された業界において決して起こり得てはいけなと私は思うのです。

その辺については、いやそれは第二の職や、私は関係おまへんと言ふのか、いやいや、決してそんなことがあつてはいけなと委員長として思うのか、その辺、いかがですか。

〇根来政府特別補佐人 大変難しい問題でございますが、私も任期が決まつておりまして、やめてからどのようにならるかということは大変難しい話でございます。

お言葉は十分耳にとめて、頭にとめて、自分の身は対処したいと思ひますけれども、ほかの方のことについては、ちよつと私の口から公式に申し上げることは差し控えていただきますと思ひます。

〇吉田(治)委員 私も昨年の予算委員会でするか、本意ではございませんでしたが、調べたら、検事総長出身者というのは、皆さん大変すごい会社

社の顧問弁護士をされていた。もう委員長御承知のとおり、今般しい時代で、なかなか、委員長の御言葉の中には多分、おれはなかなか難しいんやと思つていらつしやる部分があるかもしれない。しかしながら、やはり公取をやられたというのは値打ちが違ふと思ふですね。また、委員長だけではなくて、ほかの委員それからスタッフ全体、この辺については、いや、他の人のことだから私は言えませんが、やはりこれほど大きな法改正をなさつた。

しかも、私、今でも覚えております。今から数年前に、独禁法の九条。戦後の九条は二つあつたと言われます。憲法の九条と独禁法の九条。あれがなくなつた。まさに日本の、例えば今金融再編であるとかすべてのものは、まさに委員長があの独禁法の九条を変えたというか、あれをこの委員会に変えることによつて、今の大きな流れ、先ほどから質問している産業再生についても、金融の大きな流れも起つた。

ますます公取の持つ重みというのが大きくなる中において、いやしくも、マスコミ、国民から、やはり公取もあのインナーサークルの一員だったのかと言われることのないようにしてもらいたいと私は思ふんですけれども、重ねて委員長、私は、ほかは知りませんが、そういう弱気なことを言わぬと、いや、そういうふうにならないようにおれは頑張ると一言やはり言つていただきたい。

〇根来政府特別補佐人 私も気が弱いものですから、とてもそこまで言えないわけですから、御注意は十分の公開の委員会を通じてその御本人の耳に通じていると思ひますから、御本人の良識で対処されると思ひます。私自身も十分念頭に置いて、耳にとめて、これから十分後ろ指の指されない生き方をしたい、こういうふうと思つております。

〇吉田(治)委員 もう時間ですので、委員長、公取委員だけじゃなくて、事務方の方についてはいかがなですか、この辺の部分については。

〇根来政府特別補佐人 事務方の方も、当然そうい

うことは現在在職している者は認識しておりますし、これも個人の生き方でございますから私自身あれこれ言うわけにはまいりませんけれども、少なくとも、公正取引委員会の職員であつたということと批判を受けたいようにするということは、全員自覚していると思ひます。

〇吉田(治)委員 時間で終わりますけれども、情報公開の時代になつて、私も本意ではございませんけれども、本当にいろいろそういうことも目につくようになってまいりましたので、これからその問題、俗称天下りという部分についてはしっかりとこの委員会においても取り上げていかせていただきたいと思ひますので、お願いいたします。

これで終わります。

〇小林(興)委員長代理 榊床伸二君。

〇榊床委員 民主党の榊床でございます。今回の法改正に対して質問をさせていただきますと思ひます。

この独禁法に絡む話ということにつきまして、独禁法そのものが、日本の、日本だけではないと思ひますが、資本主義経済、市場システムを基軸とする経済体制の国におきまして大変重要な実法である、また、大変重要な役割を担っているのが公正取引委員会である、このように認識をいたしております。

私は、以前から当委員会においてもいろいろと申し上げてきておりますが、民間の活力をいかに高めていくのかということが、日本の現段階における経済、そして、将来の我が国の経済において何よりも必要なことである、このように認識をいたしているからであります。また、資本主義の発展段階において、市場メカニズムそのものがうまく働かないのかというふうなことは、いろいろその状況によつて違いはあるかと思ひます。

そういうふうな大変重要な独禁法であるという観点から、今回の改正に当たりまして、まず確認的な話になつて恐縮ではありますが、独禁法その

ものの理念、これにつきまして一度確認をさせていただきますと考へております。

〇根来政府特別補佐人 独占禁止法の理念というのは第一条にあります。詳しく申しますと、私的独占、不当な取引制限及び不正な取引方法を禁止する、あるいは、事業支配力の過度の集中を防止して、結合、協定等の方法による生産等不当な制限その他の一切の事業活動の不当な拘束を排除することになつております。いわゆる自由競争を基盤にするということを第一条でうたつておるわけでありまして、そして、その結果、公正かつ自由な競争を促進して、事業者の創意を發揮させ、事業活動を盛んにして、雇用及び国民の実所得の水準を高める。そして最終的には、一般消費者の利益を確保するとともに、国民経済の民主的に健全な発展を促進するというふうな、三段階になつております。

ですから、差し当たり私どもは、私的独占、不当な取引制限、不正な取引方法を禁止して、事業支配力の過度の集中を防止するところを主体に仕事をしているわけでありまして。

〇榊床委員 一応確認をさせていただいたわけでありまして、そういう基本的な考え方のもとで昭和二十二年に我が国においては独禁法が制定をされているわけでありまして。

その後、時の社会情勢の変化、また政治情勢の変化、経済情勢の変化等々の中で幾たびか改正がされてきているわけでありまして、この改正について、いろいろ揺れながら、あるときにはこちらに揺れ、あるときにはこちらに揺れ、そういうふうな形で改正が行われて現在に至つておる、こういうふうな私自身認識をいたしておるわけでありまして、そのようなそれぞれの過去の改正の経緯というものは、今委員長がおつしやられた基本的な考え方に基づいて沿つていっているものであるのかどうかということを、今回の改正の前にも一度や

料を見ればあらかたわかるわけでありすけれども、それぞれのところについてのそういう整合性というものは、現段階で過去を振り返って、温故知新と言いますから、過去をしつかり振り返って、それで、いいところは継承しなきゃいけませんし、これはいかぬかったなというところは反省をしてやめていくという姿勢が必要でありますから、かつての改正の経緯、いま一度振り返って、今おっしゃいましたような法の理念ということとの整合性というのとはどのように現在お考えでございますか。

○根来政府特別補佐人 私、公正取引委員会に本当中入社でございますので、割に客観的に物を言えるわけですが、昭和二十二年に通称独占禁止法と言われているこの法律が制定されましたのは、やはり、連合軍、当時の占領軍の力によるものだと私は思っております。その当時は、軍閥と財閥が組んで今回の戦争を起こしたというところで、やはり、財閥解体ということと並びまして経済の民主化ということが主目標になりました。昭和二十二年にこの独占禁止法というのが制定されたと思っております。

その前は、我が国にはこういう談合の禁止とかいう考え方はなかったようであります。昭和十六年ごろに、刑法に談合罪というのが導入されましたけれども、これは、昔の、要するに、国の利益を害するという見地から刑法に談合罪というのが入れられて、これも今日もございすけれども、そういう觀念のないところに、占領軍、連合軍が日本にこの独占禁止法という考え方を入れたきたと思っております。

そういうことで、我が国の経済とか社会とかということと必ずしも実態が合っていなかったというところで昭和二十四年にまず改正が行われまして、大まかに言いますと、二十八年に大改正があった、こういうこととございす。

そして、二十八年の大改正というのは、むしろ独占禁止法の理念の実行というよりも、後ろ向きの実行といえますか、我が国の経済社会の実態に

合わすような独占禁止法の改正、例えば不況カルテルの導入とか合理化カルテルの導入、そういう制度が導入されてきた。むしろ、言う人は、独占禁止法は骨抜きになったと言われているわけでありす。

その次の大改正は、紆余曲折がございますが、五十二年の大改正であります。昭和五十二年の大改正というのは、先ほどお話がありましたように、石油ショックの後でございまして、いわゆる狂乱物価あるいは商社の問題とか、そういう問題がございまして、ここで課徴金の制度が導入された。これはもう画期的な大改正でありまして、むしろこれは独占禁止法の執行を高める方向で改正がされたのだと思っております。

その後、平成になりまして、平成三年に課徴金の引き上げが行われ、平成四年に罰金額の引き上げが行われました。これはアメリカの要望もございましたけれども、こういう談合体質といえますか、やはりそういうことを私試すために課徴金の額の引き上げ、あるいは罰金の多額の引き上げということをお願いしたのだと思っております。

その後、平成八年になりまして、私どもの事務総局の設置というような体制強化をお願いし、また九年、十年と、持ち株会社あるいは合併の簡素化、それから昨年は、適用除外制度あるいは不況カルテル、合理化カルテルの廃止ということを経まして、今回の改正をお願いしているわけでございます。

ですから、平成になってからは、今の自由競争の時代に合うような法律改正をお願いしているところでありまして、それはそれなりの効果といえますか、意義があるものと考えております。

○樺床委員 今、非常に率直に委員長はお話になりましたと思うわけですが、今のお話からも、その経緯を見ても、要は非常に大きな転換期といえますか、ある種のエポックメイキングな時期、社会情勢がいろいろ動いている時期にその改正が集中しているというか、そんなむちゃくちゃに改正があったわけではありませんが、つま

りGHQ、連合軍に日本が実質支配をされていた時期、そしてその時期につくったものが若干合わないから、後ろ向きという表現もされましたけれども、変えた。

実は、その後、高度成長期に入って、ずっと一本調子で発展をしているときには何ら改正はされていないわけでありすね。その次の改正というのが五十二年、つまりオイルショックで初めて我が国が、戦後、朝鮮戦争以降、右肩上がりて来たものが一度大きな壁にどんとぶつかった、そのときに改正がされている。

その後の改正は平成、こういうふうにおっしゃっておりますが、平成というのは言うまでもなく、バブルが崩壊をして厳しい経済情勢に入ってから改正が続いておる。こういうことはいきますと、いいときにはほとんどいじられていないということが、実は振り返ると見られるわけでありす。

そういうことを考えると、時が変わっていく、経済そのものの状態が変わる、つまり、あらゆるものが変わっていくかなければいけないというときに集中的に独禁法の改正が行われているというこの事実は、やはり時系列的にしっかりと踏まえておかなければならぬだろうというふうに私は考えているわけでありす。

まさに今、我が国の経済情勢は大変厳しい状況にあることはもう私が言うまでもないわけでありまして、こういうときに行われる法改正では、今後の我が国の経済、市場メカニズムを重視する自由な市場を大切にしていこうという観点から、今回の改正の整合性というのをはきちんと整合されているのかどうか、いま一度委員長の口から確認をさせていただきたいと思っております。

○根来政府特別補佐人 このたびの改正は、要点は二つございまして、一つは、電気事業等自然独占と言われるものについて独占禁止法の適用除外制度を外したところでありすし、二つ目は、私人の差しとめ請求を認めたという改正案になっております。

一つ目は、私もその辺よく理解していないのでありますけれども、あの二十一条の規定は確認の規定であって、あれがなくても事業法の適用はあるから大丈夫なんだ、こういう意見がございす。が、象徴的に言えば、そういう適用除外の制度が法律から消えていくということは、今の自由競争の時代に非常にマッチした改正ではなからうかと思っております。

それから、二番目の私人の差しとめ請求でございますが、これは、戦後、昭和二十二年から今日まで、独占禁止法の運用というのは独占的に公正取引委員会が権限を持ってきたわけでございますが、その独占的な権限を一般私人に開放するという意味で、非常に皮肉な言い方でありすけれども、規制緩和あるいは自由競争の流れに沿ったものでありますし、先ほど御質問がありましたように、自己責任ということを強調されまして、やはり私人がいろいろの方法をもってこの独占禁止法違反と戦う手段を与える、あるいはそういう手段を与えることによって独占禁止法違反事件を防止するということの意味で、大きな意義を持っているのではなからうかと考えております。

○樺床委員 今までお聞きしてまいりました今回の改正、それにこれまでの改正の経緯というふうな中で、これまでの法改正をされた目的です。昭和二十四年、二十八年も、昭和五十二年、また平成に入りまして幾たびか改正があったわけなんです。過去をもう一回振り返ってみたいのですけれども、その改正した当初の目的というのはその後きちんと果たされたというふうにお考えなんでしょうか。また、改正してみたいけれども、ちよつと違うような事態が発生したというふうなことはあったのでしょうか。ちよつと教えていただけたらと思っております。

○根来政府特別補佐人 改正のその都度、国会で十分御審議をいただいた結果、そういう改正がなされたわけでございますし、振り返って今考えた場合には、古いときは別として、最近それぞれ大きな効果を上げてきたものと思っております。

ます。

例えば、持ち株会社の問題も、初め法律が成立したときには余り事例がなかったのですが、最近では持ち株会社ばかりといえますか、持ち株会社を利用した経営形態をとるところが非常にふえてきたわけでございますし、もちろん私も、国会の御審議を受けまして、持ち株会社が事業支配の過度の集中に及ばないように十分目配りをしていくつもりでございますが、その改正の目的は十分達せられたものと考えております。

○榊床委員 大体私は、行政に失敗はないという前提、神話はおかしいというふうに元来思っております、行政にも必ず失敗はあるんですね。民間にも当然失敗はあります。

これまで、経済が順調に右肩上がりですと来て、パイがどんどん拡大していつていっているときには、行政の失敗もパイの拡大によつてすべてわからなくなつて、気にすることもないというふうな形で見過ごされてきただけであらうというふうに私は思っております、だからといって、行政はけしからぬと言つてもいいのではないですね。

これは、行政も結局は人がやっている話でありますから、同じ人がやっているのに民間は失敗があつて行政は失敗がない、こう考えるのは余りにも行政が傲慢であるわけでありまして、行政にも必ず失敗というものがあるわけでありまして、失敗をしたら失敗をしたで、それを今後の糧にしていけばいいわけでありまして、それを殊さらあげつらつて、責任をとらないかぬことはいかぬわけですが、それは政治の方でしっかりと責任をとつていけばいいというふうに思ふんです。

そういうような観点から、全くすべて順調にうまくいつてきたというお言葉は、こういう場でありまして、そういう言葉を言わないのかともわかりませんが、私は若干、そういうことにつきまして、本当にそうなのかという疑念を持たざるを得ないというところは委員長に申し上げておきたいというふうに思つておられます。

そういうような観点から、持ち株会社の話が今

出たわけですが、確かに、昨今、いろいろな合併、またいろいろな企業の新規事業の展開等々におきまして、持ち株会社が非常に有効に活用されているような傾向がありますが、しかし、これがどんどん進んでいきますと、またある意味でいうと独占という問題と必ずぶつつかつてくることも考えられるわけでありまして、しっかりとらなみをきかしているとおっしゃるんだらうとは思いますが、そういうふうなことにつきまして、若干懸念をされているとか、ここはもう少し目を光らせないかぬとかいうようなこと、特にお気づきの点とかありましたら、ちよつと教えていただきたいというふうに思つております。

○根来政府特別補佐人 先ほども申し上げましたように、私も、体制の強化とか、あるいは細かい行政といふか親切な行政とか、あるいは今の法律が果たして今の経済実態に対する十分な抑止力、独占禁止法から見た抑止力があるかどうかというふうな点を常に研究しているわけでございます。

これは私だけの思いでございますけれども、自由競争が今非常に盛んではやれるというか、自由競争の時代でございます、ある意味ではわからないところがたくさんあるわけでございます。そういうときに、法律も進んでいくわけでありまして、お願いしているわけでございます、これは大変恐縮に思つておりますけれども、ある意味で、自由競争というのが一段落いたしましたときには、やはり独占禁止法というのの全面改正ということも考えなければいけないのではないかと。しかし、それまでのつなぎといふかブリッジとしまして、その都度その都度改正をお願いしていくしかないのではないかと、こういうふうに思つておられます。

それからもう一つ、体制の整備でございますが、これはやはり、六百人弱の人間で日本全部を管轄して、隅から隅まで目を光らせるというのはなかなか難しい問題でございますし、職員も、主観的には一生懸命やっていると申すけれども

も、やはり客観的には抜けたところも当然あると思ひます。だから、そういう点も含めまして、これから資質の向上あるいは民間の協力というのをどういうふうにするかというのは大きな問題でございます。

それから、先ほど行政の失敗ということをお話ししましたけれども、この役所ということはお出し上げかねますけれども、やはり民間からの申し出に對しまして十分対応していなかったという話が再々新聞に最近載つておられます。ですから、私も、私どもの方も、そういう点がないように、民間からの相談とかそういうことについては十分納得を得られるような形でやつていきたいというふうに思つております。

これも、あるいはいろいろ御指摘があるかも知れませんが、今、今の時代の行政の失敗といふのをいろいろ見まして、私もその轍を踏まないようにやらなければならぬというふうに思つておられます。

○榊床委員 今委員長は大変重要な話を数点されたように私はお聞きをいたしました。今は進めざるべきな改正をせざるを得ないわけでも、経済がこの過渡期、転換期を乗り切れば、独禁法そのものも本格的な改正、抜本的な改正をせざるを得なくなるかも知れない、こういうお話でありました。私はまさにそのとおりだと思つております。

委員長のそういう将来を見通した意見というものはきつと、先ほど私どもの吉田議員の発言に對してお答えになったときに、もうすぐやめられたいとお話をされたようにお聞きをいたしましたけれども、これはやめられまして、今のようなお考えはしっかりと公正取引委員会の中に根づかせていってもらわなければいかぬというふうには私は逆にお願ひをしたいと思います、やもすれば、いやいや、それは前の委員長が言つたことで私は違ひます。それもそれで一つはわかりませんが、今おっしゃつた意見というのは大変すばらしい御意見であるかと私は思つてお

ります。ですから、くれぐれもその考え方を引き継いでいただきたい、引き継ぐようにきつと御指導をしていただきたい、このように思つております。

もう一点、実は午後の官房長官に対する質問の中で関連して申し上げようと思つておりましたが、午後もし上げるわけでありまして、そのお言葉を受けてちよつとだけ申し上げると、確かに六百人で日本全国を見ていくというのはほとんど不可能であらうというふうに思ひます。

元来、私自身は小さな政府主義者であります。行政はスリムである方がいいという大前提のもとに立つて物事を考えるというのが私の個人的な見解であります、公正取引委員会につきましては、行政なのか司法なのか、その間の非常にグレーゾーンのような、グレーゾーンというのか、それがオーバーラップしているというのか、また全然分野が違うというのか、というふうな感じがいたしておりました、公正取引委員会につきましては逆に、数が少なれば少ないほどいいというふうには思つておられません。

特に、市場メカニズムが成熟化してくればくるほど公正取引委員会の役割というのは重要になってくるだろうというふうに思つておられます。まして、その体制の問題は、委員長から言いくいのかわかりませんが、数が少なければもっとふやしてほしいというふうなこともっと声高に言つていただかなければ、日本の経済への目は光らせられない、このように考へておられるわけでありまして、そういう点は特にお願いをしておきたいと思つておられます。

それから、次の質問に移りますが、先ほどの過去の経緯の中のお話でもありましたように、当初我が国は戦前にはこのような法体系はなかった、それが連合軍、GHQの指導のもとでこういう法体系が導入された。しかし、それがアメリカの発想で導入したのがゆゑに、日本の実態とは、特に戦争で負けて疲弊していた実態とは若干合わない、こういうことで二十四年、二十八年にまた改

正をした、こういうお話がありました。

そういつたことでいきますと、今からまたいろいろ独禁法の問題を考えていくに当たって私は気になりますのは、日本にとっては本家本元でありますアメリカの反トラスト法との関係でありまして、不勉強で申しわけないわけですが、公正取引委員会から見まして、我が国の独禁法とアメリカの反トラスト法とが違うのか、またどこら辺は同じであるのか。これは国柄、社会風土、経済構造が違いますから違つて当然でありますけれども、そこら辺の相違点というのはどのようなお考えでございましょうか。

○根来政府特別補佐人 私も外国のことまでなかなかよく知らないのですけれども、聞きかじりの話では、アメリカの独禁法というものは明治時代あるいは大正時代からできているということでありまして、そして、日本は公正取引委員会が行政措置をするという位置づけでございすけれども、アメリカは行政と司法といふことが、刑事事件も一緒にやっているとが大違いであろうと思ひます。

そこで、アメリカと日本はどういう点が違ふかという、ただいま御指摘のように、やはり独禁法に対する考え方というのが大いに違ふのではないかと私は思つております。

といひますのは、こういう長話をしても仕方がありませんけれども、私が法務省におるときに、アメリカから要請を受けたときにその説明をしたのでありますけれども、日本は富が貧しいからそれをどういふふうにならぬに公平に分けていくかというところが主眼でありまして、言ふなれば談合社会が優先してゐたわけでございます。しかし、アメリカの場合は、西部劇を見てもわかりますように、どれぐらい金があるかわからないというときに、どうしたら公平になるかという、やはり金をとる方法は公平でなかりけなないということ、独禁法というものが発達してきたのじやないかという、国の成り立ちが違ふのじやないかということと言つたことがあるのですけれども、私は今

でもそういう感じを持っております。

しかし、これから経済がグローバル化して、日本の富は世界の富であり、世界の富は日本の富であるということになると、やはり日本の談合体質というのは批判されてくる。そういう意味で、アメリカの独禁法、クレイトン法とかシャーマン法とかといふのがございすけれども、そういう法律と日本の独禁法といふのは、やはり公平を合せて同じような調子で運用していかないと世界的には通用しないのではないかと、こういうふうにお考えでございす。

○榊床委員 西部劇のお話が出てくるとは思ひませんでしたが、私も実は西部劇といふのは大変好きであります。小さいころよく見ました。有名な映画スターもたくさん出ておりましたけれども。

西部劇といふのは、日本ではいつと時代劇であります。要するに、あのころといふのは、一八九〇年に、西海岸まで開拓をしていって、最後、フロンティアラインが消滅をしたと言われるまで西部開拓といふのが続いていたわけでありすけれども、まさにあの西部開拓の体質がアメリカの開拓精神といふものをつくり上げたの言ひまでもないことである。

そういう点でいふと、日本は、大昔は、歴史に残つていない時代のことは本当はどうかよくわかりませんが、余り言つと問題発言にもなりすから言ひませんが、我々が知つてゐる限りでは、日本といふ国は初めからあつた。あつたといふところから始まつてゐるわけですね。つくつていつた国と、あつたといふことを前提にして成り立つてゐる国が、当然同じようにいくはずがないのはよくわかります。

また、私は、アメリカとの関係におきまして、話がちよつと横にずれるかも知れませんが、アメリカに対して何でもかんでも追従すればいいとは思つておりません。我々は日本でありすので、アメリカではないわけでありすから、何でもかんでもアメリカに追従をすればいいという発

想はもはや古い、このように私は認識をいたしております。

しかしながら、いいところは学ばなければならぬ、こういう謙虚さが必要であらうといふふうには私は思つてゐるわけでありまして、ちよつと私が大学生の時分にたしか「ジャパン・アズ・ナン・パワマン」といふ本が飛ぶように売れて、そして日本はもう世界一だ、アメリカに学ばねばならない、こういう大變傲慢な姿勢を持つたのが今から大体二十年ほど前だつたように思ひます。

しかし、それから十年間はその勢いで行きましたが、現在の状況を見ても、いかに我々が浅はかな考えを持つておつたのかということが今明らかになつてゐるわけでありまして、我々もつと謙虚に、いいところは学ば、そういう姿勢の中で、アメリカにただ単に追従はしないけれども、いいところは学んでいくという姿勢が必要であらうといふふうに私は考へてゐるわけでありす。

そういうような観点からいひますと、今回の法改正に對しては、私は、開拓精神がベースにあるアメリカの風土、もたらあるといふ非常に緩やかな流れでいく我が国の風土、これは違ふかも知れませんが、今は確かにグローバル化等々の中で、グローバル化がすべていいとは思ひません。すべていいとは思ひませんが、しかしながら、今この時代におけるフロンティアとはただ単に土地だけではないわけでありまして、心の中に我々のフロンティアといふものがある時代であらうといふふうに思つております。

そのような観点からすると、アメリカのフロンティアスピリットに根差した独禁法の考え方、先ほど公平を合せてといふふうにおつしやいまして、たけれども、そういうふうな思いが今回の法改正の中に生きておるかどうか、改めてお聞きしたいと思ひます。

○根来政府特別補佐人 独禁法の適用除外の問題は、これは今の時代の趨勢であらうと思ひます。問題は、私人の差しとめ請求でございす

が、外国はこういう制度は十分取り入れているやうであります。

私は、個人的には、もう少し整合性を持った訴訟制度といふのをつくりたいなといふふうに思つております。今も思つております。ただ、先ほど申しましたように、今司法改革といふのが進んでゐるわけでありまして、これから弁護士の数もふえる、訴訟社会にある程度傾斜していくといふときでございすから、やはりそういう全体を見て考へるべきだと自分で納得したわけでありす。

差し当たり、不正取引方法については、これは直接私人が被害を受けるわけでありす、私人の被害回復といふ意味で不正取引方法について差しとめ請求を認めるのは、今の過渡的な状況としては適當ではなからうかといふことで、私自身納得したわけでありすので、そういう点で十分考へただければありがたい、こういうふうにお考えでございす。

○榊床委員 先ほど、継ぎはぎだらけの改正が今はやむを得ない、そして将来的には抜本的な見直しも不可避であらうといふお話と、今の話は、かなり合つてゐる話であります。委員長とすれば、今回のものはまだまだ十分ではない、しかししようがない、その辺で半分ある意味においては妥協しながら、本当は百歩前に進みたいけれども、一歩ずつ進むしかないといふふうな判断をした、こういうお話であらうといふふうに、ありていへば聞いたわけでありす。

そういうふうなことからいふと、例えば、今こで言つたかぬといふこともわかりませんが、もう一歩二歩、どんどん前へ進んでいくための何か具体的な、こういう方向にもつと行かねばならないといふような委員長なりの、個人的な見解で結構であります、お持ちであります。

○根来政府特別補佐人 これは立法に關係する問題でございすので、各党の御意見も十分伺わ

ければならぬ話でありまして、私がここで先走つてあだだこうだと言ふとおしかりを受けることになりまして、余り申し上げたくないのですけれども。

一般的に申しますと、独占禁止法というのは先ほど申しましたように昭和二十二年にできた法律でございます。人権ということも十分行き渡つていない時代であります。それから、情報の公開というの、最近非常に大きく叫ばれておりますけれども、そういう点も余り言われていなかった時代でありまして、私は中学生でございましたけれども、あの時代を考へてみますと、あの時代にこういう立派な法律ができたということをむしろ驚嘆するぐらいでありまして、その時代に合った法律であつたと思ひます。

しかし、今の時代では、そういういろいろの問題で少し検討しなければならぬ点があるのではないかと、このことを抽象的に申し上げてお許しいただきたい、こういうふうと思つております。

○榊原委員 確かに、戦後間もなく、まさに廢墟の中から立ち上がるにつくり上げた元來の法律でありますから、あのときと今と全く時代が一変をいたしてございまして、そのときに土台をつくつたものが今の時代の土台に合うのかどうかというの、私は甚だ疑問を感じてゐるわけでありまして、これは、独禁法だけではなくて、あらゆる我が国の施策について言へることでありまして、結局は、時の流れにいかに対応していくのかというところが実は活力の源であらうというふうには思つております。我々、人間一人一人の個人においても、例えば、あいつは時代の流れによつて乗らんかつたとか、そういう表現がよく出ますね。これは結局、個人個人のことに對しても、やはり時の流れをきつとつかまえて、それに對して、例えば企業であれば企業の形態を変えていく、やり方を変えていく、そういうことで企業の活力というものは維持されるわけでありまして、また、世の中に絶対にこうなるという話というのはないと思ひます。絶対にこうなることは一〇〇％と

いうことでありますから、一〇〇％こうなるというものはあり得ない、何についても。

ただ、一つだけあるんですね、一〇〇％間違いないという話。それは、物は変わっていくといふことであります。物は変わっていく、これは一〇〇％言えるわけでありまして、そういうことからは考えますと、変化に対する対応力というのが私はやはり活力だといふことをしみじみと昨今考へ、感じてゐるわけでありまして。

そういうような観点からいいますと、この独禁法につきましても、終戦直後にできた、新しい考へとしてあの当時に初めて導入されたものが、時の流れの中で今いろいろほころびを見せ始めてゐるというときに、ぜひとも思い切つた抜本的な改正を、いろいろな外国のよい例はきつちり受け入れながら、しかし合わないところは思い切つてそれを排除しながら、我が国なりの独禁法、きつちつとしたものを今後鋭意つくり上げていただきたい、心からお願ひを申し上げる次第でございまして。

私は本日、抽象的なお話、非常にざくつとしたお話をさせていただきました。しかし、物事、困つたときには必ず基本に返らなければならぬと私は思つております。

四月からプロ野球が始まりましたけれども、プロ野球の選手は、我々からするとんでもない上手な選手であつても、必ずスランプというものにどんな人でも突き当たるわけでありまして、スランプになつたときにどういふことが指導されるかといふと、スランプになつたら基本に忠実にといふことを必ず我々は言われるわけでありまして。また、いろいろな企業でも一緒であります。壁にぶち当たつたときに言われるのは、原点に返らうといふことを常に言うわけでありまして。基本を忠実にやり、そして原点に返つてやり直したところが、またきつちつとした道を歩むことができる、またスランプからも脱出することができ、こういうようなことでありますから、我が国は今、国家としてスランプ状態にあるわけであり

まして、こういうときこそきつちつと原点に返る発想をお願いしたい。このような思いから、特にこの独禁法の問題は自由主義経済といふことから考へると大変重要な法律であるといふ観点から、総論的な、抽象的な話に終始をさせていたいただいところであります。

我が党の持ち時間は十二時まで、こういうことでありますから、残りの時間は私よりもつと頭脳明晰な渋谷議員の方から、もつと個別に、具体的に、鋭く質問をさせていただきます、このように考へてゐるところでございます。

以上をもちまして私の質問を終了させていただきます。ありがとうございます。

○中山委員長 渋谷修君。

○渋谷委員 民主党の渋谷修でございます。いつも別の問題の議論をやつてゐる間に法案審議の方が少なくなつてしまつたので、きょうは法案審議の方を先にしまして、後でまた残り幾つかの点を取り上げたいと思ひます。

まず、今回の独禁法の一部を改正する法律案についてであります。基本的にはもちろん、独禁政策といふのは、公正な競争をいかに確保するかといふことでありまして、その観点で公取としてこのこれまでの行政が行われてきてゐるわけでありまして。私的独占あるいは不当な取引制限あるいは不正な取引方法を用いようとする事業者に対して、ある意味では独禁法全体がもちろん抑止的な法律になつてゐるわけですが、具体的にそれを担保するものとしては第二十五条の無過失損害賠償責任といふ規定があるわけでございますけれども、そういう規定が不当な取引制限あるいは不正な取引方法等を用いた事業者は結果としては割に合わないといふことが認識されないと、これは抑止的な効果を發揮しないわけですね。

そういう点で、この二十五条が適用となつたこの間の件数、具体的な事例をぜひお示しいただきたいのです。

○根来政府特別補佐人 御承知のように、独占禁止法二十五条には、審決を前置いたしましたして損害賠償請求が認められるわけでございますが、私どもがもう一つ正確でない点もございまして、けれども、法律ができた昭和二十二年から平成十二年の三月まで十四件といふことになっております。

○渋谷委員 独禁法ができてから、その法律が適用されて、運用されてこれだけの長い経過を経てゐるわけでありまして、たつたの十四件しかこの二十五条の規定というのは適用されてゐない。

その適用された中で、その損害賠償が認められて損害賠償をさせられたというケースは、具体的にどうなりますか。

○根来政府特別補佐人 これも御質問の趣旨からいふと、これはかばかしい話ではございませんで、十四件のうち請求棄却が三件、却下といふのが二件、和解が四件、取り下げ一件、係属中四件といふことであります。

○渋谷委員 そういたしますと、損害賠償が具体的に執行されたケースはないといふことになりましてね。

○根来政府特別補佐人 二十五条に關しては、今の調査した結果ではそういうことになつておりますが、一方、民法の七百九条による損害賠償請求といふのがございまして、これが認められたのが六件。これは古いことはわかりませんが、昭和五十年から平成十二年の三月までの間で、調査した限りでは六件の請求認容がございまして、それからもう一つ、住民訴訟がございまして、それがまだ係属中の事件が大分残つております。

○渋谷委員 民法の方は聞いていないのであります。そもそも本法、独禁法の方でお話を伺つてゐるわけでありまして、二十五条といふことで損害賠償の規定があるにもかかわらず、この規定が全く機能していない。機能していない規定といふのはベナルティーにならないわけですから、抑止力としてもこれは全く効果を發揮してゐないといふことになるわけですね。この二十五条といふのはなぜこうした形で機能

してこなかったかという点については、いかがですか。

○根来政府特別補佐人 おっしゃるとおりでございます。いまして、これも私どもの方の公正取引委員会の私的研究会で、どういふふうにするればこの二十五条というのが機能するか、裏返して言えば、どういふわけで機能しないかということをいろいろ研究していただきました。

しかし、これも甲論乙駁で、結果としてはこれという妙案はないわけでございまして、一つは、推測するところ、先ほど御質問にもございましたように、日本人の気質といえますが、余り訴訟などをして損害を取り戻したくないというような気持ちもあるのかなというのを一方では思いますけれども、もう一つは、法律的に談合なり不正取引なりとの因果関係の立証がうまくいかないという点で、逡巡している点があるのじゃないかというふうに思っております。

○渋谷委員 知識のある方々が皆さん集まってい知恵が出なかったという話でありますけれども、委員長、この二十五条をどう生かすかということについて、それぞれの方々から当然のことながら意見があったらと思うんですが、その中で、こうすれば具体的にこれは機能するのではないかとという点は、委員長自身はどんなふうにお考えですか。

○根来政府特別補佐人 一つは、推定規定を置くといえますか、そういう方法もあるのではないかと御意見があったように思います。しかし、これに對しましては、推定といふのはいろいろ事実を積み重ねて推定するわけでございしますが、独占禁止法違反といふのはいろいろ態様がございまして、その態様によつて事実が違ふものですから、どういふ事実があれば推定できるかということについて、法文上、なかなかきちつと書けないのじゃないかという問題があるわけであります。それからもう一つは、これは積極的な意見でございますけれども、数年前に民事訴訟法が改正になりました。裁判官が損害額を全弁論の趣旨から

認定できるという規定が新しい民事訴訟法で入つたのでございます。そういうふうになりますと、今度は、その新しい民事訴訟法の規定を使いまして、裁判所は全弁論の趣旨を体して推定してやるのじゃないか、だから、今さら推定規定を置かなくても十分適用できるのじゃないかという御意見がございまして、あれこれ考えているところであります。

○渋谷委員 今、損害額の立証という問題について触れようと思つたんですが、先に民法の方の経過があるというお話でございしますけれども、これまでの幾つかの事件でも、損害額の立証ということが困難なために、訴訟自体が敗訴といひますか、うまくいかなかったというようなケースもあるわけですね。

公取としては、やはり法律、独禁法そのものを所管する、もちろんその上に成り立つていゝる組織でありますから、この損害額の立証ということについて、具体的な事例はこの間もないわけでありまして、幾つかの事例を前提にしながら例えば損害額の立証ということについてのモデルをつくるか、そういう努力というのは、当然のことながら公取としてこの間やってくるべきだったことじゃありませんか。

○根来政府特別補佐人 最近、二十五条訴訟に限りませんけれども、民法の七十九条訴訟あるいは住民訴訟につきまして、裁判所から公正取引委員会に損害額の照会がございします。この場合に、我々といひましては、抽象的に回答するのではなくて、もう少し、こういう要素でこういう認定といふことを具体的に裁判所に回答することにしたしております。

そういうようなことで、一つの対処の手法としましては、こういう独占禁止法違反事件につきましては、裁判所から照会があったときに、私どもが具体的にこういう損害が発生しているのではないかと回答をすることによつて裁判所の審理の参考にしていただく、こういう方法で現在のところ対処しているところでございます。

ただ、一般的に、こういう場合にこれだけの損害があるんだといふのは事案によつていろいろケースが違ひますので、その点はなかなか難しいことだと考えております。

先走つて答弁して恐縮でございますが、最近報道された中では、奈良地裁で住民訴訟が起こされて、これは積極的に認定されて、四千五百七十一万円の損害があったといふことで、県への返還が命ぜられております。そういうようなことで、徐々に私どもの考え方も裁判上公認されていくのではないかと、そういうことで期待しているわけでありまして。

○渋谷委員 裁判所との件については後ほど差しとめ請求権のかかりで若干またお話を伺ひますが、その前に、もう一度戻りまして、二十五条の無過失損害賠償責任、この規定について、より効果的に活用されるように、あるいは活発に活用されるようにするために、あるいは委員自身が御答弁なさつた点もそうでありますけれども、含めて、今後さらにこれは見直しあるいは検討を重ねていくべき、それなりの結論を早急に得て、いづれ、これについては、その改正も含めたことを視野に置きたいといふことで御答弁いただけるのかどうか、お願いいたします。

○根来政府特別補佐人 これはもう当然、独占禁止法の条文が死文と化しているといふようなことがあつてはならない話でございしますから、私どもがそうあるわけではありませぬけれども、死文と化さないで、そういう正当に権利のある者が正当な損害賠償を受けられるような仕組みが何とかなえられないかといふことは、事務局も十分検討しているところでございしますし、今後そういうスタンスで研究するつもりでございします。

○渋谷委員 損害賠償が具体的に実現したといふことでの事例が積み重ねられていけば、そのことが抑止力として他の事業者に対しても当然効果を發揮するわけであります。やはりそのことは、今委員長自身がおっしゃつたように、死文となるような条項といふことについて、そのままほつて

おくというわけにはまいりませんので、事務方も含めて、早急にこのことについての検討をしていただくようお願いを申し上げたいと思ひます。

先ほど来の話もそうでありますけれども、経済犯罪に対して、日本という国はといひますか、別に日本だけに限らないんですが、非常に罪意識が低い。例えば、会社ぐるみでやつても、組織を守るためにやつたといふことで、個人としての罪の意識が非常に低いわけですね。このことが繰り返され、いろいろなこういう不正な取引が常態化しているといふことにもなつていゝるわけですから、後ほどまた具体的な事例を申し上げますけれども、したがつて、今の損害賠償制度ですが、このことについては早急に充実をさせていかなければならないといふぐあひに思ひます。

さらに、今回、差しとめ請求権を拡充するといふことについては、それはそれで一つの前進だといふぐあひに思ひますけれども、この差しとめ請求権をやはり実効あるものにするためには、請求権自体が濫用されてはもろろん困りますけれども、しかしながら、正当な理由がある場合はこれはほとんど活用されるといふことにならなければならぬんですが、本法を見ますと、「著しい損害を生じ」といふことが要件としてかぶさつていゝるわけですね。「著しい損害を生じ」といふことについては、具体的にこれはこのこととはどういふぐあひに解釈され、定義されていゝるのでしょうか。

○根来政府特別補佐人 不正取引といふのは一般の取引の間から発生するものでございしますので、何か網をかけるかといふその辺の境界のところからわからなくなるわけですから「著しい」といふ形容詞を使つていゝるわけでありませぬけれども、これは具体的には裁判所が決めることになつていゝると思ひますが、違法性の厳しいといふような御理解で十分ではないか、こういうふうになつていゝると思ひます。

○渋谷委員 この差しとめ請求権の「著しい」といふ規定が、制限的にあるいは抑制的に運用されないようにするべきだといふぐあひに思ひます。

ですが、そのことについて、もう一度改めて確認しておきます。

○根来政府特別補佐人 当然、この「著しい」ということが制限的に働くとは私どもは思っていますけれども、御懸念の点は、そういうことがないように、法律が制定されたときには十分広報していきたいと考えております。

○渋谷委員 類似の法構成をとっていると聞かれている不正競争防止法では、営業上の利益の侵害またはおそれがあれば差止め請求できるということになっているのですが、こういった表現にするというような議論にはならなかったのでしょうか。

○根来政府特別補佐人 不正競争防止法と不正取引というのとは少しニュアンスが違うわけですが、不正競争防止法の問題は違法性が極めて高いということでそこまで書いていないのだから、こういう理解でございします。

○渋谷委員 いずれにせよ、先ほどの話と前後が逆になりましたけれども、この「著しい」という規定がその意味では抑制的、規制的にならないという方向に法が運用されるということを、これは強くお願いしておきたいと思ひます。

そこで、差しとめ請求権をせっかく充実するわけでありまして、問題は、先ほど来らつと触れられましたけれども、なかなか現実問題としては当事者の情報収集の手段が非常に限られているという点があるんですね。したがって、この独禁法の中でそれをサポートしてやるということで、活用してほしい規定があります。

○根来政府特別補佐人 これは審判手続への参加があるわけですが、これまでの事例で、利害関係人がこうした五十九条を活用されて、「公正取引委員会には、必要があると認めるときは、職権で、審決の結果について関係のある第三者を当事者として審判手続に参加させることができる。」ということ、これが適用された事例はございしますでしょうか。

の規定だろうと思うのですけれども、最近、そういう申し出をしてきた例がございします。

これも、利害関係人というのはいくつあるのか、法律的にもう少しわからない点がありまして、その辺でもう本人がギブアップして参加しなかったという例がございしますけれども、私の知る限りでは、その条文を使って参加してきた者はいない、入ろうとした者はいませんが、実際に入ってきた者はいないという認識でございします。

○渋谷委員 そういたしますと、この条文もやはり、先ほど委員長自身がおっしゃられたように、死文化されているわけですか。

○根来政府特別補佐人 死文化という語弊がございしますけれども、これは、私から言わせれば、そもそも立法趣旨がもうひとつわからない。というのは、利害関係人というのは、例えば商売がたきが入ってくるのか、あるいは審判を受けている者をサポートして入ってくるのか、その辺が極めてあいまいなところがあると思ひます。そういう点もなかなか活用されないことだと思ひます。また、そういう規定のあることも余りみんな知らないのではないかと私は思ひます。

○渋谷委員 独禁法を所管している公取の委員長が、この五十九条の規定について立法趣旨がわからないという話になりましたら、これはえらい大ごとの話じゃないでしょうか。

ということ、これは立法府の方の責任ですか。それとも、公取自身がこれについて立法趣旨がわからないということであれば、より明確にする努力というのは必要になるでしょう。いかがでしょうか。

○根来政府特別補佐人 それは本にはいろいろ書いております。ただ、申し上げましたように、昭和二十二年にできましたときには、独占禁止法というのは国会でほとんど議論されていないわけがございしますから、国会の御意思がどういふところにあるか、私、公平に申しましてよくわからない点がございします。

それで、私の中で議論しても、いろいろ議論の

立脚するところが違うわけがございしますが、いずれにせよ、法律では利害関係人が参加できるということになっておりますから、どういふ立場の人でも委員会が許可すれば参加することができるだろう、こういうふうな思ひます。

なお、重ねて申しますと、最近そういう例が一つあったように記憶しますが、今までにそういう例は一つと絶えてなかったように思ひます。

○渋谷委員 この部分はぜひ、大事な問題でございしますから。私も昭和二十二年といふと生まれておりませんので、しかしながら、この条項が設けられたということは、当然のことながらその立法の目的、趣旨というのがあつての話だと思ひます。それが非常にあいまいでよくわからないと委員長自身がおっしゃるのであれば、では、この問題についてはこの国会の中で初めて取り上げられたのでしょうか。御記憶はいかがですか。

○根来政府特別補佐人 私も中途入社でありますので、昔のことはよくわかりませんけれども、ここでその議論をされたのは初めてだと思ひます。ただ、私も法律を少ししかじりかけているものから、よくわからないんだというのは正直なところだと思ひます。これはもう私も隠しもするわけがございまして、これはもうその事務局はきちんとした理解をしていると思ひます。

○渋谷委員 いや、率直な答弁をいただいで、その方がありがたいです。

そういうことで、この条項について余りこれまで問題になつたことがない、あるいは立法趣旨が非常に不明確であるということであれば、またこの条項については、審決の結果について審判手続に参加させてほしいということでの申し出がついて最近具体的に一件あつたということですね。そういうことで、先ほどの話に戻りますけれども、差しとめ請求権について、よりその手段を充実するという観点でいえば、利害関係人がこれに参加することによって、その審理の経過の情報がその中で得られるわけですね、より具体的に、迅速に。

したがって、例えば、後は裁判所の問題にもなつていきますけれども、その作業のスピードを速めることができるということにもなるわけでありまして、ぜひこの条項についてはもう一度改めて早急に検討していただいで、死んでいく条項、死文化しているということであれば、早急に生き返らせる作業をやつていただきたいというぐあいにも思ひますが、いかがでしょうか。

○根来政府特別補佐人 もちろん、ただいまの独占禁止法が先ほど申しましたように古い法律でございしますので、ただいま御指摘の部分も含めていろいろ洗い直しをという語弊がございしますが、検討を事務局の方でやつておるところでございします。お説を踏まえて、十分念頭に置いてやると思ひます。

○渋谷委員 さらに、その利害関係人の言つてみれば差しとめ請求権をサポートする意味で、六十九条の事件記録の閲覧あるいは審決書の謄抄本の交付という規定があるわけですが、この規定に基づいて関係資料を要求いたしましたも、具体的な事例で必要だと思はれる部分は黒塗りで隠写される、あるいは閲覧が認められないということになっているようですが、その黒塗りにするということ理由は一体何でございしますでしょうか。

○根来政府特別補佐人 御指摘の具体的な案件はよく存じませんが、多分、利害関係人の、利害関係人だと思ひますが、当事者が、やはり企業秘密とかこれは公表されたくないとかいう主張がありまして、その関係を黒塗りにして公表を避けたということではないかと私は推測いたします。

○渋谷委員 企業秘密の定義を教えてくださいませんか。

○根来政府特別補佐人 これは一般的に言われていることではありますけれども、企業が、他に知られると企業の運営が極めて難しくなるということでありまして、それが、もちろん企業だけの論理ではなくて、一般的、客観的にもそういうふうな認められるものは企業秘密になるのではないかと、こういうふうな思ひます。

○渋谷委員 そのことは公取が判断しているのですか。出された資料について、これは企業秘密だから黒塗りにするという判断は公取がされているのか。あるいは、当事者の方からの申し出を受けて、当然もう一度公取のチェックが入ると思うのですが、そういう形になっているのか。いかがですか。

○根来政府特別補佐人 これは、私どもの方は、例えば審査事件につきますと、提出命令をかけた後、あるいは本人から審査をしたり、あるいはいろいろ事情を聞いたりとすることでございまして、強制的に企業、当事者からそのものを取り上げていくわけですね。ですから、私どもの一存でこれはいいんだというわけにはまいりませんので、強制的に取り上げた相手方の意見も聞いて、そしてさらに私どもの意見も突き合わせて判断しているものと思えます。

○渋谷委員 一方の当事者は、先ほど来のお話の経過の中でいえば、具体的な事実を積み上げていかなければならない、あるいは損害額を立証しなければならぬという、非常に重い責任を負っているわけですね。

したがって、公取で得た情報というのは非常に貴重でありまして、しかもこのことは、先ほど来申し上げているように、いわば非常に重い経済犯罪にかかわっている話でありますから、もちろん企業秘密という議論は議論としてわかるのでありますが、例えば、今度裁判所に直接そういう差し止め請求ができるということになった場合に、裁判所に出す書類も、そうしますと黒塗りの状態で出すことになるのですか。そのときの情報の提供というのは具体的にどうなるのでしょうか。

○根来政府特別補佐人 裁判所からは意見の照会があるわけですが、そういう黒塗りと、そういうような話にはならないと思います。

ただ、先ほど来申し上げたように、具体的に黒塗りの状況で閲覧したかどうかということは私自身よく知らないものですから、黒塗りがあったということを前提に今まで申し上げました。

○渋谷委員 ぜひこれは後ほど事務方から聞いていただきたいのですが、現実には、戦前の、昔の検閲じゃあるまいに、あそこまで真つ黒に塗らなくてもいいだろうと思うぐらい黒塗りの状態で出されているわけでありまして。

これはやはり、せつかくこういう形での独禁法の改正の作業が行われているわけでありまして、一方で被害をこうむる側の当事者にせつかく差し止め請求ができるというルートをつつたわけですから、それをサポートする、彼らのそういう手段をより充実させていくということ、今申し上げているのは独禁法の、いわばその他の条項ですね。死文化した条項もありましたけれども、これを生き返らせて活発にするということがなければ、その担保がなければ、せつかくの法改正の趣旨というのは生かされないのではないかと、うぐあいに思うのです。

したがって、企業秘密ということについても非常に限定的にとらえなければならぬというぐあいに思いますが、いかがでしょうか。

○根来政府特別補佐人 先ほど来申し上げましたように、ただいま、情報開示というのが一つの世の中の流れになっております。私どもの持つている情報をどの程度開示すべきかということは、個人の利益と絡めまして十分検討しなければならぬわけですが、片やおっしゃるように、公益という問題もございまして。その公益と私益をどこで線引きするかということは、私ども慎重に考えまして、また、世の中のそういう情報開示の考え方も含めまして、十分検討させていただきたいと思えます。

○渋谷委員 これは私の方からお願いですが、役所の中で検討するということになる、例えばこの六十九条の条項がありまして、先ほど企業秘密という話もありました。それからプライバシーにかかわる話ということもございまして、その中にグレイゾーンがありまして、そのグレイゾーンの中をどう仕切るかということがどうしても必要

要になってくるわけですね。

したがって、何らかの指針というものをつくらないと、これは第三者がわかるような形で、つまり議会なら議会で、もちろん当たり前にありますけれども、こういう部分については無理なんだ、これ以上の部分はオープンにするよということ、これを前提にして、例えば企業であれ団体であれ、公取が当然命令をしながら資料を出させる。資料を出させる段階から、そういう形のものには相手にきちんと周知されているという状況が必要だろうと思うのです。

そういう意味では、具体的な、わかるような意味での指針というものをぜひおつくりいただきたいというぐあいに考えますが、いかがでしょうか。

○根来政府特別補佐人 御意見は十分承りましたので、部内でよく相談させていただきますと思えます。

○渋谷委員 具体的な話に少し入りたいと思えます。

独禁法を運用しながら公正な競争条件を確保するという観点で言えば、先ほど来も幾つか取り上げられておりますけれども、中小企業者あるいは中小の小売業者が、大要横暴な大企業等の営業行為によりまして、非常に圧迫を受けているような事例もたくさんあるわけですね。

以前も、例えば不当廉売という言葉について具体的に解釈をされてきたことがあるというぐあいに私も記憶しておりますけれども、改めて、不当廉売とは何ぞやということについて、事務方の方で、多分書類はあると思えますから、お示しをいただきたいと思います。

○根来政府特別補佐人 これは私どもの方で、もちろん私が来る前でもございしますが、不当廉売についての解釈というのを公表しているわけですが、このうちに三要素というのがございまして、言うまでもなく、仕入れ価格を割って販売すること、それが一時的ではなくて継続すること、それ

から競争という要素、この三つの要素を含めまして、不当廉売か否かを判断するメルクマールというふうに考えているようであります。

○渋谷委員 その三要素の一番最初の、仕入れ価格を割ってというのは、個別の商品についての仕入れ価格でしょうか、それとも全体ということになりますか。

○根来政府特別補佐人 個別の商品でございします。

ただ、仕入れ価格を割ってというところが、もう少し正確に言うと、著しくという、先ほどのお話でまたおしかりを受けるかも知れませんが、著しいという形容詞がついております。

○渋谷委員 いろいろな安売り店が次から次へと出てくるわけですね。もちろんそれ自体は消費者の利益ということで評価される場合が多いのですが、これは経済全体というサイクルで考えますと、安売りイコール、即、消費者の利益になるというだけではないのです。最終的には、結局はまた消費者のところに、これは安売りによって当然のことながら社会全体がデフレ的な方向になつて、例えば賃金も下がって、消費者自体の可処分所得も下がっていくということで、回り回って消費者にとつては不利益になる。

個別の商売の中では、たまたま安売りしたものを買った、そのときの、つまり買った物ということでは、これは得したということになるかもしれませんが、これは得したというところから、決してそのことが消費者の、いわば生活者と言った方がいいと思うのですが、生活者の利益になるわけではなくという点なども基本的な観点としてあります。

今、全国あちこちで、当然そういう要求、要望というものは出てきているというぐあいに思うのです。こういった問題が起きたときに、公取としては、例えば口頭であれ文書であれ構わないのです、具体的にどんなふうな対応をされているのでしょうか。

○根来政府特別補佐人 不当廉売の点は、不公平

な取引方法の一つの類型でございまして、明らかにこれは法律違反でございまして、明らかに先ほど申しましたように、三つの要件というものが必要と言われているので、これを正式に調べますとなかなか時間がかかって、その間に不当販売が終わってしまうというように相なるわけでございます。

これは当委員会のみならず、いろいろの方面から不当販売に対して厳正に対処しろという要請がございまして、まず私も、言葉を選んで申し上げますけれども、火事場で水をかけに行くというように感じて、すぐ職員を派遣して、少なくとも二ヶ月以内には結論を出して、注意すべきものは注意してやめていただくというふうな、ある意味では行政指導の方で対処しているところでございます。

これを正式事件に進めますと、やはり三ヶ月、四ヶ月というのがかりまして、当事者の不満というのがあるわけでございますので、なるべく早く、そして的確に行政指導で処理するという立場で、注意処分という、一般的にですと、全部というわけではございませんけれども、もちろん悪質なものは正式にやりますけれども、件数の大部分は注意処分ということで対処しているわけでありす。

○渋谷委員 実際には、こういう不当販売については、同じ店が反復して繰り返す。たまたまそれが事件になって、あるいは行政指導というお話がありましたけれども、注意があつて、そのときにはやる、ほとばしが冷めるとまた始める、反復して繰り返す。そういう意味では、先ほど来申し上げていますが、この不正な取引方法というのは私は経済犯罪だというぐあいに言っているわけですが、それと、そういう認識が非常に薄い。それはなぜかといえば、やはり公取のこういった問題についての対応が非常にあいまいだから、ある意味では非常に対応が軟弱なために、そういうことの繰り返しを許しているんじゃないかというぐあいに思っています。

したがって、先ほどの二十五条の損害賠償責任という問題につきましても、こうして反復して繰り返す非常に悪質な経済犯罪については積極的に二十五条を活用すべきだというぐあいに思っていますが、いかがでしょうか。

○根来政府特別補佐人 二十五条は審決前置主義でございまして、注意の場合はこれに当たらないことでもあります。

だけれども、余計な話で恐縮ですがけれども、注意件数というのは相当ふえているわけでございます。平成十一年度には六百七十二件、平成九年度には二百七十七件ということで、相当ふえているわけでございます。

おっしゃるように、これも言葉が悪いんですが、ブラックリストみたいなのが若干あるわけでございます。そういう果敢的なものをどういうふうに対処するかというのが、相当頭の痛いところでございます。

○渋谷委員 先ほど来申し上げておりますように、公取委員長、注意でなくなるのであればこれは非常にありがたい話なんですけれども、実際には、私なんかは、例えば事業をやつて、それはそういう意味での問題なんだということがわかれれば、それをもう一度やるんじゃないかと、例えば営業の現場あるいは店舗の現場にそういうことをやれということはいましませんけれども、完全にこれは、言ってみれば確信犯でやっている方々は、注意ぐらいで済むのであれば、どんどんこれは反復してやることになりましてしょう。

だから、悪質なケースもあるという今のお話でしよう。その悪質なケースがある意味では一罰百戒ということでやはりやらないと、抑止的な意味での効果がないわけですよ。不当販売という規定があり、不当販売の解釈があつたって、依然として今も繰り返されている現状があるわけですから。そのことについて、これを改革、改善しようという意欲がなければ、不当販売ということを幾ら解釈したって結果としては何の意味もないというところになるんじゃないか、いかがですか。

か。
○根来政府特別補佐人 もう御趣旨はよく承知しました。

○渋谷委員 それだけでいいですか。

もう少し具体的に、例えば二十五条については、単に行政指導のレベルで、それは注意で済ませるといふ話だけじゃなくて、そのことが続いているから実は公取に対する信頼がもう一つ、中小企業者も含めて、あるいは消費者もそうでありますが、上がらないのです。公取という組織がありながら、一体何のためにあるのかということになるわけですね。実は公取の存在、その根本が問われているのですよ、こういう具体的なケースで、いかがでしょうか。

○根来政府特別補佐人 おっしゃるように、すべて注意で済まそうというさもし気持ちは持つてはいるわけではございません。もちろん、悪質な果敢的なものは厳格にやるつもりでございますし、これも言葉が悪いのですけれども、一罰百戒ということも当然あり得ることだと考えております。

○渋谷委員 ぜひこの不当販売の件については、全国のたぐさんの事例があるかと思ひます。で、今までのような行政指導あるいは注意のレベルで処理するのはなくて、もう少し踏み込んだ対応を、全部についてやれと言っているんじゃないですよ、非常に悪質で反復してやっていると。うケースについては踏み込んでやりますよといけませんよ、そのことはぜひ私の方からこの場で要請をさせていただきたいというぐあいに思っています。

忙しいところを経済企画庁長官にきていただきまして、もう少し具体的な事例はあるのです。後ほどまたやります。

○根来政府特別補佐人 この間、DVD版「日本経済は今日」という問題についてこの委員会でも取り上げまして、経済企画庁長官からこの問題についての答弁をいただいたんですが、ことしもやりたいというところの御答弁をいただいているんですね。それは、ことしもやりたいということは、既に作業

として取り組んでいるのかどうか、これからの話、いかがですか。

○堀屋国務大臣 ことしにつきましては、経済白書そのものの作業が、今大変経済動向が変動しているところございまして、ちよつと去年よりおくれしておりますので、何らそういうことに具体的に着手はしていません。

○渋谷委員 おくれているけれども、いずれ経済白書がまとまれば具体的に組みたいということですね。

○堀屋国務大臣 国民の税金を使っているいろいろ調査、報告したものでございますから、できるだけ多くの人々にわかりやすく知っていただきたいというのは念願でございます。その一つの形態としてビジュアル化、DVD化ということもできればいいことだと考えております。

○渋谷委員 先般の御答弁で、議事録を私は手元に持ちながら、これは大臣の御答弁であります。が、「経済白書」というのは、著作権法三十二条の二項によりまして、公開の、だれでも自由に無料で使用できることになっておりまして、経済企画庁が認可するとか許可するとか、そういうたぐいのものではございません。印刷メディアその他で活用されているということ引用しながら、DVDもそれと同様でございます。自由に出して、私たちが選別するとか選択するとかいうものではないでございます。ということで、これは事務方が用意した書類をお読みになったんだらうと思うんですが、こういう御答弁をされていきますが、これはこのままでよろしいですか。

○堀屋国務大臣 DVDの内容でございましてけれども、それに関して、基づいてということで、私及び担当の職員が、そのままでなしに解説、出演をしたということございまして、その点では、おっしゃる、前の答弁のとおりでございます。

○渋谷委員 私もその答弁が気になります。改めて著作権法を見ました。実は、三十二条の二項では、国とか地方公共団

体の機関がそういう印刷物を作成する、その公表された広報資料あるいは調査統計資料等、これらに類する著作物は、説明の材料として新聞紙、雑誌その他の刊行物に転載することができるということでありまして、映像的に処理するDVDというものはこの規定の中には入っていないんです。これは限定列挙です。国が発行したものについては国に著作権があるんですよ。著作権があるんですが、著作権法上のこういう規定があるから、だれでも使ってもいいですよ、出版社その他が活用してもいいですよ、これは限定列挙で、こういうことは活用できるけれども、実は映像的に処理するものはこの著作権法の三十二条の二項にはないんです。いかがですか。

○堺屋国務大臣 著作権法上、国または地方公共団体の機関が一般に周知させることを目的として作成、公表する報告書等については自由に使用することができるとされているので、問題はないと考えております。

○渋谷委員 役人が一生懸命答弁書を用意しているんでしょけれども、法律のことを言っているんです。この間の公務員法のこと、あるいは経済企画庁の倫理規程の問題もそうですけれども、そういう、法律を勝手に解釈するのはだめなんですよ。著作権法の三十二条の二項では限定列挙なんです、印刷物に活用するのはいいですよと言っているんですよ。こういう映像化したものについては実は想定していないんです。だから、ここには限定列挙されていません。

私が幾ら言っても信用しないでしょう。したがって、著作権法を所管している文部省に来ていただきまして、三十二条の二項について、二項だけですよ、あと余計なことは言わなくていいですから、三十二条の二項について文部省はどう解釈しておりますか。

○小此木政務次官 委員のおっしゃる著作権法第三十二条二項でございますが、今回の白書のように、国が一般に周知させることを目的として作成し、国の名義で公表した広報資料を、説明の材料

として新聞紙などの刊行物に転載する場合には、著作権者である国の許諾を得なくてもよいこととしておりますが、ここで言う刊行物というのは一般に書籍などの印刷物を指すとされていまして、DVDソフトは現行法がやはり想定をしていないケースであるとも考えられ、文壇上厳格に解釈すれば、刊行物には該当しないのではないかと考えられます。

○渋谷委員 大臣、わかりましたか。この法を所管している文部省は、三十二条の二項ではこういうDVDは想定されていない、限定列挙されていないということなんです。この間の答弁も含めて、これは間違いなんです、その答弁は。いかがですか。

○堺屋国務大臣 まず、そのDVDの内容をきちんといたしたいと思いますが、その中で、基づきとして出演している場合、これはその解説部分でございまして、それは著作権法の範囲には入りません。

それで、転載した部分でございしますが、経済企画庁としては、従来から、この種の白書あるいは統計類については、一般に普及する目的をもって、著作権を主張する考えは持っておりません。

○渋谷委員 経済企画庁、ちよつと考えてくださいよ。この法律を所管している文部省は、これは限定列挙であつて、こういうDVD、映像化されるものについては、三十二条の二項はこれは解釈されませんと明確に答弁しているんですよ。企画庁が何でこの著作権法の三十二条の二項を勝手に解釈ができるんですか、これまで対象になるとい

助け船を出しましょう、申しわけないから。三十二条の二項では読めないんです。これは明確です、後ほどまた文部省の政務次官の方から答えていただいてもいいですが。ただし、抜け道はやはりあるんです。

三十二条の二項で、こういう公表された著作物については、公正な慣行に合致するものであつて、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲で行われるものでなければならぬ、このうちの方でこれは読むことになるんですが、余り時間ありませんので結論的に言えば、それであつても引用でありまして、今度のこのようにビジネス化、映像化したしまして、この中には経済白書全文が入っているんです、これは引用じゃなくて、全文というのは引用とは言いませんからね、これも読めないんです。

したがって、これは通産省も同じですよ。通産省も通商白書とか中小企業白書とか政府の印刷物を出しますが、基本的に政府には著作権はあるんです。当たり前です、国民の税金を使つてやっていると。これは国民の財産なんです。著作権はあるんです。ただ、それを活用するについて、こういう場合いいですよということを限定列挙して、これについては、こういう経済白書全文を載せて映像化して見せるというものについては、残念ながらという面では、実は法的にはこれは認められないんです。したがって、経済企画庁としては、国民の財産権ですからね、国民の財産権についてこれを認めるかどうかというのの許諾をしないくちやいけません。認めるかどうかということをしなくちやいけません。

前回やつたときに、前回のこのDVDをつくったときに、堺屋長官は、この間の経過の中で、一切経企庁は関係ないという答弁をしてきたじゃないですか。一切、金銭的にもそうだし、著作権法上も問題がない、これは間違いの答弁なんです。文部省にもう一度確認しておきましょう、私が言つたつてうそだと思ふかもしれません。

○小此木政務次官 委員が第三十二条の第一項についてもお述べになりましたから、その点についてはおっしゃるとおりでございます。経済白書の全文です、DVDソフト、それが引用するために必要な最小限の範囲を超えた利用である場合には引用には該当せず、著作権者の許諾が必要となる、こういうこともございます。

しかしながら、今回の場合であります、著作権侵害として問題とするか否かは、今回の場合は経済企画庁長官が責任者でございますから、その長官の判断によるものであるということですよ。それで、その中でも、今回は、今長官が黙示の許諾というところをおっしゃいましたけれども、そういう判断に基づいてこれを発行したものだと思ひまして、この部分には著作権侵害の問題は生じないと考えております。

○渋谷委員 黙示の許諾というのは法的には何らありませんし、それはまずいんですよ、長官。こういうのを議事録に残しておいて困るんですよ。つまり、国民の共有の財産ですから、国民の財産権の問題。少なくともこの間の一回目に出したもののについては、長官みずから、それは事務当局の責任は大きいと僕は思いますが、そういうことをきちんと言へ、あるいは文部省に確認をしてやつていればよかったんですが、そのことをやらないために、特定の会社に対してこれを認めて作成をさせてこういう映像化したことによつて、まさにこれはまた知的所有権の問題になりますけれども、この会社がこの所有権を所有するんですよ。これを利用するときは当然のことながら許可を得なければならぬし、金も払わなきゃいけないんですよ。ここが問題なんです。この重大性というのについて長官自身がお気づきにならないというの、私はおかしいと思ふんです。

特定の会社のいわば利益の追求のために、企画庁の、あなたも含めてですよ、職員が協力をして、休日だという話だったけれども、何社かの方々がこれはやりたいということであつて、その人たちが全部夜間、あるいは土曜日、日曜日来たな

んということは考えられないわけですよ。そのことはいいいです、ほつといて、もう時間が余りありませんから。

少なくとも前回のこの答弁については誤りです。これは非常に重要な部分ですから、訂正をしていただきたい。

○堺屋閣下大臣 繰り返し申し上げておりますように、黙示の許諾ということでございますが、この要式行為としての許諾請求を求めなかったわけでございます。これは特定の場合ではなしに、一般にそういう形になっております。

それから、今、特定の企業ということ強調されましたが、他の企業から来ても黙示の許諾をした、これは当然でございます。そのものについて、私及び職員の出演がその会社の製品になるということでございますが、それにはそれにあきわしいそれ相応の対価を支払っていただいておりますから、特定の会社に利益を与えたということにはならないと思っております。

○渋谷委員 大臣、率直にそのあたりは対応してください。そうでないと、こんな話でまた時間をとらなければいけない。

黙示の許諾といったって、現実問題としてはそこには財産権があつて、少なくとも、それは善意に基づいたものだからあえて具体的な手続を踏まなくてもという話で何とかそこは逃れようというぐあいと思うのかもしれませんが、今までの答弁の中で、一切著作権法上も問題ないし、企画庁は一切これにかかわることではないんだという答弁とは違ふでしょう。

少なくとも、黙示の許諾ということであれば、それについては財産権とかかわりに関係があるじゃないですか。これ以上言い逃れするんですか。

○堺屋閣下大臣 著作権法上は問題ないと思ひます。ただ、委員が御指摘のように、黙示の許諾というのが行われていたことに、私が答弁のときに何ら関係していないと言ったのは少し言い過ぎだつ

たかもしれません。むしろ、黙示の許諾ということが、行為ないこととしてあつたかもしれません。

○渋谷委員 理事がちやうどいかなかったので申しわけないのですが、委員長にはぜひお願いいたします。

これは、少なくとも議院の中で我々が真剣に、いろいろ調査をしながら調べたりしているわけですね。それが、大臣が前回答弁した内容とは事実関係も含めて違ふわけですよ。

したがってこれは、こういう議事録をそのまま残して今のようなあいまいな答弁のままやっておけば誤解する方も当然出てきますから、私はこのことは納得いきません。ぜひこれは理事会で検討するなどして、このことについての答弁をきちんとわかりやすく訂正するか、あるいは前回の答弁については撤回していただくようお願いをいたします。

○堺屋閣下大臣 文部省を含めまして、著作権侵害としての問題になるか否かは著作権の判断によるものであつて、著作権者である国、具体的には経済企画庁が経済白書の利用について了承している場合には著作権侵害の問題は生じない、こういうことで意見が一致しております。

○渋谷委員 文部省はいいですか。

○小此木政務次官 これは先ほど私もお答えしたとおりでございます。

○渋谷委員 今の件は、私の方は全く納得いきません。具体的な細かい事実を言つても、これは違ふわけですから、長官自身がこの間答弁した内容ときょうの話は、私の主張はわかりますでしよう。この間の具体的な事例、そのところに一番大事な問題が含まれているわけですから。

この件は、これは委員長の方にぜひお願いをいたしますけれども、明らかに間違つた大臣の答弁が前回あつたわけですから、その善処方をぜひお願いを申し上げます。

○中山委員長 後ほどの理事会で検討いたします。

○渋谷委員 これはこれで大事な問題ではありますけれども、こうした問題を繰り返すたびに余計な時間をとらなければいけないのですよ、大臣。例の公務員倫理法の問題も、改めて次回やらせていただきますけれども、この間の答弁では私は全く納得しておりません。経済企画庁の倫理規程が一方でありながら、もとの公務員倫理法に戻つて、自分たちの内部の解釈だけでそれを処理しようなどという話は、これほど公務員に対する姿勢が問われているときに許される話じゃありませんよ。そのことは予告として申し上げておきます。

JRの件なんです、済みません、公取に。JRの、JRというよりキオスクと言つた方がいいと思いますが、JRのいろいろな事業展開によつて、周辺の中小小売業者あるいは中小企業者が大変大きな影響を受けているという現実があります。細々といろいろやりたいたいのでありますが、ちよつとそれは、余り時間がなくなつてきましたから、具体的なことで。

公取に対して、東京駅に書店がつくられる、書籍売り場がつくられるという問題について、地元渡辺さんという本屋の社長さんが、公取に対して審査のお願いということで文書をこの一月十七日に出しております。これについての対応、処理というのとはどうなふうに行われたでしょうか。

○根来政府特別補佐人 具体的な案件はここでは申し上げないことになつておりますが、もう先生が御承知のとおりだと思います。

○渋谷委員 全く処理されなかったのなら、具体的な案件云々じゃなくて、それは取り上げない、取り上げられないということであれば、取り上げられない理由を公取はきちんと示すべきじゃありませんか。

○根来政府特別補佐人 その具体的な案件を除きまして、一般的に、JRの敷地を利用して商売をしたいという方については、JRとその人の自由な契約でございますので、私ども、独占禁止法違反というわけにはまいらないことだと思ひます。

○渋谷委員 もちろん、たくさんの申し出が来まして、たくさんの方で相談等が来ますから、一々全部書面で答えるなどということはなかなか難しいのかもしれませんが、しかし、独禁法をいかに活用するかということでは、そういう具体的な事実、事例を積み上げていく必要があるんですよ。積み上げてあればそれをもとにして、例えば、申し出する側がより具体的な事実を、どの部分を補強すればいいかとかということがわかるんですよ。

ところが、さっきの行政指導じゃありませんが、こつちが文書で出しても、公取は電話一本で、これは独禁法で取り上げるわけにはいきませんでおしまひになつてしまつたら、次にどういう方法で手を打てばいいのですか。

○根来政府特別補佐人 ただいまの、具体的な話でございますので立ち入って申し上げかねますが、仮に、書面で申し立てがありまして、その回答を電話一本でやつたということは、多分、当事者の方が納得というか、そういう方法をとるといふことについて納得されたのだと思ひますが、先ほど来申し上げていますように、私どもの行政のあり方というの、もう少し親切にやらなければいけないという大原則からいって、やはり書面で回答すべきであつたかなと、今先生のお話を聞いた前提で申し上げるわけでございますが、そういう感じがいたします。

○渋谷委員 独禁政策、公取の仕事は、ほかの役所ももちろんありますけれども、国民の理解と信頼がなければ成り立たないわけですよ。そこが、公取なんかがあつても何の役にも立たない、公取に連絡をしても直ちに調査をしてくれるわけでもない、取り上げてくれるわけでもない。文書を書いてそちらに出すというところは、それなりの経験なり知識なりのある方が初めて文書を書いて出すわけでありまして、それに対する対応というものは、少なくともやはり応答義務がらいつたところまで公取として考えてやりますと、結局は同じところをぐるぐる回つていつて先へ進まない、

公取に対する信頼も高められないということになるわけですね。

このケースも含めまして、今後そういう申し出があることについてはきちんと、ある意味で義務的に、現場に指示をしまして、先ほど委員長がおっしゃった言葉を使えば親切に対応することではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○根来政府特別補佐人 当然、事務当局もその話は十分承知していると思いますが、私も最近の社会的現象を見まして、行政のあり方というのは、相手と私どもの考え方とやはり違うのじゃないか。私どもは親切にしても、相手は必ずしも親切に思っていないという点があり、いつまでたっても行政と一般人との感覚は違うのじゃないかという感じがします。御指摘を受けるまでもなく、私どもの方の体制も十分整えまして、納得する行政を行いたい、こういうふうに思っております。

○渋谷委員 今の件も含めて、もう少し改めまして、これは別の機会でもできる話でありますから、具体的に詰めてやっていきたいというぐあいには思います。

少なくとも、民営化しようという、依然として政府の側が十数%の株は持っているわけでありまして、その意味では特殊会社。このJRRがキオスクと組みまして、九〇%出資ですから、言ってみれば子会社であり、なおかつ、ここにはJRRのOBなどが天下っているわけでありまして、ほとんど一体となった、しかも超大規模な企業なんですね。この企業が、駅という非常に公共性の強い空間に、キオスクと一体となった形で、それぞれのいろいろな事業展開をする。周辺の小売業者がそこに入りたいと言っても入らせてくれないわけですよ。

しかも、JRRは、何らかの御指摘をしてきたと思いますが、国の税法上、租税特別措置法あるいは地方税法で特例が設けられております。固定資産

税も隣接する土地の評価額の三分の一に相当する額ということでありまして、あるいは地価税と特別土地保有税は鉄道施設用の土地にはかからない。いろいろな意味で特権を得ておきながら、そういったJRRがいろいろな事業展開をしてくる。まさにこれは公正な競争とは言えないんです。この状況はフェアじゃないんです。

そういう意味で、こういったことも含めて、これは独禁法上の問題ではないということではなくて、それでは、公取あるいは独禁政策という観点からいけば、公正な競争というのとは一体どのような状況があるのか。現実にはそうではない状況があるとしたら、そのことについて検討する調査委員会なりなんなりをつくって、やはりそのことで苦しんでいる、影響を受けている方々に対して、公取というのはこういう問題についても取り組んでいかなければならないという姿勢を見せる必要があるのではないかと、あいに私は思います。

時間になったんですが、あと一分だけ下さい。最近の状況でいいますと、大変経済状況が厳しいものから、例えばスーパー等への納入業者などもスーパーから大変な圧迫を受けている。まさに優越的地位を濫用した不正な取引状態というのはいまあちこちにはびこっているわけでありまして、それこそ納入業者に、値札をつける作業も全部納入業者のコストにしたり、あるいはパッケージの詰めかえ作業や協賛金を要請したり、あるいは店舗を改装するときもいろいろ手伝わせた、そんなことも一切合財納入業者にやらせるというのがまかり通っているんです。

こういうことも含めて、個々の納入業者、取引業者はそのことを問題にできないんですから、先ほど来、そういうところから余り上がってこないという話がありまして、それは力関係の中と言えないという状況ですから、そこまことに公取が入って、事実を確認しながら、そういう不公平な取引方法は絶対にスーパーの側あるいは大きな力を持っている側に割が合いませんよということでの独禁法というのが運用されなけ

ればならない、適用されなければならないというぐあいに思うわけですね。

ぜひその点、最後に公取からの御回答をいただきまして、そのほか用意した質問、ちょっとできない部分もありますが、それはまた細田さん、茂木さん、改めて請う御期待で、ぜひよろしくお願いをいたします。

○根来政府特別補佐人 スーパーといいますが、その類似する問題につきましては、昨年、大規模小売業者と納入業者の取引に関する実態調査をいたしまして、その中でいろいろ問題点を指摘しております。なお、問題点を指摘するのみならず、日本百貨店協会、日本チェーンストア協会に対して、傘下の会員に十分周知徹底するように申し渡しておき、かつ、そういう協会は傘下の会員にそれを伝達いたしております。

そういうことから、私どもは、御指摘の点は十分念頭に置いて仕事をやっていきたい、こういうふうにも思っております。

○渋谷委員 ありがとうございます。

○中山委員長 久保哲司君。

○久保委員 公明党の久保哲司でございます。公明党・改革クラブを代表して、お昼を過ぎましたけれども、十分間持ち時間をいただいておりますので、しばらくおつき合いを賜りたいと思っております。

この独禁法改正案は、言うならば自己責任原則と市場原理に立つ自由で公正なもの、それを日本の経済社会の原則にせぬといかぬということで、規制緩和の推進とともに競争政策の積極的な展開を図る、そういった観点からの整備がなされているという観点で、基本的に賛成すべきものだといふふうに考えております。

その中で、今回、私の方からは三点ほどちょっと委員長に確認をさせていただきたい、お考えをお伺いしたいことがございます。

まず一点目は、差しとめ請求なんですけれども、今回私人による差しとめ請求制度が導入されたこと、このこと自体は私は非常にいいことだと

いうふうに思っております。こういうことができることによって、言うならば違反行為に対しての抑止力がさらに強まる、そのことが期待されます。一方、この制度の内容について若干問題なしとしない部分もないわけではございませんので、その点を確認したいと思っております。

といいますのは、まず、差しとめ請求の対象行為となる範囲でございますが、今現在、法律でいえば第八条あるいは第十九条等々で違反行為が限定されておりますし、またその行為類型も限定されておられるのが実態であります。それはそれでいいんだけれども、また時代の変遷とともに見直しをかけていただければいいんだけれども、諸外国の例と比べて抜けておられると言えども、先ほどの議論にもありましたけれども、私的独占あるいはいわゆるカルテルと言われるもの、この部分について今回対象になっていない、そういう部分がございます。

私的独占あるいはカルテルというのは違法性が非常に強い、そういう意味では損害賠償だけでは抑止効果が不十分、このようにも思います。かといって、私人にとつてはそれに対抗する有効な手段というのはないわけでありまして、過去の統計を見ても、カルテル等に係る分というのは統計上も申告の数には非常に少ないです、また確かに立証が困難だということも事実であります。

しかし、先ほど申し上げましたけれども、アメリカ、イギリスなどの諸外国の立法例の中ではこれを対象にしておられるところが間々ございます。今後、日本の国内にあつても、企業の合併であるとか営業譲渡であるとか外国の企業とのドッキングであるとか、また、電子立国というようなことが言われておりますけれども、新たな経済分野の発展とか、そういったことがさまざま出てくるんだけれども、

そういう意味では、将来には、今現在では予想もし得ないような行為類型、そういったこともまたあらわれてくるのが考えられるわけでありま

すけれども、この差しとめ請求の対象行為の範囲について、状況の変化に応じて適宜適切に対応していくことが必要だというふうには私は思っておりますけれども、委員長のお考えをお伺いできれば、このように思います。

○根来政府特別補佐人 御指摘はごもっともでございます。先ほど申しましたように、私も、ある意味ではもう少し整合性のある制度にできないだろうかということも考えたのでございますが、いろいろの状況判断のもとで、やはり不正取引に限ったわけでございます。アメリカあたりでも、御指摘のように、いろいろの類型について差しとめ請求ができるようになってございますが、その内容を見ますと、ほとんど日本の不正取引に当たるようなものが対象になっているようでございます。

それと、やはり私的独占とか不当な取引制限というのは非常に公益的な色彩が強い、片や不正な取引方法というのは私益的な色彩が強いということと、差し当たり、私益的な色彩の強い不正取引について差しとめ請求を認めるのが相当であろうということと、今回の立法をお願いしたわけでございます。

そこで、以下、先ほどの繰り返しになります。今、司法改革が進んでいるところでございます。そういうことからいたしまして、裁判所の体制、今、十分でないとは申しませんが、やはり初めての制度でございますから、私的独占なり不当な取引制限まで持ち込みますと、裁判所はある意味で困惑するところもあるのではないかと、いうような大所高所から考えまして、不正取引に限ったわけでございます。

将来の宿題といたしまして、当然そういう点はある時期には見直す必要があるのではないかと、このようにふりかへております。

○久保委員 わかりました。今、最後、将来にはまた見直すことも必要ではないかというお言葉がありましたけれども、適宜適切な見直し、これを我々もまた見ていきたいと思います。

今、委員長のお言葉の中に司法制度改革という言葉が出てまいりましたけれども、それに関連してもう一点申し上げますと、いわゆる団体訴訟権について、これが今回の場合も、あえて言うならば入っていない。

私人が差しとめ請求なりなんなりできるというのは、これは非常にありがたいことなんですけれども、個人というのは、消費者というのは、そんなにしつこく反復して多数の取引をするわけではございません。だけれども、被害は受ける。こういう場合は間々あるわけで、そうやってまいりますと、これはやはりトータルとしては大きな大きなものになるわけで、そういう意味では団体訴訟権というのは考えられてもいいのではないのか。

せんだつて当委員会でも審議をしました消費者契約法の場合にも、いわゆる消費者の利益を守るという点で団体訴訟権ということについての議論がかなりございました。それらについても、ヨーロッパのドイツあたりではやっているではないか、こういった議論もあつたわけでありますけれども、日本にあつては、もう少し様子を見て、あのときにも我々は附帯決議の中で、五年をめどに見直しをしよう、と同時に司法制度改革の推移も見ながら、このようなことを申し上げたわけで、附帯決議で決議をさせていただいたわけであります。

やはり我々法律に携わる人間、国政に携わる人間というのは、最終的には国民すなわち消費者の利益を守る、こういう観点からいいますと、やはり本法にあつても、将来的にはこういった団体訴訟権ということについても、司法制度改革と当然連動させぬといかぬわけでありまして、考えていくべき必要があるというふうには私は思っております。すけれども、この点について、公取委員長の御意見、御見解をお伺いしたいと思います。

○根来政府特別補佐人 団体訴訟権の問題は、独占禁止法だけに問題とされるものではなくて、広くいろいろの問題について十分検討すべき問題だと

思うのでございます。

細かく申しますと、団体訴訟権を求めるときに、訴訟の効果がどういうふうになるのか、その他いろいろ技術的な問題がございますので、そういう点も解明しながら、足並みをそろえようというところまで語弊がございますけれども、ある程度横並びを見ながら検討していくべき問題だ、こういうふうな思いまして今回の場合は団体訴訟権の問題は見送ったわけでございますので、おっしゃるようには、今後は十分その点もほかの役所と研究を積み重ねながら、またある時期には改正をお願いすることになることもあろうかと思っております。

○久保委員 済みません、最後に一点。

これは先ほどの議論の中でもありました。要望にとどめたいと思っておりますけれども、今現在、二千年を超えるような独禁法違反に関する申告があるところ、審査、審決にまで行っているのは、統計上では百件ないし二百件、こういった実態。あるいは、先ほどさまざまな事例を出してお話ございました。

私も、近くで小売の酒屋をやっているおっちゃん、あんなにたき売りをとないかせぬか、こんなことで公取委に言うていったけれども、なかなか返事もあへんねん、こんな話をなさっている例もありました。

確かに消防署と一緒に、消防署は近くにたくさんあれば安心ですけれども、日ごろ火事がなければみんな遊んでおる、税金のむだ遣いだ。そういう意味では、投資効果も含めて考えぬといかぬわけでありまして、だけれども、これから、先ほど出ておりました、ますます複雑化していく中で公正取引委員会が果たすべき役割というのを考えたときに、競争秩序、これをきっちり守っていくためには、やはり公取委の迅速かつ公正な解決というのは国民から多く望まれるところだと思っております。

そういう意味では、公取委員会の審査体制をより充実強化すること、またあわせて調査能力を向上すること、さらに、国民から見てもその審査の

透明性、公開性、こういったことをぜひ強力に委員長の指導のもと推進していただきたいことをお願い申し上げます。私の質問を終わります。ありがとうございました。

○中山委員長 午後零時四十分から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時四十分休憩

午後零時四十五分開議

○中山委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。吉井英勝君。

○吉井委員 日本共産党の吉井英勝でございます。

新聞を含めて著作物の再販制度というのは、知る権利と、それから表現の自由を物質的に支えることによつて民主主義社会の発展を進めるということと、もう一つ、文化政策的見地からこれがあつたわけですが、これを維持していくことは非常に重要だと考えているわけですが、これに逆らつて、あるいはまた、真の消費者利益を裏切つて行われているのが、悪質な拡張販売、拡張と言われている問題です。

そこで最初に、新聞の不当拡張の問題、そして、独禁法、不当景品類及び不当表示防止法にかかわる問題について質問したいと思います。

新聞社が販売店に押し紙を強制していたことが、公取が調査に入つて、九八年二月十八日に独禁法第四十八条第一項による勧告と審決を出したというのを伺つておりますが、まず、この事例の方から伺つておきたいと思つております。

○山田政府参考人 御指摘の点は、平成十年の二月に勧告審決いたしました北国新聞に対する件でございます。

北国新聞は、イーグル作戦という増紙計画をつくりまして、そして、販売目標数を決めまして、販売店にそれに合うような注文部数を契約させ、そして、いわば押し紙を行ったということでござ

いまして、当時の特殊指定「新聞業における特定の不公正な取引方法」の第二項に該当いたしまして、独占禁止法十九条で禁止している不公正な取引方法に当たるとしまして審決した事例がございます。

○吉井委員 新聞社の方が販売店に対して押し紙等を強制して、この結果として非常に経済的に困難に追い込まれていく。正常な形で新聞の読者を、販売店もあるいは新聞社そのものも、ふやしていくというところで努力するのは当たり前だと思ふのですが、ただ、経済的に非常に追い込まれていく、そして無理な販売に追い込まれる、こういうことになったらやはり大問題だと思ふのです。

ですから私は、今おっしゃったように、新聞社の方が販売業者に対して押し紙その他をやつて、現に私の間も聞いてまいりましたけれども、一五%から三〇%ぐらい常時押し紙がかなり大きい全国紙などでもやられている地域がありまして、こういうことについては、やはり地方の新聞だけではなくて、こういうことによつて販売店の方が圧迫されることのないように厳しく対応していくということをやつていってもらわなければならぬと思ふます。

次に、新聞販売のために、電子レンジやビデオつきテレビを長期契約者に贈ることをしていた者に対して、不当景品類及び不当表示防止法第三条に基づく公取告示違反で、排除命令を出したものがあつたのではないかと。詳しく聞いておきたいと思ふます。

○山田政府参考人 最初に、新聞販売行本社は販売店に対して押し紙をしている点につきまして、ちよつとお答えさせていただきますと思ふますが、販売店の注文部数を超えて発行本社が押しつけてくるということにつきまして、注文契約書というところをつくりましますから、発行本社の方であらかじめ決めた目標に合った販売数量を注文書に記載させるというような例もございまして、平成十二年、昨年の七月に特殊指定を改正し

ております。(吉井委員「それはまた後でやります」と呼ぶ)

それで、御質問のもう一つの、過大な景品つき販売ということでございますが、これにつきましましては、事例でございますが、ことしの三月に和歌山県の新聞販売店四社が非常に多額な、二千五百円から一万二千円くらい、四社でございます、いろいろの例がございまして、景品制限告示を大幅に超えるような多額の商品券であるとかビール券を提供いたしまして、これにつきまして排除命令を行つております。

○吉井委員 それも私伺おうと思つたのですが、商品券も大変なものです。しかし、まず驚いたのは、電子レンジやビデオつきテレビを長期契約者に贈るということをやつていて、それで景表法第三条に基づく公取告示違反で排除命令を出した、この例があるのではありませんか。だから、まずそういうふうな驚くべき姿があつて、本当に私びっくりしたのですが、そのことについて伺つておきたいと思ふます。

○山田政府参考人 御質問の、テーブルクーラーであるとか非常に大型の家電等を出したという事例でございますが、平成十年になります、平成九年の七月から十二月くらいまでの期間におきまして、ビデオテーブルクーラーのテレビを提供するということのような事例がございまして、これにつきまして、制限告示を大幅に超えているというところで排除命令を四件出してあります。

○吉井委員 九八年一月の例というのは、熊本市のことですね。朝日新聞熊本販売株式会社代表、西日本新聞エリヤセンター代表などに対して排除命令を出されたわけですが、古いもので見れば、九

〇年六月八日に福岡県大野城市や太宰府市の朝日、読売、毎日、西日本各社販売店、販売会社に対して、こどもややはり電子レンジあるいは食器乾燥機などを提供しておつたということで、景表法第六条第一項の規定に基づき、排除命令を出した。ですから、本当にちよつと信じられないよう

な事態があつたということなので、それで私は確認をしておきたかつたのですよ。

先ほどおっしゃつた商品券の方も、これは一年契約すれば五千円、二年契約すれば一万二千円の商品券を提供しておつたというのが、ことし三月十五日に和歌山県有田郡で全国紙四紙に対して排除命令が出されたものですね。

昔、洗剤を一箱置いていつたというのはよくありました。洗剤でも不愉快な話でしたけれども、しかし、今公取の方が排除命令を出していらつしやる話というのは、実態は余りに常識といひますか、家電製品まで飛び出す、数万円規模になつてくるからびっくりしたのですが、こういう排除命令を出すときの基準は今どういうことになつていますか。

○山田政府参考人 排除命令を出す基準、このよう御質問でございますが、まず、景品表示法に基づきます新聞業の景品制限告示がございまして、それと一つ、業界の自主規制にゆだねた方がやはり、私どもの目に届かなくても業界の自主規制でこれをなくしていく、また公正競争規約を遵守していくというマインドが醸成されますものですから、公正競争規約の運用ということに任せております。

したがいまして、まずは公正競争規約の自主規制で、運用で、十分自主規制が機能しているというように認める場合につきましては、これは規約の自主運用に、自主規制に任せる。しかし、規約の自主的な制度ではなかなか規制できない、あるいはそれが非常に過大にエスカレートしていくというような場合につきましては、特に公正取引委員会で景品表示法に基づいて排除措置を行つていくところでございます。

○吉井委員 自主規制の話がありました、昔の洗剤一箱の時代とは違って、家電製品とか二、三万円の商品券が配られる。これは自主規制の正常な範囲内というふうにお考えなのですか。こういうものをほみ出す場合、どこに線を引いて対処するかというのは、これは「新聞業における景品類

の提供に関する事項の制限」の第一項第二号イの規定などに照らして、やはり一つの線を引いて対処していくのではないですか。

○山田政府参考人 新聞の景品制限告示につきましては、総づけ景品と申しておりますが、最高額は、購読期間に応じまして、購読料金の八%または三カ月の購読料金の八%のいずれか低い額でございます。通常の一般全国日刊紙の例でとりますと、現在月決め購読料が三千九百二十五円でございますから、三カ月で、提供できる景品類の額というのは最高で九百四十二円ということになります。また、規約も同じ範囲で運用しておりますので、先生御指摘のような家電製品とか高額の商品券ということになりますと、当然、景品の制限額を超えているということになるわけでござい

ます。

○吉井委員 大体、基準を甘くするに従つて、実際の景品がどんどん膨らんでいっているのです。次に伺つておきたいと思ふますが、昨年七月二十一日に公正取引委員会は、独禁法第二十九条項に基づく「新聞業における特定の不正な取引方法」の全部改正を行つていますね。

一つは、発行業者が直接間接に地域または相手方により異なる定価、割引販売すること。二つ目に、販売業者が直接間接に地域または相手方により異なる定価、割引販売すること。三つ目に、発行業者が販売業者に対して、正当かつ合理的な理由がないのに、一つ、販売業者が注文した部数を超えて新聞を供給すること、二つ、販売業者に自己の指示する部数を注文させ、当該部数の新聞を供給すること。

こういうふうにしてありますが、これに違反する者は、独禁法第十九条「事業者は、不正な取引方法を用いてはならない」という、この十九条違反で排除命令を出すということになりますね。確認しておきます。

○山田政府参考人 御指摘のとおりでございます。

○吉井委員 それで、私、先だって滋賀県の方へ

参りまして、関係者の方たちの調査したものを
せていただいて、本当に驚きました。

これはある新聞社、あるというのは、どの新聞
社もみんなやっておるから、特定の新聞の固有な
詞だけ挙げると、そこだけ何か、特定のところを
根っこを入れてやっているように思われてはいけ
ませんから、ある新聞ということにしておきま
す。その販売店の管轄で、何と契約期間が三年
という方は、調べたリストがここにありますが、
でも、契約期間三年という場合は一年間無料サ
ビス、全部そうです。あるいは商品券三万円
です。ですから、一年間無料サービスか商品券三
円ということになってくるわけです。

これが克明に調べられて全部出ているんですけ
れども、これはある販売店の管轄範囲の、ある新
聞社ということだけじゃなしに、実はそういうエ
リアについて、全国紙、そして滋賀県の方で有力
な地元紙、これについて見てみても、やはり三年
となりますと十二カ月のサービスチケット。つ
まり十二カ月間は、一年間は無料だ。二年の契約
を結んだら商品券が一万円とか、そういうふうな
が実態です。

それで、実は、実際にどんな商品券が使われて
いるのかというのも私預かってきましたけれど
も、JCBの一万円の商品券。これが十枚入って
いて、これを契約を結んでもらった渡す。だか
ら、こういう点では、さきに見た和歌山県有田
郡、熊本、福岡県の大野城市や太宰府市などと同
じ内容なんです。

昨年七月二十一日の公取告示によっても、これ
は排除命令の対象になるものだと思いますが、こ
の点は間違いございません。

○山田政府参考人 新聞の拡張に絡みまして景品
の提供が行われるということですが、これにつ
きましては、先ほど来申し上げておりますよう
に、平成十年から規約ということで自主規制をつ
くっているわけでございますので、私もとして
は、まずは自主規制として、新聞業界としてそれ
を正していく。販売の正常化と言っております

が、販売の正常化を図るというのは、新聞業とし
て当然行っていかなければいけないことでござい
ます。これをまず訴えたいと思っております。

また、先生御指摘のような非常に高額なものが
あるということはいろいろな機会に聞くわけでござ
いますので、私もといたしまして、この自主
規制の運用機関とも連携をとりながら、よく事
実を知り、情報を収集することによって対応して
いきたいと思っております。

○吉井委員 さつきから言っておりますように、私
も、こういうものは、自主規制というよりも、み
ずからこういうことはしない、当たり前のことだ
と思っているんです。こういう実態があること自
体が論外だと思っております。

しかし現実には、今御紹介しましたような、ある
新聞社のデータを見れば、大体、三年契約すると
一年は無料、あるいは商品券三万円。それはある
新聞社のデータだけじゃなくて、その地域では、
すべての全国紙あるいは有力な地元紙、どの新聞
社も、二年契約だったら半年間無料、三年契約
だったら一年間無料、そういうふうな形でやつた
り、商品券が出回っている問題です。

さつき、和歌山県有田の場合は排除命令を出さ
れているわけですから、当然、排除命令の対象に
なるものだというふうに私は思っているんです
が、この点だけでも一遍確認しておきたいんで
す。こういう事例は、排除命令の対象になります
ね。

○山田政府参考人 私ども、排除命令する際
は、やはり事実調査というものを十分やるわけ
でございますので、先生の御指摘の点も踏まえま
して、十分情報収集なり、対応ということを考えて
まいりたいと思っております。

○吉井委員 私、確認しておきたいのは、私が
言ったから、その言った分を、確かに排除命令を
出すんだということは言えないのは私もわかっ
ているんですよ。ですから、私が指摘したようなこ
ういう事実は、排除命令の少なくとも対象にはな
りません。対象にはなるが、実際に排除命令を下

すかどうかは調べた上でないとあなたの方ではでき
ないのは、それは私もよくわかった上で聞いてお
ります。

今のような、三年間契約すれば一年間は無料に
なるとか、三万円の商品券が配られるというの
は、これはまず調べて、事実としてそれが確認さ
れれば、当然、排除命令の対象になりますね。

○山田政府参考人 繰り返し恐縮でござ
います。先生、今いろいろ具体的な事実をお持ち
で御質問を私どもにされておりますので、そう
いった経緯も踏まえて私どもとして情報収集
に努めるということで御了承いただきたいと思
います。

○吉井委員 私が伺っておりますのは、これは別
に滋賀県の、私が挙げたような場所でもなくとも
いんです。京都であれ大阪であれ、いいんです。
少なくとも、三年間契約を結べば一年間は新聞代
はただだ、あるいは三万円の商品券を渡す、こう
いうことについては、現に和歌山県の有田郡では
排除命令を出していらつしやるわけですから、だ
から、排除命令を出す対象にはなりません。

実際に出すかどうかというのは調べてからでな
いとわかりませんから、私、出せなということ
を言っているんじゃないんです。対象にはなりま
すね。

○山田政府参考人 事実がそのとおりであれば、
そういうことかと思えます。

○吉井委員 例えば、私は一カ月三千円の購読料
を払っている。隣の方は三年間契約すれば一年た
だということ、要するに、実態としては一カ月
分の購読料二千円ということですから、私が三千
円払い、隣は二千円の購読料だ。

これは改正した公取告示の一と二にも当たるわ
けですが、同時に、独禁法適用除外の新聞の再販
売価格を新聞社がみずから崩していくという問題
でもあって、これはやはり非常に大きな問題なん
じゃありませんか。

○山田政府参考人 これは、先ほど来申し上げてお
りますように、再販制度の問題とは別に、景品表示

法上、一定の制限額以上の景品提供というのは違
反ということになっておるわけでございまして、
新聞業においては特定制限告示というものがあ
るわけでございますから、これに違反すれば、景品
表示法違反として、それ自身が非常に法律違反の
行為であるということではないかと思えます。

○吉井委員 公取告示の一、二に当たるわけだ
から、これはもちろんその分野では違反なん
です。ただ、私が三千円で隣の人が二千円、少な
くとも同じ地域で新聞代に差があるということは、
そもそも独禁法の適用除外として再販制度の
問題、それを新聞社の方がみずから崩している
という実態になっている。

ですから、ここはもう根拠委員長にお答えいた
だいた方がいいと思うんですが、私は、再販制度
の問題というのは、確かに販売の過程でいろいろ
自主規制のルールとかあるところがあるという
けれども、しかしそれは売り方の問題で、自主規制
も大事だけれども、何と云っても著作物の再販制
度を守るといふ点では新聞社みずからが、本社が
中心になつてきちんとした態度をとらなさいけ
ないということだと思っております。これは委員
長、そういうことでしょう。

○根拠政府特別補佐人 先ほど来、新聞業の件に
ついてお話がございました。

私どもは、この再販問題については来年三月こ
ろに最終結論を出すということにしておるわけ
であります。これは、もう朝から申し上げましたよ
うに、やはり自由競争の時代に独占禁止法の適用
除外というのを残しておくというところは、競争法
の建前からいってまずいという立場であります。
しかし、それは申しまして、現在再販制度とい
うのがあるわけですから、その再販制度の中で競
争をしないでいただくということで、景品について
も、先ほど申しましたような八%とか幾らとかい
うことで認めたわけでございます。
したがって、その金額を超えるような景品
をつけておる、あるいは特殊指定に触れるような
営業をやるといふことになりまして、これは、私

どもの立場からいいますと、いわゆる景表法の違反ということで、当然排除命令の対象になるわけでごさいます。ただいま先生が御指摘になったような事案がまさにそれに当たるわけでごさいます。

そこで、私もそういう件については十分目を光らせているつもりでごさいます。これは新聞本社と販売店と消費者という難しい三つの問題がごさいます。新聞本社の方は私どもの方の趣旨は十分御了解いただいておりますので、新聞本社と販売店との思いはまた違うわけでごさいます。消費者がまたこれが違うわけでありまして、消費者は、新聞をとれば何かもらえるという気持ちでおることもまた事実でごさいます。そういう難しい問題、三者が難しい中で私も仕事をしているわけでごさいます。おっしゃるような過度の景品を与えるということになります。文化を販売しておるといふのに、どうして文化に高い景品をつけるんだということを私も言いたくなるわけでごさいます。

そういう高額な景品については厳正に対処していきたいと思ひます。再販の問題については、まだ一年ぐらゐの間隔がありますので、その間十分研究いたしまして、また法律改正が必要となれば本委員会に付託することといたしたい、こういうふうにおもひます。

○吉井委員 ちよつと勘違いされてはいけないうで、再販制度について今研究中だとおっしゃった、来年どうするかという、その話じゃないのです。

現在は再販制度があるわけですが、現在ある中で、私は三千円の購読料を払つていて、隣の人は二千円の購読料、これは再販制度の趣旨に反するわけですよ。それは、さつき、不当な不正取引の問題とかそういう分野からの問題だけじゃなしに、現在の再販制度というところで考えていって、こういうやり方というのはやっちゃだめなん

だ。今の制度の中で、私が三千円、隣が二千円、これは再販制度の趣旨に反してくるわけですから、そこはみずからきちんと正しなさいということと言わなきゃいけないところだと思ひます。私はそこを言っているのです。

○根来政府特別補佐人 この問題は単純にお答えできない問題がごさいます。再販制度というのは、あくまでも、例えば新聞でいいますと新聞と販売店の契約でございまして、今再販制度があるから再販を守らなければならぬということではないわけでごさいます。本でも自由販売価格というのがございまして、出版社と本屋が契約しまして、これは自由な価格で売つていいよというものは自由に売つていいわけでごさいます。しかし一般的に、おっしゃるような新聞について、そういうふうなことは行われていないわけでごさいます。

そこで、新聞について私もお願いしているのは、例えば、長期購読者については割引したらどうでしょうか、あるいは大量購読者については割引したらどうでしょうかというふうな、合理的な理由がある場合にも少し割引したらどうでしょうかという提案もしているわけでごさいます。

だから、先生がおっしゃるような、単純に、私と隣の人の場合に値段が違うということは普通はあり得ないわけでごさいます。そういうことになると、あるいは差別対価という不正な取引方法ということになるかも知れません。その辺は具体的事案に応じて判断するわけでごさいます。

ただ、先生のお話を全くストレートに考えた場合に、やはり不正取引に当たる場合が多いかと思ひます。

○吉井委員 私、きょうは再販制度そのものについて議論をする場としては考えていなかったのですが、一言言つておかなきゃいけないのは、著作物の再販制度というのは、これは本来的に、知る権利と表現の自由というものにアクセスする、それを物質的に保障していくという、その民主社会

を形成していく大事な役割と、もう一つ、これは法の立法時にきちんと趣旨は説明されておりますが、文化政策的な意味もあつてつくられておりますので、私は、それを何か景品をどんどんつけて安売り競争をやればいような発想と違うのは、これは公取委員長としてはどうでもない発言だといふふうに思ひます。その上、何か単純化して、消費者の方も得るのかのような話というのは、私は、そういう角度から発言されるというのは消費者に対して随分失礼な発言だと思ひますよ。

そもそも、景品をつけるということ、これは形を変えた定価の値引き販売なんです。それから、著作物のような再販制度をとっているものの場合には、やはり間違つたやり方なんです。それをやめさせていくというのが本来公取として考えてもらわなきゃいけないことだと思ひます。

昔は洗剤一箱だった。逆に、景品表示法で枠をどんどん緩めることによって、新聞についても、三カ月八割以内の商品券や長期にわたる無料購読を許すものですか、この枠内だったらいい、さつきもおっしゃつた九百数十円だったらい、その枠までなら、景品をつけようが何しようがよろしいということにしてしまふものだから、今や、洗剤一箱がどんどんとめどもなく、本当に不当販売と言われるものになつていつて、社会問題になつてゐるのです。

本来、こういう著作物については、質の高い紙面をつくり、そして情報の速さとか質の高さとか内容で勝負をしていくというのが新聞社の務めであるわけですから、それを狭い限定したものにしてお話されるのはとてもないことだということをおし上げて、次に、優越的地位の濫用の問題について聞きたいと思ひます。

大手コンビニの本社が、優越的地位を濫用して、納入業者に金銭を提供させたり、日用雑貨品を一元で納入させた事件で、九八年七月十六日に付した勧告というものはどういふものであつたのか、これを御報告いただきたいと思ひます。

○山田政府参考人 株式会社ローソンに對しまして、これは平成十年の七月に、独占禁止法十九条の規定に違反するといひまして勧告を行つております。

その違反行為の内容は二点ございまして、第一に、日用雑貨品の納入業者に対して、特段の算出根拠がなく、かつ納入業者にとつて提供すべき合理的な理由がないのに、金銭を提供するよう要請したということ、第二点は、これら日用雑貨品納入業者に対して、ローソンチェーン店に對し日用雑貨品を一元で納入するように要請したという内容でございまして。

○吉井委員 今のは納入業者に対する優越的地位の濫用の問題なんです。もう一つ問題があると思ひます。

これは何もローソンだけに限つたことじゃありませんが、今、コンビニ経営をしているフランチャイザーが、フランチャイジーに對して、優越的地位の濫用でさまざまな問題を起こしているのが問題になつてきております。コンビニフランチャイズ加盟店全国協議会というのがつくられて、シンポジウムも行われております。

例えば、その報告などを見ておきますと、同じ系列のコンビニであつても、フランチャイザー、本社の方は同じ地域にどんな店を出させる。そうすると当然一店当たりの売り上げが落ちるわけですが、しかし、フランチャイズ本社の方の売り上げと利益はほとんど伸ばしている。今まで個人で酒屋さんとか米屋さんをやつていたが、うまくいかないのでフランチャイズ契約を結んでフランチャイジーになつたという方たちが、犠牲をこうむつていく。

例えば、ローソンのE契約というので見ますと、日販四十万円、月の売り上げが千二百万円になります。ロイヤルティは四三%でよろしいから、五三%はオーナーの利益になりますよという説明をされる。それで、これならいいかと思つてやり出した。最初、人件費は売上高の六%ぐらいと言われていて、それを差し引いて、経費を差し

引いても、あなたは月六十万円の利益があると言われて、契約を結んでやっていた。

ところが実際は、売り上げが一千万円程度ないしは九百万円台になって、人件費は六分どころか七・五％で、利益は十五万円ぐらいいしかならない。見切りロス、棚卸しロスについては、一％を超える分は買値、これを売れたものとみなして、原価をオーナーに負担させる。そしてさらにチャージを取っていく。例えば、弁当みたいなものですと、古くなったら捨てさせて、捨てているのにその弁当代を取っている。

こういうふうなことで、しかも人件費が出てこない、大変な経営を強いられてくる。夫婦二人でやって、二十四時間営業をやれと言われるものから、健康破壊にもなっている。やめようと思つたら、ロイヤルティーの六カ月または十カ月の損害金を払えといつて、取られていく。だから、進むも地獄、去るも地獄と、フランチャイジーであるコンビニ経営者が随分訴えておられます。

シンボジウムでもたくさんの方が語られ、さまざまな方たちから、中には暴力的に追い出しを食らった人の問題も起こつたりしていますが、これはテレビでも紹介されました。こういうのは独禁法の優越的地位の濫用に当たるんじゃないかと思うんですね。私は、こういうものについては、公取としてやはりきちんと見ていくことが必要じゃないかと思いますが、この点はどういう見解ですか。

○山田政府参考人 コンビニストアの本部、フランチャイザーと、その契約加盟店でありますフランチャイジーとの間におきましては、いろいろと優越的地位の濫用行為等の問題が非常に起こりやすいということで、私も、独占禁止法上の考え方、ガイドラインというのを出して、その普及あるいは周知に力を入れているところでございます。

また、委員からも以前にも御指摘がございました、私も、昨年実施いたしました調査等の中に

も入れまして、大規模小売業者と納入業者、あるいは加盟店との間の取引の関係というものについて、その実態等の把握にも努めているところでございます。

○吉井委員 最初に契約する段階では継続反復して業をなしているわけじゃなくて、例えば脱サラでコンビニを始められるとかそういう方たちも多いわけですから、この間衆議院を通じて参議院で審議中の消費者契約法による不実告知、重要事項の故意の不告知、断定的情報の提供によって誤認させて契約をさせるというものに当たるから、かなり早い段階でこれらは消費者契約法の対象になるのかもしれないが、ただ、いずれにしても、独禁法の優越的地位の濫用に当たることは確かだと思ふんですね。

今ガイドラインのお話がありましたが、それではいろいろ調べているということですが、何か公取として具体的にフランチャイジーを守る取り組みというものを進めていらつしやることがあれば、あわせて伺つておきたいと思ふます。

○山田政府参考人 私どももいたしましたが、フランチャイズチェーンの団体等と会合を随時設けて、先ほど申しました、「フランチャイズ・システムに関する独占禁止法上の考え方について」という、これがガイドラインと言つておるものでございますが、その説明をし、そして会員に周知徹底をお願いし、あるいは会員から最近の状況等の情報収集というものにも努め、あるいは取引上の問題点という点についても、そういった状況について収集するというのを努力しているところでございます。

○吉井委員 次に、この優越的地位という問題では、昨年十月二十八日に、総合家具小売業の大手企業が、同じように、納入業者に対して協賛金を要求するという事件で立入調査を行つておられると伺つておりますが、この報告をあわせて聞いておきたいと思ふます。

○山田政府参考人 個別のケースに関するところでございますので、御説明は御容赦いただきたいと思ふます。

思ひます。

○吉井委員 これは新聞にも出ていますけれども、新聞の範囲内にしても、どういう業者に対して、何が問題で調査をしているのか。私は、さらに立ち入ったことは今おっしゃったことになるかもしれないけれども、今のお話では何もわからないですね。

○根来政府特別補佐人 御理解いただいておりますように、具体的な事件、いまだ完結していない事件について御説明するといろいろ影響も大きいものから、答弁は差し控えてさせていただきます。

多分、この御指摘の部分は新聞に載っているもので、その新聞の内容は、家具の納入業者に協賛金を要求していた疑いが強まり、独占禁止法違反容疑、不正な取引方法で立入検査した、こう書いておりますから、この新聞の事実を否定するわけではございません。ただし、その新聞の中には、自分の方はそういうことをした覚えがない、こう言つておるわけでございますから、まだこういう事案については多分相手方も争つておることとお考えいただいて結構だと思ふます。

○吉井委員 実は、この家具の輸入専門店ですが、同業他社から、別にこれはライバル企業だといふことで何つたわけじゃないに、大体美態はどういうことですかといふことをいろいろお聞きしたんですが、国際標準価格とか、あるいは国際同等価格という表現を使つて価格表示をして、そこからうんと大幅値下げという表示をする。自分のところも同じ輸入家具も扱っているから大体わかるんだが、ある程度似たような表示もするが、あればど大きくないといふことも言つておりました。

公取は、大手スーパー七社に対して、牛肉等の不当な二重価格表示を景品表示法違反事件として排除命令を出したわけですが、輸入商品の場合、適正価格は非常にわかりにくい。それを高く表示しておいて、大幅値下げセールとして売り出すと、消費者の方も真実でないことを告げられて購

入し、同時に、それで周辺の家具小売業者も軒並み客を奪われていつて、日本で家具といえは大川とか府中とか静岡とか、全国に大きな家具産地があります。国内家具産地業者も海外製品に打撃を受けていく。だから、本当に全体が落ち込んでいくという状況も生まれております。

そもそも、価格が適正かどうかの監視を強めるということは必要だと思ふんですが、これはどういふふうに進めているんですか。

○山田政府参考人 消費者が購入するときに、価格情報というのは非常に重要でございますし、また、比較対照し得る価格がありますと、こういった価値のものを自分は安く買えたというふうなことで非常に手がかりになるものであると思ひます。

そういった場合に、今先生御指摘のように、比較対照する価格を、全く架空の価格をつけるとか全く任意につけて、そして実際に売ろうとする価格をつけて非常に安く見せかけるといふようなこととにつきましましては、これは一般的に言えれば不当な価格表示、あるいは不当な二重価格表示という問題になるかと思ひます。

○吉井委員 ですから、先ほど納入業者に対し公取が調査しているという新聞に書いてある事実は否定しないといふことですが、あわせてそういう部分についてもしっかりとよく監視をしていただきたいといふふうにも思ひます。

実は、同様の問題は家具だけでなく仏壇なんかについてもあるんですね。多くの日本の国民は、仏壇というのは日本製だと思つていて、国産だと思つていて、輸入仏壇が非常にふえています。

これは伝統工芸士の方たちから伺つたのですが、たぐみのわざからつくられた国産の仏壇だと思つて、価格は百万円となつていたら、日本の仏壇が百万円だと思つてはいるわけですが、輸入仏壇であつても、それが百万円するはずなのに二十万とか三十万という値段になつていて、これは安いなといふことで購入するといふことになる。この結

果、実はこの面でも家具産地と同様に、大阪仏壇とか八女福島仏壇とか川辺仏壇とか、全国各地の産地が打撃を受けています。国の方から伝統工芸士といって持ち上げてもらっても、仏壇が売れなくて仕事が減少してしまう、暮らしが大変だという状況が現に生まれているわけです。

公取は紳士服メーカーの原産国表示の不当について排除命令を出したことがあります。仏壇などについて、消費者に誤解を与えないように、内外無差別で原産国表示なり原産地表示を行うように指導して、景品表示法違反の不当表示がなされないようにそこをきっちり監視していく、そういうことが大事ではないかと思うのですが、この点についてはどうお考えですか。

○山田政府参考人 委員もう御承知のとおりでございますが、原産国表示を義務づけるというのは、これはWTO上でもノンタリフバリアになるというような問題もございます。しかし、誤認を与えろというところ、あるいは、ある日本での産地がありまして、その産地について自主的な規制をつくって、一定の条件が必要かもしれないが、それを守っている、そしてこの産地をつくったものであるということをやっていくということについては可能ではないかと思っております。

また、御指摘のとおり、不当な価格表示もそうですし、原産国表示につきまして、原産国を偽るというようなことがあります。これは景品表示法四条に該当するものでございますので、引き続き私もいたしまして、同法の適用につきまして、これを厳正に対処していこう、このように考えている次第でございます。

○吉井委員 現に、多くの国民の皆さんは、仏壇といえど国産だと思っているのですよ。それがよその仏壇であるということは、それ自体が原産国表示を偽っていることに本来相当するわけですね。

ですから、内外無差別で、原産国表示なりあるいは産地表示なり、そのことによって多くの消費者の皆さんが勘違いされたり誤解されることがな

いように、とりわけ日本の伝統工芸などに属するような中小企業分野とかあるいは地場産業分野については取り組んでいくということは何ら問題のないことだと思われ、やはりそのことによって本当の意味での消費者利益を守っていく。それ自身は、公正な取引ルールという点からしても、別にどこかの国を差別するという点からしても、どこかの産地を差別するという点からしても、内外無差別でやっていくというところは何ら問題がないし、そのことによって消費者利益を守ることこそ私は公正な取引のまず土俵をつくることになると思うのです。

この点、最後に委員長に伺って、時間が来たようです。最後は委員長に伺って、時間が来たようです。

○根来政府特別補佐人 本日御指摘の点は、いわゆる景表法の執行を含めまして、私どもも常に念頭に置いて厳正にやっていますつもりでございますけれども、これは主観的な問題でございますので、客観的にほかの方が見られますと、何だか手ぬるい、こう思われる点もあるかもわかりませんけれども、少ない人員で最大の効率を上げるように今後とも頑張っていきたいと思っておりますので、今後とも御支援、御指導のほどお願いしたい、こういうふうに思っております。

○吉井委員 時間が参りましたので終わります。

○中山委員 塩田君。

○塩田委員 自由党の塩田晋でございます。ただいま審議をされております私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部改正につきまして、これは自由党といたしまして連立三党の中で協議をし、閣議決定に持ち込み、国会に提出したものでございますので、その成立に對しまして責任を負うものと考えております。

自由党といたしましては、すべての政策原理といたしまして、フリー、フェア、オープンという立場でございます。この法律案が、規制撤廃あるいは規制緩和という観点から行われているものであります。公正かつ自由な競争を一層促進することによって我が国市場を競争的に開かれたもの

にするという観点から、競争政策の積極的展開を図るものとして、その観点から賛成するものでございます。

この法案の主たる内容でございますが、三点でございます。第一は、ガス、電気の利用除外規定を廃止するということでございます。第二は、被害者による差しとめ請求制度を新設するというものでございます。第三は、事業者団体による競争の実質的制限行為など事業者団体の違反行為等をその対象として追加するという、以上の三点でございます。いずれも先ほど申し上げました観点から賛成するものでございます。

そこで、具体的な内容につきまして、二質問をしたいと思っております。

第一は、独禁法の違反行為に對しまして、被害者が差しとめ請求訴訟を提起することができるようになる法律改正でございます。差しとめ請求制度を新たに設けることになった趣旨を御説明いただけます。

○根来政府特別補佐人 ただいま御質問の中で御指摘になったことは、すべて私が申し上げることに相なるわけでございますが、今、公正な自由競争が求められている我が国経済社会におきまして、私どもが公正取引委員会として独占禁止法の運用を独自のやっていますわけでございますが、それだけではやはり足りないだろう。やはり、自己責任ということで、私人が直接裁判所に差しとめを請求するということも認めなければならぬだろうということ。また、そういう不正な取引というものが日々起っているものから、やはり差しとめという手段でやらないと、後で損害賠償だけではなかなか足りないだろうという点。いろいろの点を踏まえまして、諸外国の例も見まして、今度こういう差しとめ請求制度というのを認めいただくように法案を提出したわけでございます。

○塩田委員 差しとめ請求訴訟を取り扱う裁判所の管轄についてでございますが、今回のこの法案では三通りになっております。そういった点

で、被害者届の便宜を図るということだと思えますけれども、錯綜したり、あるいは類似のものが一斉に三通りから出てくるとか、そういった不便さもあるんじゃないかと思えますが、このような制度を設けられた趣旨を御説明いただけますか。

○根来政府特別補佐人 御指摘のように、今回の差しとめ請求を認めるにつきましての裁判管轄につきましては、被害者、被害の発生したところ等に加えて、高等裁判所の所在の裁判所、あるいは東京地方裁判所というふうに重疊的に裁判管轄を設定しているわけでありまして、

これはもともと、こういう制度が被害者といいますが原告に使いやすくするために設けたわけでございますが、おっしゃる様に日本の方々と類似の裁判が起ったときに、やはり移送ということを考えなければならぬ。そうしますと、やはり東京地方裁判所とか高裁所在の裁判所に同種事例の訴訟の提起がされていることも多からうということを想定しまして、そこへ移送できるような考え方で、このような重疊的な管轄を設定したわけでございます。あくまでも、これは原告の利便を図る趣旨で設定したものでございます。

○塩田委員 次に、靴下、肌着など衣料の販売、購入につきまして、虚偽表示があるという場合にどのような命令なり措置をされるか、このことについて伺いたいと思っております。

外国から大量に輸入品が衣料につきまして行われておるわけでございますけれども、輸入品であるにかかわらず、外国製であるという表示を取り去ったり、あるいはないものにメイド・イン・ジャパンというステッカーとか表示をいろいろな形でして国産品と思わせて、すなわち虚偽の表示をして販売をしている。こういう例があるとすれば、景品表示あるいは不当表示防止法の上でどのように対処されるか、お伺いいたします。

○根来政府特別補佐人 御指摘の景品表示法は、一般消費者に誤認されるおそれのある不当表示を禁止しているわけでございますが、御指摘のような商品の原産国表示については、一般消費者に誤認

させるおそれのある表示として、商品の原産国に
関する不当な表示を告示によって規制しておりま
す。

私ども委員会としましては、外国産品につい
て、あたかも国産品であるように誤認されるおそ
れのある不当な表示については、排除命令とい
うことで対処したいというふうに考えております。

○堀田委員 この原産地国表示というのは、国際
的、世界的な動きとしては、そういった表示をす
ることを排除した方がいいというような動きも各
国であるようにございますけれども、今、靴下あ
るいは肌着の業界、非常に痛手をこうむってお
るということがございますが、なかなかこれを業界
で自主規制するあるいは監視するといったことが
難しいいろいろな状況、事情がございますので、
公正取引委員会としては、これを十分に調査され
て、適切な措置をとられますことを求めたいと思
います。

○根来政府特別補佐人 具体的な案件はさておき
まして、一般抽象的に申しますと、そういう原産
国表示を偽るというような話は、ある意味では詐
欺に当たるような話でございますから、厳正に対
処すべきものと思っております。

○堀田委員 ありがとうございます。終わります
す。

○中山委員長 北沢清功君。

○北沢委員 社民党の北沢でございます。

今回のいわゆる独占禁止法の改正は、鉄道、電
気・ガス事業等に固有な行為に関する適用除外規
定を削除することが大きなポイントの一つになっ
ているわけですが、この自由化によって消費
者が不利益をこうむることのないよう、利用者
への情報公開によって判断材料を提供するなど、
事業者側の監視をすべきだ、私はそういうふうに
考えます。

これは質問外のことですが、きょう、いろいろ
御質問をお聞きする中で、不当販売だとか、いわ
ゆる不正な商業活動等が非常に問題視をされて
おるわけですが、今回の独占禁止法という

のは、私どもの事業なりまたは生活にかかわりが
非常に多い。裁判所の救済も含めて、ますますそ
のことの重要さを増してきているわけございま
す。

やはり、そういう問題がなるべく起きないよう
に、特に、今まで報道されておりますガスだとか
水道等の建設会社の、不当な取引等で不当な利益
を得ているわけで、これはもう還元されているわ
けでございますが、そういうものを含めて、もっ
とわかりやすくPRをすることによって、国民の
認識が深まれば深まるほどそういうトラブルが少
なくなってくるのではないかと。そうでないと、大
変これからいろいろな面で取引関係のトラブルが
多くなるのではないかとこのように感ずるわけで
ありますので、そのこともあわせてお聞きをいた
したいと思っております。

○根来政府特別補佐人 この独占禁止法というの
はなかなか難しい法律でございますまして、確かに
おっしゃる通りに、一般の方々や法律を読んでも十
分に理解できるとは、私自身の経験に徴してもそ
う思うわけでございます。そこで委員会としてま
しては、いろいろな考え方や方針とかが出しまし
て、なるべくわかりやすくかみ砕いて理解してい
ただくように努力しているつもりでございます
が、この上ともその努力を重ねていきたい、こう
いうふうに考えております。

なお、国会でもいろいろ御指摘がございました
けれども、民間の方々の御協力を得るということ
も大事じゃなにかという御意見もちょうだいしま
した。

そこで、今、商工会議所とか商工会とかとネッ
トワークを結びまして、私どもの出先の立場で
いろいろの御相談に乗っていただく。あるいは、
ことしからこれも予算的措置が講ぜられて喜んで
いるわけでございますが、独占禁止政策協力委員
というのを全国で百五十人お願いいたしました。
これも私どもの立場からいろいろ広報活動等に当
たっていたといたうふに手段を講じているわ
けでございますから、委員御指摘のように、これ

まで以上に広報ということに努めていきたい、こ
ういうふうに考えております。

○北沢委員 ぜひ、PR費も含めて、予算をひと
つ十分に使っていただきたいというふうに思うわ
けでございます。

先ほど久保委員からも御指摘がございましたの
で簡潔にお尋ねをいたしますが、私ども社民党と
いたしまして、次の二点について強く、今後研
究をされ改正をされる、先ほどの委員長の御答弁
も前向きな御答弁でございますから、そのことを
ひとつ決意もあわせてお尋ねをいたしたいと思
います。

今回の改正の大きな要素である、不正な取引
方法を用いた事業者等に対する差しとめ請求を行
うことができる制度でございますが、制度的に私
人による民事的救済の道が開かれたことは非常に
意義が深いと考えるわけでありますが、今回の改
正で差しとめ請求が認められる行為の対象から私
的独占及び不当な取引制限、いわゆるカルテルが
外されたのはなぜであるか。諸外国においてはカ
ルテルを対象行為としている例が多いと聞いてい
るわけですが、そういう国との関連でどうなるの
か、国際的な面から将来的にもどうなるのか、お
聞かせをいただきたいと思っております。

また、私的独占やカルテル自体は、他の違反行
為と比較して強い違反性があると思われ、対象外
とする理由は見当たらないんじゃないかというふ
うに私どもは考えるが、いかように考えるか、御
答弁を煩わしいと思っております。

○根来政府特別補佐人 先ほどお答えいたしまし
たけれども、理想を申しますれば、おっしゃるよ
うに、独占禁止法違反のものをすべて包含するの
があるいはいいかもわかりませんが、私ども、差
し当たり不正取引に絞った理由は、独占禁止法
違反と申しまして、私的独占あるいは不当な取
引制限というのは極めて公的な色彩が強い。不正
な取引方法というのは私的な色彩が強いという
ことからしますと、不正な取引方法に係る違反
について私人が差しとめ請求するというのはい

素直ではなからうかというのが一つの考え方でご
ざいます。

談合とかそういうものについて仮に私が訴えを
出すとしても、私人としては非常に間接的な
侵害になるものですから、これを差しとめるとい
うのは立証上も大変難しい問題があるんじゃない
かという問題がございます。

それから、外国との制度の相違でございます
が、先ほど申しましたように、アメリカではすべ
て差しとめ請求の対象になっているようでござい
ますが、実態はやはり日本という不正な取引方
法の件が圧倒的に多いようでございます。

そういうことからして、まず第一歩として、不
公正な取引方法について差しとめ請求を認めると
いうのが一番妥当な方法ではなからうかというふ
うに思います。

それから、以下私の個人的な見解であります
が、現在、すべて裁判所へ持っていくということ
は、やはり裁判所の受け手という立場からいうと
やや難しい点があるのではなからうか。それは、
先ほど申しましたように、司法制度改革というこ
ととセットにしてやはり考えていくべきではな
からうかということでございますので、委員御指
摘のような御議論を全面的に否定するわけではご
ざいせんが、将来の研究問題として十分我々は
念頭に置かねばならないことだと考えておりま
す。

○北沢委員 次に、不正な取引方法という点に
関しても、将来、想定されていなかったさまざまな
状況にも適切に対応できるよう一般事項を設け
るべきだという指摘もあるようであります。そう
いう面で、今後状況の変化にどういうふうに対
応していくか、お尋ねをいたしたいと思っております。

○根来政府特別補佐人 一般的条項を設けるとい
うのは、なかなか構成要件的にとらえにくい点が
ございますので、一般的条項というのはなかなか
難しいというふうに私は思っております。

ただ、先ほども申しましたように、今自由競争
の時代になりまして、どういう自由競争が展開さ

れるかというところが私どもよくわからない点がございます。ですから、自由競争の推移に依りまして、ただいまの不正な取引方法というのが不十分であるということならば、それは当然追加することに相なろうかと思ひます。その点は今後私どもも十分念頭に置いて研究すべきものと考えております。

○北沢委員 また、本改正案において気になるのは、違反行為により著しい損害を生じ、または生ずるおそれがある場合、差し止め請求権が認められることとされていることとあります。その判断は個別事案ごとに裁判所においてされるもので、しかもその判断基準は具体的にない。ここで「著しい」というものもすればあいまいなものになりかねない条件をつけたのはなぜであるかということとありますが、私どもは、著しいかどうかを、被害者にとつても、またそれぞれを判断する側に立つても、何らかの判断基準が当然必要であるというふうに思ひます。

一括してちょっと御質問いたしますが、その例として、消費者被害者本人の損害額なのか、それに関するすべての被害者の損害額の合計全体を総合的に判断するのかわかりません。その点については、著しい損害とはどういうものを想定しているのか、具体的に伺ひたいと思ひます。

○根来政府特別補佐人 これは先ほど御質問ございましたが、なかなか答えにくい問題でございます。一、一番私ども答える方としたらウィークポイントかわかりません。

一般の取引というのは日常行われているところでございます。その取引をオーバーストしたときには不正な取引方法ということに相なるわけでございますが、ただ、差し止め請求を求めるときには、ただオーバーストしたというだけではなかなか差し止め請求するのはまずい。そういうことで、「著しい」という意味では規範的な構成要素をつけ加えたのでございます。

ですから、非常に違法性の強いというふうに御

理解いただければ、具体的案件で対処できるのではないかと思ひます。

○北沢委員 では、一括してもう一問申し上げたいと思ひますが、諸外国において、消費者が訴訟を起こしやすくするために一定の団体に訴権を認めて大きな成果を上げていくというが、日本においては、例えば消費者団体にそれぞれ今回認められなかったのはどういうことであるか。また、一般の消費者が個人で訴訟を起こすというのは、費用の面からも、時間、労力の面からも大変な決意が必要であります。せつかくの制度も有効に活用されないおそれがあるのではないかと。

一定の団体に對して差し止め請求権や損害賠償請求権を認める方向で検討をすべきではないかというふうに考へるが、いかがでありますか。

○根来政府特別補佐人 私人による訴権というのは、もちろん消費者のみならず事業者も含まれていくわけでございます。さらに加えて、団体について認めるかどうかというのは一つの大きな問題でございます。ほかの法律との整合性とか、あるいは団体に認めたときにその訴訟の効力がどの程度及ぶかというような技術的な細かい検討を要する事項がございましたので、今回は見送つていくわけでございます。

ただ、これは永久に団体に認めないというわけではなくて、やはりほかの法律との横並びの検討、あるいは独占禁止法の特例の問題、そういうものを総合しまして、これから私どもも十分検討すべき問題だと考へております。

○北沢委員 先ほどのカルテルの問題、それからただいまの消費者の保護の問題を含めて、委員長の御答弁を前向きに私は受けとめるわけでございます。どうか、なるべく早い機会にそのような改正をされて、名実ともに立派な法律になることを心から御期待申し上げて、私の質問を終わりたいと思ひます。

○中山委員長 榊床伸二君。

○榊床委員 民主党の榊床でございます。午前中の質問に引き続きまして、特に官房長官において

いただきまして、官房長官に對しまして御質問をさせていただきますと思ひます。

先ほど午前中の質疑の中でも、この独禁法の問題は大変重要な問題である、そして公正取引委員会が大変重要な役目を負っているということの中で、いろいろ議論をさせていただきます。

そこで、どうしても一点気になりますのは、公正取引委員会が、現在もそうであるが、特に今後の省庁再編の中で総務省の外局という形で位置づけられる、こういうこととあります。

実は、これは一つの例であります。郵便番号の自動読み取り機に関する入札談合、これは談合と言つていいのかわかりませんが、いろいろ意見があると思ひますが、そのような事件がありました。

御存じのとおりだと思ひますが、委員の皆さんもおられますので、私がわかつている範囲で申し上げます。郵便番号が七けたになったときに発生した事件でありまして、各郵便局に読み取り機を導入するに当たつて機械の業者が談合を行つたのではないかと、こういう話であります。これを公正取引委員会が摘発いたしますか指摘をしたわけでありまして、業者側は郵政省の職員の指導のもとでやつたんだみたいなことをおっしゃつた、郵政省の方はそんな事実はない、こういうことになつておるわけであります。

この問題について今とやかく申し上げませんが、実は今度、総務省になりますと、郵便事業を総務省が管轄して持つことになるわけであります。別に郵政関係だけをとかやかく言うつもりはありませんが、たまたまこういうことが発生して、そして今度の新しい総務省の中にどちらもある、こういうことですね。

これが一つのきっかけであります。事ほどさように、私は、総務省の外局として公正取引委員会を位置づけて本当にいいのだからかというのを大変強く感じておるわけであります。

まして、午前中の議論の中では、先ほど言いましたように、公正取引委員会が大変重要で、しかも行政と司法のオーバラップしたところにある

ものとして、体制の充実も図つていかなければならない。こういうときに、本当に総務省の外局としての位置づけでその本来持つべき役割が果たせるのかということに對しては甚だ疑問を感じているわけであります。

この点につきまして、長官どのようにお考えでございますでしょうか。

○青木国務大臣 榊床議員にお答えをいたします。

いけば公正取引委員会の位置づけの問題でございます。いまでも、いわゆる知恵の場としての内閣府にはできるだけ実務的な事務を置かずには行政改革会議でそういう基本的な考え方を踏まえたものと私は理解をいたしております。そして、そういう考え方を踏まえて、基本法においては総務省の外局とすることとされ、昨年の通常国会において総務省設置法が成立したわけであります。

議員今おっしゃる通りに、確かに行政改革会議でも今のような議論がかなりあったということは私も十分承知をいたしております。しかしながら、公正取引委員会については、その中立性、独立性を確保するために、委員長及び委員の職権行為の独立性や身分保障が独占禁止法で明定されておりました。委員長及び委員の任務は引き続き内閣の同意を得て内閣総理大臣が行ふこととしておりますので、公正取引委員会は、その特性にふさわしく、機能を中立的かつ独立的に、たとえ外局であってもきちんとしていたいただける、私はそういうふうに理解をいたしております。

○榊床委員 長官はそのようにおっしゃつておられますが、確かに一度、行革会議でいろいろ議論もあり、そして国会の中を通つた話であります。しかし、やはり今回のこの問題でも、公正取引委員会の問題また独占禁止法の改正を議論すればするほど、本当にこのままでいいんだらうかという疑念がどうしても強くわいてくるわけであります。特に内閣の中で大変中核な立場を占めておられる長官のお力をもちまして、何とぞ公

正取引委員会のよりよい方向への不断なき見直しをしていただきたい。

そういふ中で、特に外局ということとプラスチック的な面も午前中ちよつと申し上げたのですけれども、委員長からも、六百人で日本全国の経済情勢をきちつと把握して機敏な体制にするのはなかなか厳しい、こういうお話がありました。私はそのとおりだと思います。ということになると、もっと充実をしていかなければいけない。ですから、その観点からも、外局に甘んじていいのかということを変え強く思っておるわけでありま

それは外局の中でもきちつとできるということであるならば、公正取引委員会の数の問題、要するに多ければいいという話じゃないのですけれども、より機能が充実し、強力になるための方向性をこれからお考えであるのかどうか、改めてお聞かせいただきたいと思ひます。

○青木国務大臣 今議員おっしゃったように、たとえ外局であっても、しっかりと独自の個性、独立性を守つてやっていただけるものと私も信じております。

ただ、組織をこれからどうして充実していくかという問題は、これからますます公正取引委員会の役目が重くなつていく、仕事が多くなつていく、そういう中では、私どもはかなり大幅な定数削減ということをお約束いたしておりますけれども、その中で、やはり重要なものは重要なものとして見詰めていく必要は当然あるかと考えております。

議員も御承知だと思ひますけれども、平成元年から十年間におきまして、事務の職員が四百六十一人から五百六十四人と、二二%の増員を行つております。また専門部門も百二十九人から二百六十三人と、これは倍以上の増員をいたしております。今後とも、仕事の量、必要量、そういうものを考えながら、組織を充実していくということ、私どもが常に考えていかなければいかぬ問題でありまして、そういう対応は十分にやっています。

い、そういうふうにご考えております。

○榊原委員長 長官、午前中も実は申し上げたのですが、私は元来小さな政府論者であります。自分でもそこら辺の考え方は、かなり厳しいぐらいの小さい政府を追求していかねばいけないという考え方を持っております。自由主義、自由経済、経済のそういったルールを、また、きちつと動いていくかどうかというのを確認していくという場所ですから、政府の中にほかのものと一緒くたにしてごそつとほうり込んで果たしていいものか、こういう疑念が大変強くあることを申し上げたところであります。

そういった観点から、全体の数云々の話もありませんけれども、ですからなおさら本場に総務省の外局でいいのかわかるところで、これは堂々めぐるの議論になつていくわけでありまして、そこら辺のところは、私どもの方も公正取引委員会の充実ということは一貫して主張してきております。

どうか、我々の意見にもしっかりと耳を傾けていただきまして、我が国の国家のために、日本の経済のよりよき発展のために、公正取引委員会の充実というごことに対して御尽力をいただきたい。心からお願ひを申し上げます。私の質問を終了いたします。ありがとうございます。

○中山委員長 吉井英勝君。

○吉井委員 先ほどの質問に引き続きまして、官房長官が来られたので伺いたいと思ひますが、官房長官に先ほどの経過を全部圧縮していつたつて時間がありませんから、そういう点で、最初に公取の委員長にまず一言伺つておきたい。

それは、消費の落ち込みで全体が売り上げ減少し、さらに不当販売をやる場所が突出してシェアを占めていく、こういうことになってきますと、地域経済とか経済全体にとって大きなマイナスが出てくるし、また現に出てくるわけですね。そこで、今よく問題になるのが酒屋のデイスカウニングの問題などですね。公取の注意を与えたものの中で一番多いのが酒類です。

この分野で、今度の第二十四条で差しとめ請求したときに、第八十三条の二で担保を立てるといふことを求められると、これは大手デイスカウニングなど資金力のあるところは金の面では困らなくても、被害を受けている町の酒屋さんなどは、現に被害を受けて経営危機に陥つていくわけですから、そこに担保を立てるといふことを求められると非常に厳しい問題になりますから、この場合、担保を求めることはありませんか。これだけまず確認しておきたいと思ひます。

○根来政府特別補佐人 先ほど御説明いたしましたように、不正な意図を持った場合に担保を立てることを要求されるわけになってございまして、それは被告側が疎明するということになっておりますから、先生が御指摘のように、不正な意図に出ない限りは裁判所も担保を立てるといふことは言わないというふうに思ひます。

○吉井委員 それで、現に酒屋さんが今大変な状況になっていて、デイスカウニングなどの不当販売とかこういうやり方で苦しめられておりますが、このほかにも、官房長官がいらつしやらないときに、大型店とかあるいはコンビニなどが、フランチャイザーの方からフランチャイジーの方が痛めつけられている問題とか、いろいろなことを取り上げてやりました。

いわば優越的地位の濫用で、資金力のあるところ、力のあるところが力を持って、この世の春。しかし、そこがひとり勝ちしても、その結果、地域商店、商店街とか地域社会が崩壊していく。こういうことになりまして、地域の所得が落ち込み、それがまた消費の落ち込みで、さらに地域経済が打撃を受けるという悪循環に落ち込むわけですね。ですから、こういう点では、日本経済全体にとつて、そういうひとり勝ちのようなやり方があったのでは、これは大きなマイナスになります。だからこそ、公正取引のルールの徹底が必要だといふふうに思ひます。

公取がその分野で頑張るのは当然として、国としても、消費者の真の利益とは何なのか。当面確

かに値が安い方に飛びつくようでも、結局、地域社会全体が落ち込んでしまったときには、真の利益という観点からすれば大きなマイナスですから、あるいは中小企業や地域経済が正常に発展できるように不正を正させる、優越的地位の濫用などは厳しく対処して、やはりルールのある社会をつくっていく、このことが大事だといふふうに思ひますが、この点について官房長官のお考えを伺いたいと思ひます。

○青木国務大臣 吉井議員にお答えをいたします。

今議員がいろいろ、いわゆる中小業者、酒屋さん、そういうものに対する非常な不安といふ懸念のお話をなさいましたが、本年の三月三十一日の閣議決定によりまして再改定された規制緩和推進三カ年計画にもありますとおり、規制緩和後の市場の公正な競争秩序を確保するために、公正取引委員会においては、中小企業者に不当な不利益を与える優越的地位の濫用、そして消費者の適正な選択を妨げるような不当表示等の不正な取引については、断固としてこれに對し厳正、迅速に對処していくものと私は信じております。そういうふうにご理解をいたしております。

○吉井委員 次に、電気・ガス事業の適用除外規定の廃止にかかわつて伺つておきたいと思ひます。

参入自由化ということだけではなしに、この分野で考えるならば、環境、安全、放射性廃棄物問題を生じないなどの条件を満たす電力の開発普及、いわば一面では人類史的要請というものがあつたのでは、そういう要請にもこたえるものになつていく必要があると思ひまして、ここは最初にエネ庁の方に伺つておきたい。

それで、電力料金の決定の仕組みというのは、今、総括原価方式といふことでやられておりますが、これはエネ庁の方の九五年版電気事業法の解説によると、営業費と事業報酬から控除額を引い

たのが総括原価で、それが料金総収入に当たると
いう考え方です。

事業報酬の方は、これは事業報酬対象事業資産
掛ける報酬率というので決まっています。ですから、
これは資本費が、つまり報酬率を掛けたものが
事業報酬ですから、原発とか大きな発電所をつ
くればつくるほど、電力会社からすると事業報酬
がふえるわけです。一方、営業費の方で考えてい
るのは購入電力費などを含めたものです。ですから、
今例えば、さつき言いました新しいエネル
ギー、自然エネルギーなどを買って、それで、そうい
う分野の参入をもつと進めて、そして自然エネル
ギーなどをどんどん進めようというのを考えた
ときに、自然エネルギーを買って、これは
事業報酬はふえないのです。

つまり、電力会社からしますと、この総括原価
方式という仕組みのもとでは、自然エネルギーの
買い取り義務制度などを設けて買収されて
も、これはプラスにならない。むしろ、原発その
他巨大なものをどんどん進めた方が事業報酬がふ
えてくる。九六年以降五・二五％というふうに報
酬率が決まっています。ですから、資本費がふえ
ればふえるほど、電力会社はよくもうかる。
こういう今日の総括原価方式があるもとは、
幾ら電力の参入自由化というのを進めていって
も、そのことによって自然エネルギー等がどんど
ん普及され、コストが下がって、新しい時代に見
合う、環境問題もクリアするし、そして同時に安
全という面でもいいし、さらには放射性廃棄物問
題なんかは生じない、そういう方向へ行くという
のは、やはり総括原価方式を残しておいては非常
に難しい課題なのです。

そこで、総括原価方式については、もう時間が
大分少なくなってきましたので、エネ庁の方
で答えたいので、今せっかく参入自由化を進
めようというときですから、総括原価方式をや
り根本的に見直して、自然エネルギーによる電力
などの買い取りが進むように、やはりそういう方
向へと原価方式そのものの抜本的見直しといいま

すか、それが要だということについては、官房
長官の方に伺っておきたいと思うのです。

○青木国務大臣 今議員おっしゃいましたよう
に、やはり環境に配慮をした電力を生産してい
くという事は非常に必要なことだと私も考えてお
ります。

ただ、商業ベースで考えたときに、今すぐそれ
が実現できるかどうかということとはまた一つの問
題だろうと考えておいて、ある意味では長い
目で、そういうものを基本にしてやはり電力の問
題は考えていくべきものだ、そういうふうにか
らいます。

○吉井委員 何か、私、この時間を含めてずつと
いてもらっていると思つたら、エネ庁の方がい
らっしゃらないかと思つたので、まあ、いいです。
それで、今申し上げましたように、電力参入自
由化で、本当に自然エネルギーなんかもど
参入して、電力構成、エネルギー構成を変えてい
こうというときに、やはり電力会社からします
と、総括原価方式というこの仕組みの中で、原
料などをどんどんやればやるほど事業報酬がふ
えていく。これはしつかりもうかるんだけれど、し
かし、購入電力量、購入電力の方は営業費なん
です。そうすると、こっちはもうけに近づいてま
いから、なかなか電力会社の方は乗っていき
ないのです。そして、自然エネルギーなどの
電力買い取り義務制というのを考えたときに、
電力会社は非常に抵抗するのです。それは、この
総括原価方式というものがやはり仕組みとしてあ
るからなんです。

エネ庁がいなくて、官房長官直接じゃお答えに
くいかもしれないけれど、ただ、根本的な見直し
だけはやはり考えるべき時期だと私は思いますか
ら、その点だけでも一度伺っておきたいと思いま
す。

○青木国務大臣 議員の今の御意見は、貴重な御
意見として何って、検討していきたい、という
ふうに考えております。

○吉井委員 時間が参りましたので、終わります。

○中山委員長 北沢清功君。

○北沢委員 官房長官、御苦労さまです。民主党
の北沢でございます。

今、若干触れている点もございしますが、今回の
自然独占事業に関する適用除外規定の削除は、公
正なルールのもとでの自由な競争によって利用者
の利益の促進を図られるというのが目的であるう
というふうに思っておりますが、自由化の先
進国においては、自由化による弊害も指摘をされ
ております。特に、エネルギー政策や環境問題な
ど、考えなければならぬ課題も多いわけござ
います。

今回の改正を端緒として、事業のあり方につ
いてまだまだ検討が必要な課題と考えております
が、いかがでしょうか。

○青木国務大臣 北沢議員にお答えをいたしま
す。

電気事業及びガス事業の自由化につきまして
は、平成九年五月に閣議決定をいたしました経済
構造の改革と創造のための行動計画において、エ
ネルギーコストを、平成十三年までに国際的に遜
色のないコスト水準を達成することを目的とされ
たことを踏まえて、今日まで進めてきたところで
あります。

議員おっしゃいますように、欧米における自由
化の弊害につきましては、例えば電気事業につ
きましても、大規模な停電が発生するといったよ
うな事態が生じていることは私も承知をいたして
おります。

我が国の今回の電気・ガス事業の自由化にお
きましては、電力・ガス会社が、送電線、導管の維
持管理に必要な保守費、設備投資コストを適正
に回収することを認めることなどによりまして、
安定供給や環境保全といったエネルギー政策上の
課題との整合性を確保しつつ進めることといたし
ております。

私は、電気事業及びガス事業の自由化のあり方
は、制度実施後、三年後をめどに再度検証するこ
とにいたしておりますが、その際にも、こうした

課題との整合性を確保しつつ検討してまいらな
ければいかぬ問題だ、そのように考えております。

○北沢委員 今回のこの改正案は、独禁法違反の
被害者救済の枠組みを拡充したいという意味から
非常に意義深いと考えるわけでありますが、裁判
所がその体制をきちんと整備する必要があると思
います。

東京高等裁判所を専属所管することなども問
題があると考えますが、それはそれとして、専門
的な知識が求められるということは当然であるし、
これからニーズがますます多様になることが想定
をされる点から、この改正点を十分生かすとい
う意味から、現在検討をされております司法制度改
革もそういう観点から踏まえて考えるべきであら
うというふうに思いますが、官房長官 いかがで
しょうか。

○青木国務大臣 お答えをいたします。

規制緩和等の改革が進み、社会構造が事前規制
型から事後監視型に移行するとともに、自由で活
力ある社会の実現が図られることなどに伴い、司
法による救済の必要性は今後より一層高まると
するものと考えております。

御承知のように、今回の独占禁止法の改正にお
きましても、被害者がみずから裁判所に差しとめ
を請求することができるようになる等、司法が果
たす役割は、今日、今度の法改正でも非常に大
きなものになっているという認識をいたしてござ
います。

現在、御承知のように、内閣に設置されました
司法制度改革審議会において、司法制度全体の改
革と基盤の整備に必要とされる基本的な政策につ
いて議論をいただいているところでございま
して、やはり国民がより利用しやすいような司法制
度を実現するために、司法の機能の充実強化に今
後も努めてまいりたいと考えております。

○北沢委員 将来にわたって、より多様化し複雑
化する経済構造において、公正取引委員会の的確
な対応はますます重要な意味を持つものと思
うわけであり。その役割に応じた組織体制の強化

は当然図らなければならぬと考えておりますし、被害者救済を迅速に行うためにも、専門機関としての公正取引委員会の充実強化はますます必要となると思ひます。

行政府としての定員削減は大きな流れであります。公正取引委員会のようなこれが必要を増す組織については、人員の面でも内容の面でもより一層の充実をお願いしたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○青木国務大臣 お答えをいたします。

先ほどの榊田議員の質問にも私お答えいたしました。同じ答えになろうと思ひますが、確かにこれからは定員削減、非常に難しいものや、やていかなければいけないわけでございまして、そのことと、やはり重要なところに重要な人数を配置するということは、私は考え方に、別の問題だ、そういうふうには考えておまして、今日までも事務の職員は二二増、そして審査部門は倍以上の増員を行つておりますので、必要に応じては当然今議員がおつたようなことも配慮に入らなければ、定数の削減の中でもやはり対応していかなければいかぬ問題だ、そのように考えております。

○北沢委員 重ねて強調をいたしたいと思ひますが、最後に、公正取引委員会は、被害者の救済、国民が納得のできる、信頼を得られるような組織とする努力が非常にこれからは重要であると思ひますが、いかがでしょうか。

○青木国務大臣 当然のことだと思つておまして、やはり国民の皆さんから信頼していただけるような組織でなければいかぬと思つておりますし、十分その期待にこたえてやつていただけるものと私は信じております。

○北沢委員 質問を終わります。どうもありがとうございました。

○中山委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○中山委員長 これより討論に入るのであります。

が、討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

内閣提出、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中山委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○中山委員長 ただいま議決いたしました本案に対し、伊藤達也君外六名から、自由民主党、民主党、公明党・改革クラブ、日本共産党、保守党、自由党及び社会民主党・市民連合の七派共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。吉田治君。

○吉田治君 たいだいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議（案）

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 自然独占事業に対する私的独占禁止法の適用に当たっては、関係事業者及び事業者団体等に対し、独占禁止法遵守への取組みを促すため、適正な取引に関する指針の周知徹底等、積極的な情報提供に努めること。

二 電気事業及びガス事業において、不当な対価による取引等公正な競争を阻害する行為に対する厳正な法運用を期するとともに、当該事業の自由化については、新規事業者の参入状況、エネルギー政策との整合性、供給安定性及び環境政策との整合性等に十分配慮しつつ、対応すること。

三 差止請求訴訟及び損害賠償請求訴訟におい

て、公正取引委員会は、被害者の立証責任の軽減を図る観点から、裁判所から意見を求められたときは、事業者の秘密保持の問題等に配慮しつつ、可能な限りその有する資料等の提供に努めること。

四 差止請求制度及び損害賠償請求制度については、救済を必要とする被害者が迅速かつ適切な救済を得られるよう、また、違反行為に対する抑止力としての機能にも着目しつつ、団体訴訟等につき、司法制度改革に係る検討状況等を踏まえつつ、引き続き検討を行うこと。

また、差止請求制度の創設及び損害賠償請求制度の改正内容等について、制度の有効かつ適切な活用を図るよう、各般の方法による広報に努め、その周知徹底を図ること。

五 本法により裁判所に提起される差止請求訴訟に迅速かつ迅速に対応し得るよう、裁判所の体制を整備するよう努めること。

六 規制緩和等の進展に伴い、自由かつ公正な競争秩序の維持が一層重要性を増大している状況にかんがみ、公正取引委員会は私的独占禁止法違反事件に迅速かつ適確に対応する等その執行に万全を期すること。そのため、同委員会の審査体制等の一層の充実・強化を図ること。

以上であります。

決議案の内容につきましては、委員会審査及び案文によって御理解いただけるものと存じますので、詳細な説明は省略させていただきます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○中山委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中山委員長 起立総員。よつて、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

この際、青木内閣官房長官から発言を求められておりますので、これを許します。青木内閣官房長官。

○青木国務大臣 ただいま御決議のありました附帯決議につきましては、その御趣旨を尊重いたしまして、本法律案の適切な施行、実施に努めてまいります。所存でございます。

ありがとうございます。

○中山委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました本案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○中山委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○中山委員長 次に、先刻付託になりました内閣提出、再生資源の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより趣旨の説明を聴取いたします。深谷通商産業大臣。

再生資源の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○深谷国務大臣 再生資源の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

我が国は、大量の資源を使用した経済活動を続けており、今後経済活動がさらに発展していく中で、廃棄物の最終処分場の制約、鉱物資源の枯渇など、環境面及び資源面の制約が顕在化することが懸念されております。このため、現在の大量生産、大量消費、大量廃棄型の経済システムを転換

し、環境制約及び資源制約への対応を経済活動のあらゆる面に織り込むことにより、環境と経済の統合された循環型経済社会を構築することが急務となっております。

このような状況を踏まえ、これまで講じてきた使用済み物品等や副産物を再生資源として利用するためのいわゆるリサイクル対策を拡充するとともに、新たに使用済み物品等及び副産物の発生抑制対策並びに使用済みの製品から取り出した部品等の再利用対策を講ずる必要があるため、本法律案を提出した次第であります。

次に、法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、使用済み物品等の発生の抑制のため、一定の要件を満たす製品について、原材料等の省資源化や耐久性の向上等による長期間使用を図るための取り組みを事業者が義務づけるための措置を講ずることとしております。

第二に、使用済みの製品から取り出した部品等の再利用を促進するため、一定の要件を満たす業種や製品について、部品等を再利用できるように配慮した製品の設計、製造を行うことを事業者が義務づけるための措置や、使用済みの製品から取り出した部品等を新たな製品の部品として利用することを事業者が義務づけるための措置を講ずることとしております。

第三に、事業者によって自主回収や再資源化を行うことが効率的な製品については、事業者みずからがその使用済みの製品を自主回収し、再資源化することを義務づけるための措置を講ずることとしております。

第四に、産業廃棄物の最終処分量の削減に資し、資源としての再利用を図るため、一定の要件を満たす業種について、事業者が計画的に生産工程の合理化等を行うことにより、工場等での製品の製造または加工に伴って発生する副産物の発生抑制対策と発生した副産物を再生資源として利用を促進するための対策を義務づけるための措置を講ずることとしております。

これらの対策を総合的に講ずることにより、資

源の有効な利用を促進し、循環型経済社会の構築を目指すこととしており、法律の名称も、資源の有効な利用の促進に関する法律と改めることとしております。

以上が、この法律案の提案理由及び要旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○中山委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、来る二十一日金曜日午前九時二十分理事會、午前九時三十分委員会を開会することと

し、本日は、これにて散会いたします。

午後二時三十七分散会

再生資源の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案

再生資源の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律

再生資源の利用の促進に関する法律(平成三年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

第三章 特定業種(第十条―第十二条)

第四章 第一種指定製品(第十三条―第十五条)

第五章 第二種指定製品(第十六条―第十八条)

第六章 指定副産物(第十八条―第二十條)

第七章 規則(第二十一条―第二十五条)

第八章 罰則(第二十六条―第二十八条)

目次中

第七章

第八章

罰則

第二十六条

第二十七条

第二十八条

第二十九条

第三十条

第三十一条

第三十二条

第三十三条

第三十四条

第三十五条

第三十六条

第三十七条

第三十八条

第三十九条

第四十条

第四十一条

第四十二条

第四十三条

第四十四条

第四十五条

第四十六条

第四十七条

第一条中「再生資源の発生量が増加し、そのを資源が大量に使用されていることにより、使用済み物品等及び副産物が大量に発生し、その相当部分が廃棄されており、かつ、再生資源及び再生部品の」に、「再生資源の利用」を使用済み物品等及び副産物の発生を抑制並びに再生資源及び再生部品

の利用に改める。

第二条第五項中「副産物であつて」を「エネルギーの供給又は建設工事に係る副産物であつて」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第四項中「第二種指定製品を」指定表示製品に改め、同項を同条第十一項とし、同項の次に次の一項を加える。

12 この法律において「指定再資源化製品」とは、製品(他の製品の部品として使用される製品を含む)であつて、それが一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄された後それを当該製品(他の製品の部品として使用される製品)にあつては、当該製品又は当該他の製品の製造、加工、修理若しくは販売の事業を行う者が自主回収(自ら回収し、又は他の者に委託して回収すること)をいう。以下同じ。

7 この法律において「特定省資源業種」とは、副

ることが経済的に可能であつて、その自主回収がされたものの全部又は一部の再資源化をすることが技術的及び経済的に可能であり、かつ、その再資源化をすることが当該再生資源又は再生部品の有効な利用を図る上で特に必要なものとして政令で定めるものをいう。

第二条第三項中「第一種指定製品を」指定再利用促進製品に改め、「再生資源」の下に「又は再生部品」を加え、同項を同条第十項とし、同条第二項中「特定業種を」特定再利用業種に、「再生資源を」再生資源又は再生部品を「これ」を「これら」に、「再生資源又は再生部品を」に、「これを」に改め、同項を同条第八項とし、同項の次に次の一項を加える。

9 この法律において「指定省資源化製品」とは、製品であつて、それに係る原材料等の使用の合理化、その長期間の使用の促進その他の当該製品に係る使用済み物品等の発生の抑制を促進することが当該製品に係る原材料等に係る資源の有効な利用を図る上で特に必要なものとして政令で定めるものをいう。

第二条第一項中「一度使用され、若しくは使用されずに収集され、若しくは廃棄された物品又は製品の製造、加工、修理若しくは販売 エネルギーの供給若しくは土木建築に関する工事(以下「建設工事」という。)に伴い副次的に得られた物品(以下「副産物」という。))」を「使用済み物品等又は副産物」に改め、「(放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。))」を削り、同項を同条第四項とし、同項の次に次の三項を加える。

5 この法律において「再生部品」とは、使用済み物品等のうち有用なものであつて、部品その他製品の一部として利用することができるもの又はその可能性のあるものをいう。

6 この法律において「再資源化」とは、使用済み物品等のうち有用なものの全部又は一部を再生資源又は再生部品として利用することができる状態にすることをいう。

第三条第一項中「再生資源の利用を」を「使用済物品等及び副産物の発生の抑制並びに再生資源及び再生部品の利用による資源の有効な利用(以下この章において「資源の有効な利用」という。)を」に、「再生資源の利用の」を「資源の有効な利用の」に改め、同条第二項中「再生資源の種類ごとにこれを利用し、又は利用すべき者の利用の目標を」を「製品の種類及び副産物の種類ごとの原材料等の使用の合理化に関する目標、再生資源の種類及び再生部品の種類ごとのこれらの利用に関する目標、製品の種類ごとの長期間の使用の促進に関する

七条第三項、第二十条第三項、第二十三條第三項、第二十五條第三項、第三十三條第三項又は第三十六條第三項」に改め、同条を第四十二條と

製造、加工、修理若しくは販売の事業又は当該指定表示製品の製造、加工若しくは販売の事業（その事業の用に供するために指定表示製品の製造を専ら営む事業）にあつては、当該事業者の事業」に改め、同号を同項第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

第二十三条第二項中「前項第二号」の下に、又は第三号を加え、「同号を」それぞれ同項第二号又は第三号に、「同項第三号又は第四号を」同項第四号から第六号まで」に改め、同条を第三十九条とする。

第二十二条第一項中「第十二条第三項、第十七条第三項又は第二十條第三項を」「第十三条第三項、第十七條第三項、第二十條第三項、第二十三條第三項、第二十五條第三項、第三十三條第三項

又は第三十六條第三項に改め、同条を第三十八條とする。

第二十一條第一項中「第十二條を第十三條及び第十七條に」、「特定事業者」を「特定省資源事業者又は特定再利用事業者」に改め、「再生資源の利用に關する」を削り、同條第五項中「第三項まで」を「第五項まで」に改め、同項を同條第七項とし、同條第四項中「前三項を」前各項に改め、同項を同條第六項とし、同條第三項中「第三種指定事業者」を「指定副産物事業者」に改め、「工場」を削り、同項を同條第五項とし、同條第二項中「第十五條及び第十七條を」第二十條、第二十三條及び第二十五條に、「第一種指定事業者又は第二種指定事業者」を「指定省資源事業者、指定再利用促進事業者又は指定表示事業者」に、「第一種指定製品又は第二種指定製品」を「指定省資源化製品、指定再利用促進製品又は指定表示製品」に改め、同項の次に次の二項を加える。

3 主務大臣は、第二十八條及び第二十九條の規定の施行に必要な限度において、認定指定再生資源化事業者に対し、その認定に係る使用済指定再生資源化製品の自主回収又は再生資源化の実施の状況に關し報告させ、又はその職員に、認定指定再生資源化事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

4 主務大臣は、第三十三條の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、指定再生資源化事業者に対し、使用済指定再生資源化製品の自主回収又は再生資源化の実施の状況に關し報告させ、又はその職員に、指定再生資源化事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

第二十一條を第三十七條とする。

「第七章 雜則」を「第十章 雜則」に改める。

第二十条第一項中「第三種指定事業者」を「指定副産物事業者」に改め、「その製造に係る製品の生産量」を削り、「第十八條第一項」を「第三十四條

第一項に改め、同條第二項及び第三項中「第三種指定事業者」を「指定副産物事業者」に改め、第六章中同條を第三十六條とする。

第十九條中「第三種指定事業者」を「指定副産物事業者」に改め、同條を第三十五條とする。

第十八條の見出し中「第三種指定事業者」を「指定副産物事業者」に改め、同條第一項中「工場又は」を削り、「第三種指定事業者」を「指定副産物事業者」に改め、同條第二項を次のように改める。

2 前項に規定する判断の基準となるべき事項は、当該指定副産物に係る再生資源の利用の状況、再生資源の利用の促進に關する技術水準その他の事情を勘案して定めるものとし、これらの事情の変動に応じて必要な改定をするものとする。

第十八條に次の一項を加える。
第十條第三項の規定は、第一項に規定する判断の基準となるべき事項を定め、又は前項に規定する改定をしようとする場合に準用する。

第六章 指定副産物を「第九章 指定副産物」に改める。
第十七條第一項中「第二種指定事業者があるときは、当該第二種指定事業者」を「指定表示事業者（中小企業基本法（昭和三十八年法律第五十四号）第二條第五項に規定する小規模企業者その他の政令で定める者であつて、その政令で定める収入金額が政令で定める要件に該當するものを除く。）があるときは、当該指定表示事業者」に改め、同條第二項中「第二種指定事業者」を「指定表示事業者」に改め、同條第三項中「第二種指定事業者」を「指定表示事業者」に、「第二種指定製品」を「指定表示製品」に改め、第五章中同條を第二十五條とし、同條の次に次の一章を加える。

第八章 指定再生資源化製品
（指定再生資源化事業者の判断の基準となるべき事項）
第二十六條 主務大臣は、指定再生資源化製品に係る再生資源又は再生部品の利用を促進するた

め、主務省令で、次に掲げる事項に關し、指定再生資源化製品の製造、加工、修理又は販売の事業を行う者（指定再生資源化製品を部品として使用する政令で定める製品の製造、加工、修理又は販売の事業を行う者を含む。以下「指定再生資源化事業者」という。）の判断の基準となるべき事項を定めるものとする。

一 使用済指定再生資源化製品（指定再生資源化製品が一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄されたものをいう。以下同じ。）の自主回収の実効の確保その他実施方法に關する事項
二 使用済指定再生資源化製品の再生資源化の目標に關する事項及び実施方法に關する事項
三 使用済指定再生資源化製品について市町村から引取りを求められた場合における引取りの実施、引取りの方法その他市町村との連携に關する事項
四 その他自主回収及び再生資源化の実施に關し必要な事項

2 前項に規定する判断の基準となるべき事項は、当該使用済指定再生資源化製品に係る自主回収及び再生資源化の状況、再生資源化に關する技術水準、市町村が行う収集及び処分状況その他の事情を勘案して定めるものとし、これらの事情の変動に応じて必要な改定をするものとする。
（使用済指定再生資源化製品の自主回収及び再生資源化の認定）
第二十七條 指定再生資源化事業者は、単独に又は共同して、使用済指定再生資源化製品の自主回収及び再生資源化を実施しようとするときは、主務省令で定めるところにより、次の各号のいずれにも適合していることについて、主務大臣の認定を受けることができる。

一 当該自主回収及び再生資源化が前条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に適合するものであること。
二 当該自主回収及び再生資源化に必要な行為を

実施する者が主務省令で定める基準に適合するものであること。

三 前号に規定する者が主務省令で定める基準に適合する施設を有するものであること。

四 同一の業種に属する事業を営む二以上の指定再生資源化事業者の申請に係る自主回収及び再生資源化にあつては、次のイ及びロに適合するものであること。

イ 当該二以上の指定再生資源化事業者と当該業種に属する他の事業者との間の適正な競争が確保されるものであること。

ロ 一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがあるものでないこと。

2 前項の認定を受けようとする者は、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書その他主務省令で定める書類を主務大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
二 自主回収及び再生資源化の対象とする使用済指定再生資源化製品の種類
三 自主回収及び再生資源化の目標
四 自主回収及び再生資源化に必要な行為を実施する者並びに当該自主回収及び再生資源化に必要な行為の用に供する施設
五 自主回収及び再生資源化の方法その他の内容に關する事項

3 主務大臣は、第一項の認定の申請に係る自主回収及び再生資源化が同項各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認定をするものとする。
（変更の認定）
第二十八條 前条第一項の認定を受けた指定再生資源化事業者（以下「認定指定再生資源化事業者」という。）は、同條第二項第二号から第五号までに掲げる事項の変更（主務省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、主務大臣の認定を受けなければならない。

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の変更

の認定に準用する。

(認定の取消し)

第二十九条 主務大臣は、第二十七条第一項の認定に係る自主回収及び再資源化が同項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

(公正取引委員会との関係)

第三十条 主務大臣は、同一の業種に属する事業を営む二以上の指定再資源化事業者の申請に係る自主回収及び再資源化について第二十七条第一項の規定による認定(第二十八条第一項の規定による変更の認定を含む。次項及び次条において同じ。)をしようとする場合において、必要があると認めるときは、当該申請に係る自主回収及び再資源化のための措置について、公正取引委員会に意見を求めることができる。

2 公正取引委員会は、必要があると認めるときは、主務大臣に対し、前項の規定により意見を求められた自主回収及び再資源化のための措置であつて主務大臣が第二十七条第一項の規定により認定をしたものについて意見を述べることができる。

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律における配慮)

第三十一条 環境大臣は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)の規定の適用に当たっては、第二十七条第一項の規定による認定に係る自主回収及び再資源化の円滑な実施が図られるよう適切な配慮をするものとする。

(指導及び助言)

第三十二条 主務大臣は、使用済指定再資源化製品の自主回収及び再資源化を促進するため必要があると認めるときは、指定再資源化事業者に対し、第二十六条第一項に規定する判断の基準となるべき事項を勧告して、使用済指定再資源化製品の自主回収及び再資源化について必要な指導及び助言をすることができる。

(勧告及び命令)

第三十三条 主務大臣は、指定再資源化事業者であつて、その製造若しくは販売に係る指定再資源化製品又は指定再資源化製品を部品として使用する第二十六条第一項の政令で定める製品の生産量若しくは販売量が政令で定める要件に該当するものの当該使用済指定再資源化製品の自主回収及び再資源化が同項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該指定再資源化事業者に対し、その判断の根拠を示して、当該使用済指定再資源化製品の自主回収及び再資源化に關し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

2 主務大臣は、前項に規定する勧告を受けた指定再資源化事業者がその勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

3 主務大臣は、第一項に規定する勧告を受けた指定再資源化事業者が、前項の規定によりその勧告に従わなかつた旨を公表された後において、なお、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、当該使用済指定再資源化製品の自主回収及び再資源化を著しく害するものとするときは、審議会等で政令で定めるもの、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

第十六条の見出し中「第二種指定事業者」を「指定表示事業者」に改め、同条中「第二種指定製品」を「指定表示製品」に改め、同条第二号中「以下「第二種指定事業者」を「その事業の用に供するために指定表示製品の製造を發注する事業者を含む。以下「指定表示事業者」に改め、同条を第二十四条とする。

第十五条の見出しを「(勧告及び命令)」に改め、同条第一項中「第一種指定事業者」を「指定再利用促進事業者」に改め、「第一種指定製品」を「指定再利用促進製品」に改め、「再生資源」の下に「又は再生部品」を加える。

第十五条の見出しを「(勧告及び命令)」に改め、同条第一項中「第一種指定事業者」を「指定再利用促進事業者」に改め、「第一種指定製品」を「指定再利用促進製品」に改め、「再生資源」の下に「又は再生部品」を加える。

品を加え、「第十三条第一項を「第二十一条第一項」に改め、同条第二項中「第一種指定事業者」を「指定再利用促進事業者」に改め、同条に次の一項を加える。

3 主務大臣は、第一項に規定する勧告を受けた指定再利用促進事業者が、前項の規定によりその勧告に従わなかつた旨を公表された後において、なお、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、当該指定再利用促進製品に係る再生資源又は再生部品の利用の促進を著しく害するものとするときは、審議会等で政令で定めるもの、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

第十四条中「第一種指定製品」を「指定再利用促進製品」に改め、「再生資源」の下に「又は再生部品」を加え、「第一種指定事業者」を「指定再利用促進事業者」に改め、同条第二号中「以下「第一種指定事業者」を「その事業の用に供するために指定表示製品の製造を發注する事業者を含む。以下「指定表示事業者」に改め、同条を第二十四条とする。

第十三条の見出し中「第一種指定事業者」を「指定再利用促進事業者」に改め、同条第一項中「第一種指定製品」を「指定再利用促進製品」に改め、「再生資源」の下に「又は再生部品」を加え、「第一種指定事業者」を「指定再利用促進事業者」に改め、同条第二号中「以下「第一種指定事業者」を「その事業の用に供するために指定表示製品の製造を發注する事業者を含む。以下「指定表示事業者」に改め、同条を第二十四条とする。

第十四条 第一種指定製品を「第六章 指定再利用促進製品」に改める。

第十二条第一項中「特定事業者」を「特定再利用事業者」に、「特定業種」を「特定再利用業種」に改め、「再生資源」の下に「又は再生部品」を加え、「第十條第一項」を「第十五條第一項」に改め、同条第二項中「特定事業者」を「特定再利用事業者」に改め、同条第三項中「特定業種」を「特定再利用業種」に改め、「再生資源」の下に「又は再生部品」を加え、「(国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第八条に規定する機関をいう。以下同じ。)」を削

り、第三章中同条を第十七条とし、同条の次に次の一章を加える。

第五章 指定省資源化製品

(指定省資源化事業者の判断の基準となるべき事項)

第十八条 主務大臣は、指定省資源化製品に係る使用済物品等の発生の抑制を促進するため、主務省令で、指定省資源化製品の製造、加工、修理又は販売の事業を行う者(以下「指定省資源化事業者」という。)の使用済物品等の発生の抑制に關する判断の基準となるべき事項を定めるものとする。

2 前項に規定する判断の基準となるべき事項は、当該指定省資源化製品に係る使用済物品等の発生の抑制の状況、使用済物品等の発生の抑制に關する技術水準その他の事情を勘案して定めるものとし、これらの事情の変動に応じて必要な改定をするものとする。

3 第十條第三項の規定は、第一項に規定する判断の基準となるべき事項を定め、又は前項に規定する改定をしようとする場合に準用する。

(指導及び助言)

第十九条 主務大臣は、指定省資源化製品に係る使用済物品等の発生の抑制を促進するため必要があると認めるときは、指定省資源化事業者に対し、前条第一項に規定する判断の基準となるべき事項を勧告して、使用済物品等の発生の抑制について必要な指導及び助言をすることができる。

(勧告及び命令)

第二十条 主務大臣は、指定省資源化事業者であつて、その製造又は販売に係る指定省資源化製品の生産量又は販売量が政令で定める要件に該当するものの当該指定省資源化製品に係る使用済物品等の発生の抑制が第十八條第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該指定省資源化事業者に対し、その判断の根拠を示して、当該指定省資源化製品に係る使用済物品等

の発生の抑制に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができ。

2 主務大臣は、前項に規定する勧告を受けた指定省資源化事業者がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

3 主務大臣は、第一項に規定する勧告を受けた指定省資源化事業者が、前項の規定によりその勧告に従わなかった旨を公表された後において、なお、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、当該指定省資源化製品に係る使用済物品等の発生の抑制を著しく害するものとするときは、審議会等で政令で定めるものの意見を聴いて、当該指定省資源化事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

第十一條中「特定事業者」を「特定再利用事業者」に改め、「再生資源」の下に「又は再生部品」を加え、同条を第十六条とする。

第十條の見出し中「特定事業者」を「特定再利用事業者」に改め、同条第一項中「特定業種」を「特定再利用業種」に改め、「再生資源」の下に「又は再生部品」を加え、「特定事業者」を「特定再利用事業者」に改め、同条第二項中「特定業種」を「特定再利用業種」に改め、「再生資源」の下に「又は再生部品」を加え、同条第三項を次のように改める。

3 第十條第三項の規定は、第一項に規定する判断の基準となるべき事項を定め、又は前項に規定する改定をしようとする場合に準用する。

第十條を第十五条とする。

第三章 特定業種を「第四章 特定再利用業種」に改める。

第九條の次に次の一章を加える。

第三章 特定省資源業種

(特定省資源事業者の判断の基準となるべき事項)

第十條 主務大臣は、特定省資源業種に係る原材料等の使用の合理化による副産物の発生の抑制及び当該副産物に係る再生資源の利用を促進するため、主務省令で、副産物の発生抑制等のた

めに必要な計画的に取り組むべき措置その他の措置に関し、工場又は事業場において特定省資源業種に属する事業を行う者以下「特定省資源事業者」という。の判断の基準となるべき事項を定めるものとする。

2 前項に規定する判断の基準となるべき事項は、当該特定省資源業種に係る原材料等の使用の合理化による副産物の発生の抑制の状況、原材料等の使用の合理化による副産物の発生の抑制に関する技術水準その他の事情及び当該副産物に係る再生資源の利用の状況、再生資源の利用の促進に関する技術水準その他の事情を勘案して定めるものとし、これらの事情の変動に応じて必要な改定をするものとする。

3 主務大臣は、第一項に規定する判断の基準となるべき事項を定め、又は前項に規定する改定をしようとするときは、資源の再利用の促進に係る環境の保全の観点から、環境大臣に協議しなければならない。

(指導及び助言)

第十一條 主務大臣は、特定省資源事業者の副産物の発生抑制等の適確な実施を確保するため必要と認めるときは、特定省資源事業者に対し、前条第一項に規定する判断の基準となるべき事項を勘案して、副産物の発生抑制等について必要な指導及び助言をすることができる。

(計画の作成)

第十二條 特定省資源事業者であつて、その事業年度における当該特定省資源事業者の製造に係る政令で定める製品の生産量が政令で定める要件に該当するものは、主務省令で定めるところにより、第十條第一項に規定する判断の基準となるべき事項において定められた副産物の発生抑制等のために必要な計画的に取り組むべき措置の実施に関する計画を作成し、主務大臣に提出しなければならない。

(勧告及び命令)

第十三條 主務大臣は、特定省資源事業者であつて、その製造に係る製品の生産量が政令で定め

る要件に該当するものの当該特定省資源業種に係る副産物の発生抑制等が第十條第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該特定省資源事業者に対し、その判断の根拠を示して、当該特定省資源業種に係る副産物の発生抑制等に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

2 主務大臣は、前項に規定する勧告を受けた特定省資源事業者がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

3 主務大臣は、第一項に規定する勧告を受けた特定省資源事業者が、前項の規定によりその勧告に従わなかった旨を公表された後において、なお、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、当該特定省資源業種に係る副産物の発生抑制等を著しく害するものとするときは、審議会等(国家行政組織法昭和二十三年法律第二十号)第八条に規定する機関をいう。以下同じ。で政令で定めるものの意見を聴いて、当該特定省資源事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(環境大臣との関係)

第十四條 主務大臣は、特定省資源事業者の副産物の発生抑制等の適確な実施を確保するために必要な施策の実施に当たり、当該施策の実施が廃棄物の適正な処理に関する施策に関連する場合においては、環境大臣と緊密に連絡して行うものとする。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。

(処分等の効力)

第二條 この法律による改正前の再生資源の利用の促進に関する法律の規定によつてした処分、手続その他の行為は、この法律による改正後の資源の有効な利用の促進に関する法律の相当規定によつてしたものとみなす。

(罰則に関する経過措置)

第三條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(検討)

第四條 政府は、この法律の施行の日から七年以内に、この法律による改正後の資源の有効な利用の促進に関する法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の一部改正)

第五條 民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法(昭和六十一年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項第十六号イ中「再生資源の利用の促進に関する法律」を「資源の有効な利用の促進に関する法律」に、「第二條第一項」を「第二條第四項」に改める。

(産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律の一部改正)

第六條 産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律(平成四年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第二十七條第一号中「再生資源の利用の促進に関する法律」を「資源の有効な利用の促進に関する法律」に、「第二條第二項」を「第二條第八項」に改める。

(エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法の一部改正)

第七條 エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法(平成五年法律第十八号)の一部を次のように改正する。

第二條第三項中「再生資源の利用の促進に関する法律」を「資源の有効な利用の促進に関する法律」に、「第二條第一項」を「第二條第四項」に

改め、同条第四項第六号中「再生資源の利用の促進に関する法律第二条第四項」を「資源の有効な利用の促進に関する法律第二十一条」に改める。

（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の一部改正）

第八条 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）の一部を次のように改正する。

第三十六条中「再生資源の利用の促進に関する法律」を「資源の有効な利用の促進に関する法律」に改める。

（特定家庭用機器再商品化法の一部改正）

第九条 特定家庭用機器再商品化法（平成十年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第四十八条中「再生資源の利用の促進に関する法律」を「資源の有効な利用の促進に関する法律」に改める。

理由

我が国において、資源が大量に使用されていることにより、使用済物品等及び副産物が大量に発生し、その相当部分が廃棄されており、かつ、再生資源及び再生部品の相当部分が利用されずに廃棄されている状況にかんがみ、使用済物品等及び副産物の発生の抑制並びに再生部品の利用の促進に関する措置を講ずるとともに、再生資源の利用の促進に関する措置を拡充する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成十二年五月二十四日印刷

平成十二年五月二十五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

D